




今後の障害者相談支援体制のあり方

— 計画相談支援・障害児相談支援がより利用しやすい環境の整備に向けて —

報告書

令和8年1月

仙台市障害者自立支援協議会



はじめに

仙台市では、令和6年3月に仙台市障害者保健福祉計画(令和6～11年度)等を策定いたしました。計画では、「共生のまち・共生する社会」を理念として掲げるとともに、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる」ことを基本目標として、その達成に向けて施策を推進していくことといたしました。計画期間は2年目となり、仙台市の障害者施策に関わる方お一人おひとりが、計画が掲げる方向性に沿って、日々の実践に取り組まれていることと思えます。

相談支援の関連では、平成29年度に仙台市障害者自立支援協議会のもとに設置した「障害者の相談支援体制あり方検討会」における提言を受け、前期計画(平成30～令和5年度)に基づき仙台市障害者基幹相談支援センターの設置をはじめ、障害のある方が地域の中で自分らしく生活することを支える体制の整備を着実に進めてきました。基幹相談支援センターの設置により、仙台市においては、国が示す基幹相談支援センター・障害者相談支援事業・指定特定相談支援事業所による3層構造の相談支援体制を具現化したわけですが、支援ニーズの広がりや、相談支援の担い手の増加等の状況の変化により、3層の連動に不具合が生じているとの声が聞かれており、より有機的に機能するため、改めて検討を要する時期に差し掛かっていると考えられます。

仙台市では、長きにわたって、当事者を中心とした相談支援体制を官民協働で構築・運用してきており、制度改正や社会状況の変化等に応じて、現状課題を修正し、見直しを図ってまいりました。今般、今後の相談支援体制のあり方の一環として、計画相談支援・障害児相談支援がより利用しやすい環境の整備について、仙台市障害者自立支援協議会の提言を報告書として取りまとめましたが、これまでの検討を振り返りますと、計画相談支援等を含む全ての障害者施策が、先述の仙台市障害者保健福祉計画の基本目標の達成に向け行われていくことの重要性について、より認識を深めることができたと考えております。

仙台市には、提言に基づいて、より積極的に相談支援体制の整備に取り組むことを求めるとともに、本報告書を手にした方々と仙台市障害者保健福祉計画のさらなる推進に向け、改めて目線を合わせる機会になることを期待しております。

仙台市障害者自立支援協議会

委員長 大坂 純

目次

第1章 仙台市における計画相談支援・障害児相談支援の状況	1
1 計画相談支援・障害児相談支援の概要	1
2 仙台市における障害児者の相談支援体制整備の取組みと計画相談支援等の状況.....	1
3 仙台市障害者保健福祉計画(令和6～11年度)等の策定	3
第2章 計画相談支援等に関する実態調査	4
1 指定特定等を対象とした調査	4
2 セルフプランにより障害福祉サービス等を利用する障害児者等を対象とした調査	5
第3章 課題と取組みの方向性について	7
1 指定特定の支援力の向上	7
2 指定特定の事業運営の安定化	7
3 指定特定と関係機関のネットワークの強化	8
4 計画相談支援等の受け皿の拡充	9
5 市民の計画相談支援等に関する知識・理解の促進	9
6 計画相談支援等へのつながりやすさの向上.....	10
第4章 計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向けて	11
資料編	13
仙台市障害者保健福祉計画	15
指定特定相談支援事業所を対象としたアンケート調査について	27
セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象としたアンケート調査について	75
仙台市障害者自立支援協議会 委員名簿.....	117

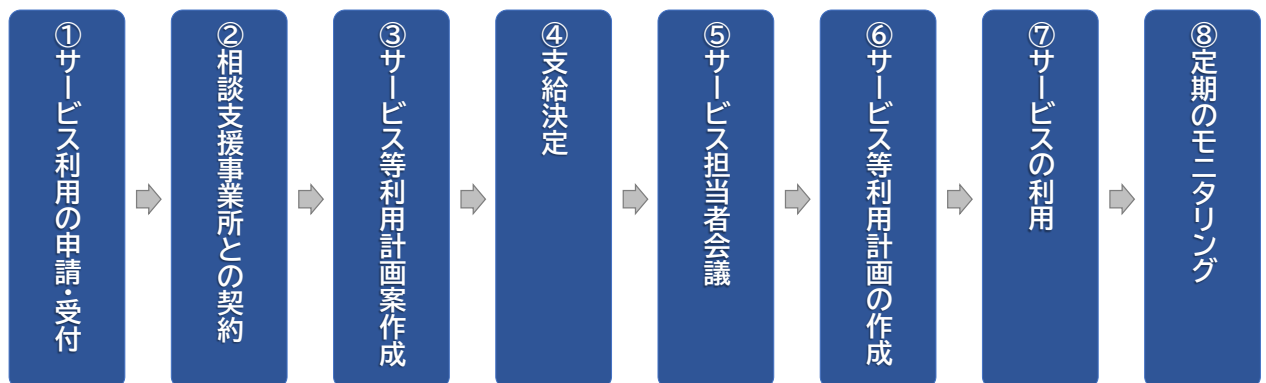
第1章 仙台市における計画相談支援・障害児相談支援の状況

1 計画相談支援・障害児相談支援の概要

平成 24 年4月施行の改正障害者自立支援法および改正児童福祉法により、相談支援事業の体系が見直され、計画相談支援・障害児相談支援(以下「計画相談支援等」という。)等¹に再編された。計画相談支援等は、障害児者が障害福祉サービスや障害児通所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合に適用される、ケアマネジメント²の制度的運用である。具体的には、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所³(以下「指定特定」という。)が、サービス等利用計画(障害児の場合は、障害児支援利用計画)を作成するとともに、定期的に障害児者の生活状況やサービスの利用状況をモニタリングし、適宜計画を見直すことにより、障害児者の生活課題の改善や希望する生活の実現に向け、必要なサービスの利用を支援するものである。

平成 25 年施行の障害者総合支援法により、計画相談支援等については、障害福祉サービス等を利用する全ての人に対して、支給決定を行う自治体にサービス等利用計画案を提出することが義務化された。一方で、制度の実運用においては、障害児者が真に希望する場合や、自治体が指定特定の誘致に向けた取組みを行ってもなお、必要な体制が確保されない場合において、障害児者等が自ら作成するセルフプランに代えることが、やむを得ぬ措置として容認されてきた経過がある。

【計画相談支援等のプロセス】



2 仙台市における障害児者の相談支援体制整備の取組みと計画相談支援等の状況

仙台市では、障害児者の希望を大切に、誰もが地域で当たり前の暮らしを送ることができるよう、官民協働による相談支援を行うとともに、支援実践の蓄積から見出された課題や、国による制度改正等を踏まえ、仙台市障害者自立支援協議会⁴(以下「自立協」という。)等において適宜仕組みの見直しに取り組んできた。

¹ 法改正により、計画相談支援、障害児相談支援のほか、指定一般相談支援事業者が行う地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)が新設された。

² ケアマネジメントとは、地域における生活の中でサービスを提供する際に、利用者の生活全般にわたるニーズと公私にわたる様々な社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図りつつ、包括的にかつ継続的にサービス提供を確保する援助方法をいう(高橋清久、大島巖、「ケアガイドラインに基づく精神障害者ケアマネジメントの進め方(改定新版)」、精神障害者社会復帰促進センター、2001年7月)。

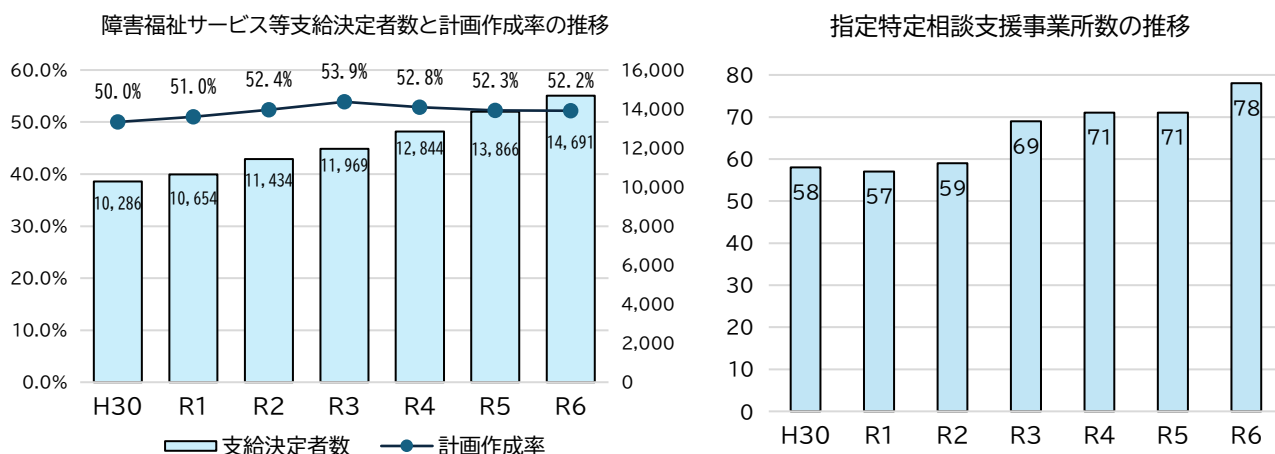
³ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所とは、基本相談支援を基盤とした計画相談支援(障害児相談支援)を行う相談支援事業所であり、国が定める事業の人員および運営に関する基準をもとに各自治体が指定するもの。

⁴ 障害者自立支援協議会とは、障害者総合支援法第 89 条の3第 1 項に定める市町村協議会であり、関係機関、関係団体、障

平成 29 年度には、自立協(障害者の相談支援体制あり方検討会)において、支援の必要性はありながらも自ら声をあげることができない障害児者などの「重点的に関わる対象者」に確実かつ継続的に支援を提供するための体制整備について検討を行った。その中では、重点的に関わる対象者に適切な支援が提供されるよう十分な時間を確保するためには、障害者相談支援事業所⁵等の計画相談支援等に係る業務負担の軽減が必要であり、指定特定の体制強化が課題の一つとして示された。

自立協の提言に基づく取組みは、本市の障害者施策全体の方向性を定める仙台市障害者保健福祉計画(平成 30～令和5年度)等に盛り込み、相談支援事業所等の支援者支援を行う仙台市障害者基幹相談支援センター⁶(以下「基幹相談支援センター」という。)の設置、地域生活支援拠点等の整備⁷、各区自立協における多機関協働支援体制の構築等に取り組んできた。計画相談支援等の関連では、指定特定が円滑に業務を実施できるよう、実務担当者を対象とした研修や、業務の指針となるガイドブックの作成等により事業の推進を図ってきた。

これらの取組みに加え、国の障害福祉サービス等報酬改定⁸による報酬単価の見直しや加算の新設等により、本市における指定特定の事業所数および計画相談支援等の利用者数は徐々に増加してきた。しかし、障害福祉サービス等の支給決定者数の増加がこれを上回り、ここ数年、サービス等利用計画を作成する障害児者は5割程度で推移しており、計画相談支援等を必要とする方に十分にサービスが行き届かない状況が生じている。



*各年度3月時点

*介護保険においてケアプランを作成する者は作成率を含む

害者等やその家族、その他の関係者が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報および支援体制に関する課題についての情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置するもの。

⁵ 障害者相談支援事業とは、地域生活支援事業の市町村事業の一つであり、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うもの。仙台市では、各区3～4ヶ所、計16事業所を設置している。

⁶ 基幹相談支援センターとは、障害者総合支援法第77条の2の規定に基づき地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置するもの。地域の実情に応じ、「総合的・専門的な相談支援の実施」、「地域の相談支援体制の強化の取組み」、「自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組み」等の業務を行う。仙台市では、令和2年度に市直営で設置し、令和6年度から社会福祉法人に委託し実施している。

⁷ 地域生活支援拠点等とは、障害者総合支援法第77条の規定に基づき障害者の重度化・高齢化や親亡きあとを見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う機能を持つ場所や体制である。仙台市では、モデル事業を経て、令和3年度に地域生活支援拠点等を設置し、主に緊急受け入れの体制整備に取り組んでいる。

⁸ 障害福祉サービス等報酬改定とは、国が障害者総合支援法に基づく事業の報酬や指定基準等について3年ごとに見直しを行うもの(併せて、介護保険法に基づく事業についても見直しが行われる)。

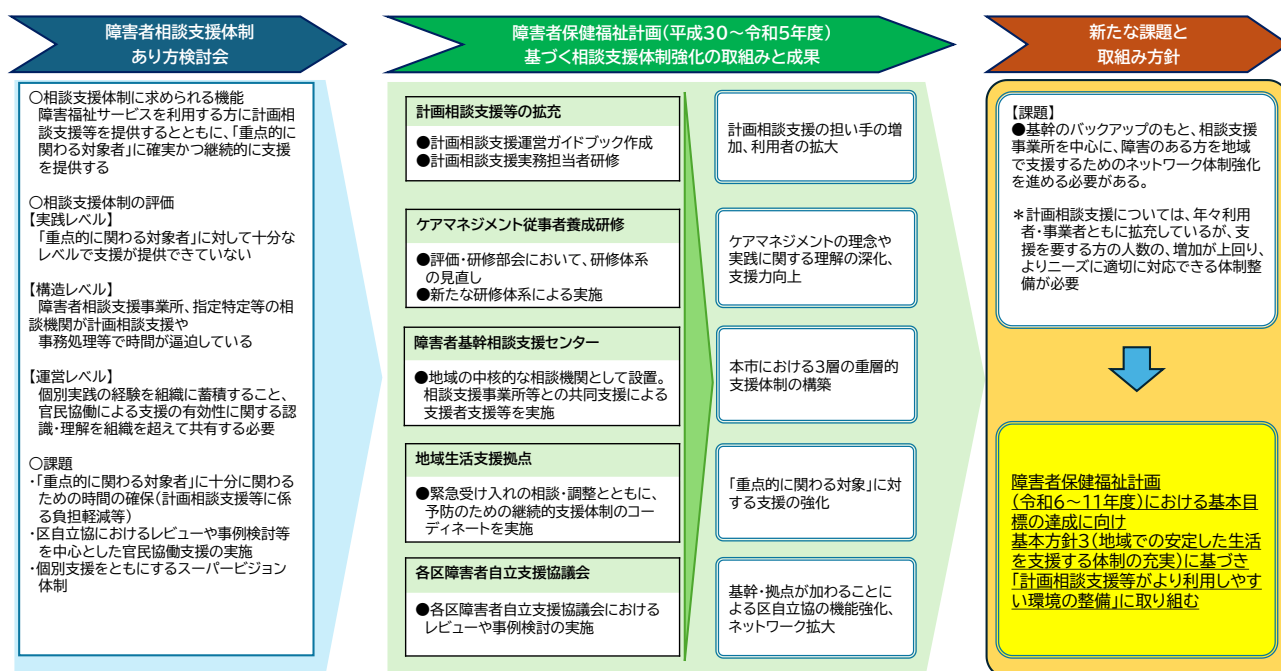
3 仙台市障害者保健福祉計画(令和6～11年度)等の策定

令和6年3月に策定した仙台市障害者保健福祉計画(令和6～11年度)等⁹においては、「共生のまち・共生する社会」を理念に掲げ、包摂的な社会の実現に向け施策を総合的かつ計画的に推進することとした。

前期計画期間(平成30～令和5年度)の振り返りにおいて、障害者相談支援体制については、基幹相談支援センターのバックアップのもと、相談支援事業所を中心に、障害のある方を地域で支援するためのネットワーク体制強化を進める必要があるとの課題が示された。

この課題を解決し、計画目標を達成するための取組みの一環として、計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向け、実態を把握するとともに自立協において重点的なテーマとして検討することとした。

【仙台市における相談支援体制整備の取組みの経過】



⁹ 障害者保健福祉計画とは、障害者基本法第11条第3項に定める市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)。仙台市では、障害者総合支援法第88条第1項および児童福祉法第33条の20第1項に規定するサービスの見込量を定める障害福祉計画(第7期)と障害児福祉計画(第3期)を合わせた3つの計画を一体のものとして策定している。

第2章 計画相談支援等に関する実態調査

計画相談支援等がより利用しやすくなるために、どのような問題があるのか調べる必要があることから、指定特定および障害児者を対象にアンケート調査を実施した。また、アンケート調査の結果から、より深めて実態を把握するためにヒアリング等の追加調査を行った。

1 指定特定等を対象とした調査

(1) アンケート調査

計画相談支援等がより利用しやすい環境を整備する上で、支援の担い手である指定特定には、高い対応力と障害児者に対する継続的な支援の提供が求められる。前述の通り、指定特定の事業所数は徐々に増加してきてはいるが、事業を継続できずに廃止する事業所は少なくなく、相当の困難さを抱え、業務にあたっていると考えられた。

背景にどのような問題があるのか調べるために、市内の56事業所を対象にアンケート調査を行い、51事業所から回答を得た(回答率 91%)。なお、本調査においては、財源や業務の違い等があることから、障害者相談支援事業等を受託する事業所は対象としなかった。

調査の結果、以下12点のことが明らかとなった(詳細は、巻末資料29～70頁参照)。

- 4割以上の指定特定が「一人事業所」であること(32頁 問8)
- 相談支援専門員¹⁰の約半数が、計画相談支援等の実務経験が5年未満であること(33頁 問8-1-3)
- 7割以上の指定特定において、事務職員は配置しておらず、相談支援専門員が請求や労務等を担当している場合が多いこと(33頁 問9, 34頁 問9-2)
- 計画相談支援等の新規利用者の受け入れについて十分な余力がある指定特定は1割未満であること(38頁 問20)
- 計画相談支援等の一連のケースワーク過程¹¹において、困難さを抱える指定特定が少なくないこと(39～41頁 問22-1～22-4)
- 4割以上の指定特定が事務作業に困難さを抱えていること(42頁 問24)
- 多くの指定特定において、支援や事務作業の困難さを軽減・改善するための効果的な工夫が行えていないこと(42頁 問23, 43頁 問25)
- 関係機関と必ずしも円滑な連携を図ることができていない指定特定が少なくないこと(44頁 問26)
- 3割以上の指定特定が区自立協の会議体にほぼ参加していないこと(45頁 問27)
- 5割以上の指定特定が相談支援事業所のみでの収益で独立採算できていないこと(45頁 問29)
- 相談支援の事業を拡大していく意向のある指定特定は3割以下であること(46頁 問30)

¹⁰ 相談支援専門員は、障害児者の生活全般に関わる相談や情報の提供、障害福祉サービス利用のための計画の作成、関係機関との連絡・調整などの業務を行うための資格である。資格の取得にあたっては、障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～5年)と相談支援従事者初任者研修の修了が必要となる。

¹¹ ケースワークとは、困難を抱える個人や家族に対して、その人が自立した生活を送れるよう個別に支援する社会福祉援助技術をいう。インテーク(受理面接)、アセスメント(事前評価)、プランニング(個別援助計画の立案、作成)、インターベンション(介入)、モニタリング(経過観察)、エバリュエーション(再アセスメント、事後評価)、ターミネーション(終結)という段階を経て行われる。

- 効果的な支援の実施と安定的な事業運営を両立する指定特定には、以下の特徴があること（49～58頁）
 - a. 多様なケースに対応可能な枠組みを有していること
 - b. 充実した人員体制を敷いていること
 - c. 専門性の高い職員を配置していること
 - d. 多様な手法により業務の効率化を行っていること
 - e. 関係機関とのネットワークを構築していること

(2)追加調査

指定特定を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、指定特定の支援力向上に係る人材育成の状況、計画相談支援等の受け皿の新規開拓の可能性を探るため、追加調査を行い、以下4点のことが明らかとなった(詳細は、巻末資料71～73頁参照)。

① 指定特定を対象としたヒアリング

- 自組織内において人材育成の体制が整っておらず、OJT(On the Job Training)・OFF-JT(Off the Job Training)¹²の十分な機会を得ることが困難な指定特定があること
- 指定特定は、孤立感の軽減やバーンアウト¹³の予防のため、相談支援専門員同士の学び合いや交流の機会を求めていること

② 計画相談支援等への新規参入の意向に関する障害福祉サービス事業所を対象とした調査

- 計画相談支援等への新規参入に前向きな意向を示す障害福祉サービス事業所が一定数あること
- 障害福祉サービス事業所は、計画相談支援等の新規参入にあたり、制度や支援プロセス、安定的な事業運営に関する知識の獲得、人材の確保と育成等多様な課題を有していること

2 セルフプランにより障害福祉サービス等を利用する障害児者等を対象とした調査

(1)アンケート調査

前章で述べた通り、仙台市においては障害福祉サービス等を利用する障害児者の半数程度が、相談支援事業所によるサービス等利用計画に代え、セルフプランを作成している(以下、「セルフプラン利用者」という)。これらの障害児者がセルフプランにより障害福祉サービス等を利用する背景にはどのようなことがあるのか、また、計画相談支援等の利用について、どのような希望を持っているのか等を調査するために、セルフプラン利用者 6,276 名を対象にアンケート調査を行い、1,463 名から回答を得た(回答率 23%)。

調査の結果、以下8点のことが明らかとなった(詳細は、巻末資料75～113頁参照)

- 計画相談支援等の名前および内容を知っているセルフプラン利用者は3割程度であること(89頁 問13)

¹² OJT(On the Job Training)・OFF-JT(Off the Job Training)とは、企業等における人材育成のための研修方法であり、前者は職場内での実務を通じて技能を習得する方法であり、後者は職場外での研修等を通じて知識を得る方法。

¹³ バーンアウトとは、「燃え尽き症候群」と言われており、それまで一つのことに没頭していた人が、あたかも燃え尽きてしまったように意欲を喪失し、社会的に適応できなくなる状態のこと。

- セルフプランにより障害福祉サービス等を利用する理由として、どの相談支援事業所に相談すればよいかわからないことが多く選ばれていること(93頁 問14-2)
- 約 6 割のセルフプラン利用者が計画相談支援等の利用を希望していること(94 頁 問 15)
- セルフプラン利用者は、多様な生活上の困りごとを抱えていること(95 頁 問16)
- セルフプラン利用者のうち、障害程度が重い方が軽度の方に比較して計画相談支援等をすぐに利用したい割合が高いこと(障害児:100 頁, 障害者:101頁)
- セルフプラン利用者のうち、障害程度が重い方が軽度の方に比較して困りごとに対処できていない割合が高いこと(障害児:100 頁, 障害者:101 頁)
- 障害福祉サービスを複数利用しているセルフプラン利用者(障害者)の方が、単一のサービスを利用している方に比較して、計画相談支援をすぐに利用したい割合が高いこと(102 頁)
- 計画相談支援等の認知度の低さは、計画相談支援等の利用意向が不明なセルフプラン利用者ほど顕著であること(102 頁)

(2)追加調査

セルフプラン利用者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、計画相談支援等に関する情報提供や関係機関から計画相談支援等に障害児者をつないでいくための課題、計画相談支援等が特に必要な対象像を把握するため、追加調査を行い、以下 4 点のことが明らかとなった(詳細は、巻末資料114～116頁参照)。

- ① 市民への情報提供に関する障害当事者・主任相談支援専門員¹⁴を対象としたヒアリング
 - 計画相談支援等の情報について、どのような相談ができ、どのようなメリットがあるのか等、好事例などを交え、市民がイメージしやすいよう発信する必要があること
 - 計画相談支援等の情報について、文字のみの説明ではなく、障害特性に配慮した理解しやすい手法で発信する必要があること
- ② 計画相談支援等につなげていくための課題に関する関係機関を対象としたヒアリング
 - 計画相談支援等の受け皿の不足に加え、支援者の制度に関する理解の不足や、指定特定に関する情報(各事業所の特徴等)の不足が、関係機関から計画相談支援等へのつなぎにくさの一因となっていること
- ③ 計画相談支援等が特に必要な対象像に関する主任相談支援専門員を対象としたヒアリング
 - 計画相談支援等が特に必要な対象については、以下の観点から整理が必要であること
 - a. 障害福祉サービス事業所間の連携の推進や支援の一貫性を確保すること
 - b. ライフステージの変化等に応じた支援の連続性を確保すること
 - c. 生活状況等の変化等に伴う新たなサービスの調整・確保や適応を促進すること
 - d. 専門的かつ手厚い支援体制を確保すること
 - e. 自己決定を推進すること

¹⁴ 主任相談支援専門員とは、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う相談支援専門員。相談支援従事者現任研修受講後、3年以上の実務経験を経て、相談支援従事者主任研修を受講することにより配置が可能となる。

第3章 課題と取組みの方向性について

1 指定特定の支援力の向上

調査によると、指定特定の相談支援専門員の約半数が計画相談支援等の実務経験が5年未満であること、また、一連のケースワーク過程において、困難さを抱えている場合が少なくないことが明らかとなった。

効果的な支援の実施と安定的な事業運営を両立している指定特定については、多様なケースに対応可能な枠組みがあること、充実した人員体制が敷かれていること、専門性の高い職員が配置されていることが特徴として示されている。こうした体制を敷くことにより、支援過程で課題や疑問、葛藤が生じた際に、自組織内において、適宜 OJT・OFF-JT によるスーパービジョン¹⁵が実施できたり、他の相談支援専門員と支援について振り返り、省察したりすることを可能とし、多様なケースへの支援経験が蓄積され、支援力の向上が図られているものと考えられる。このことは、支援力の向上のほか、悩みや負担を分かち合い、支え合うという点においても意義深いものであり、初任の段階から支援の実践とスーパービジョンのサイクルを継続していくことの重要性を示唆している。

一方で、とりわけ一人事業所などにおいては、自組織内において十分な人材育成の体制を有していないことがあり、支援において生じた問題を解消しにくい状況に置かれている。そのため、段階的な支援力の向上がなされにくく、当事者のニーズを的確に捉えた質の高い支援の展開や幅広いケースへの支援の提供に支障が生じているものと考えられ、組織を超えた OJT・OFF-JT によるスーパービジョンを提供する必要がある。

相談支援専門員の人材育成を目的として、平成 30 年度に事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」が創設され、仙台市においても徐々に当該資格を有する相談支援専門員が増えてきている。また、令和2年度には、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所等の支援者支援を主な業務として、共同支援や研修の実施等、各般の取組みを進めてきたところである。しかし、具体的な取組みについては、それぞれの自助努力に任されており、組織を超えたスーパービジョンが体系的に実施されているとは言い難い状況にあり、いずれの相談支援専門員も初任期から指導を受けることができる仕組みの整備が求められる。

以上より、基幹相談支援センターが中心となり、主任相談支援専門員等と協働し、組織を超えてスーパービジョンを体系的に提供する体制の構築に取り組む必要がある。また、この体制が安定的かつ継続的に運用できるよう、スーパーバイザーの指導力の向上およびネットワークの形成、加算との連動等によるインセンティブの設定、新たなスーパーバイザーの担い手となり得る相談支援専門員の意欲の喚起やキャリアデザインに関する理解の深化を図る機能を設ける必要がある。

2 指定特定の事業運営の安定化

調査によると、事業の運営において、半数以上の指定特定が困難さを抱えていることが明らかとなった。安定的に事業の運営がなされないことは、障害児者に継続的に支援を提供していく上で大きな支障となる。

¹⁵ スーパービジョンとは、対人支援の人材養成に関する方法の一つで、指導者(スーパーバイザー)が対人援助者(スーパーバイジー)に教育・指導を行うもの。

計画相談支援等の報酬体系¹⁶からすると、独立採算を可能とするためには一定数以上のケースに対する支援提供が必要であり、この点、効果的な支援の実施と安定的な事業運営を両立している指定特定については、多様な手法により業務の効率化を図り、相談支援に充てる時間を確保しているものと考えられる。加えて、前述の通り手厚い人員体制や専門性の高い職員を配置し、より高い報酬単価や加算の算定が可能となっている。

このことから、安定的に指定特定の事業を運営していくためのノウハウがあるということがうかがえ、幅広く共有していくとともに、各事業所の実情に応じて移植していけるよう個別的に支援が行われることが求められる。

また、近年、全国的に福祉分野の人材不足が問題となっている中、限られた人的資源を有効に活用しながら質の高い支援を提供していくため、DX(Digital Transformation)¹⁷の推進が求められている。調査においては、多くの指定特定において、相談支援専門員が事務を担わざるを得ない状況にあり、困難さを抱えていることが示されており、計画相談支援等におけるICT(Information and Communication Technology)¹⁸技術等の導入可能性について、積極的に検討を進める必要があると考える。相談支援に充てる時間を増やし、より多くのケースに関わることは、事業運営の改善だけではなく、支援経験の蓄積と支援力の向上にも良い影響を与えることが見込まれる。

以上より、指定特定の事業運営に係るノウハウを水平展開していくとともに、事業所の個別的な事情に応じ、具体的な提案・助言を提供する機能を設ける必要がある。また、業務効率化のため、計画相談支援等の業務におけるICT技術等の活用について研究することが求められる。

3 指定特定と関係機関のネットワークの強化

前述のとおり、支援に困難さを抱える指定特定は少なくないが、自組織内において効果的な改善策が見出しにくい状況にあることがうかがえる。

支援に行き詰った場合、スーパービジョンに加え、福祉・保健・医療等幅広い分野・領域の関係機関との協力関係の中で支え合っていくことが重要となるが、調査において、指定特定の中には、関係機関と必ずしも円滑な連携を図ることができていない場合があるとの結果が示されていた。解決が困難な課題を一人で抱え続けることは、相当な負担感が伴い、長期化することによりバーンアウトにつながる懸念される。この点については、効果的な支援の実施と安定的な事業運営を両立している事業所において、関係機関とのネットワークを重視していることから示唆されている。

仙台市では、地域における連携の拠点として、5行政区に自立協を設置し、各般の取組みを通じて、ネットワークの形成と緊密化に取り組んできた。しかし、調査によると、区自立協に参加していない指定特定は少なくなく、改めて各区自立協においては、指定特定の実情に応じた多様な関係機関との連携を強化する取組みについて検討が求められる。

また、指定特定からは、同じ立場にある相談支援専門員同士の支え合いが必要との声が聞かれている。背景として、スーパービジョンと同様に一人事業所が多いという指定特定の固有の問題があると考えられる。小規模の指定特定の多さは全国的な課題となっており、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、複数事業所の協働による機能強化型基本報酬に係る事業所体制が計画相談

¹⁶ 計画相談支援等は、支援の対象となる障害児者に対して、サービス利用支援または継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数(報酬)を算定する。なお、相談支援専門員の配置等について、手厚い体制を整えている事業所の取組みを評価する観点から、体制に応じた段階別の基本報酬区分(機能強化型)が設定されている。

¹⁷ DX(Digital Transformation)とは、デジタル技術の活用を通じて生活やビジネスを変革することをいう。

¹⁸ ICT(Information and Communication Technology)とは、情報や通信に関する技術の総称のことをいう。

支援等の新たな仕組みとして設けられた。これは、複数の指定特定が協定を締結し、協働体制を敷くことにより、質の高い相談支援の提供体制を構築するものであるが、仙台市において実践例は未だみられていない。この要因として、指定特定同士が、互いの状況や体制、支援において大切にしていることなど、協働を検討するにあたり重要な情報を十分に共有することができておらず、自発的な構築が進まないことが考えられる。この課題を乗り越え、仕組みが実効性をもって機能すれば、現場実践に即した指定特定同士の支え合いにつながるほか、機能強化型基本報酬の算定による事業運営の安定化にもつながり、障害児者への手厚い継続的な支援の提供に役立つものと考えられる。

以上より、各区自立協において、指定特定とのネットワーク形成に向け取組みを強化する必要がある。また、複数事業所の協働による機能強化型基本報酬に係る事業所体制の構築をコーディネートする機能を設けることが求められる。

4 計画相談支援等の受け皿の拡充

調査によると、セルフプラン利用者は、生活上多様な困りごとを抱えており、半数以上が計画相談支援等の利用を希望していることが明らかとなった。一方で、既存の指定特定にはこうしたニーズに対応するための余力はほとんど残されておらず、事業を拡大する意向を有する事業所も多くはない。

計画相談支援等の利用ニーズの充足に向けては、一定の支援等のノウハウを有している既存事業所の対応力の向上を図るとともに、新たな事業の担い手を増やしていく必要がある。

この点、計画相談支援等への新規参入に前向きな意向を示す障害福祉サービス事業所は少なくないが、制度や支援プロセス、報酬体系や請求方法、安定的な事業運営に関する知識の不足、相談支援専門員の確保と育成の困難さ等の多様な問題を有している。これらの問題が軽減・解消されるよう適切な支援が提供されるならば、計画相談支援等の受け皿が拡充され、障害児者の利用ニーズの充足につながっていくことが期待できる。

以上より、障害福祉サービス事業所等に対して、計画相談支援等への新規参入の提案・働きかけを行うとともに、事業者が抱える課題を解決するための知識や情報の提供、個別の事情に応じたアドバイスを行う機能が必要である。また、新規事業所の参入の促進と併せて、既存事業所の対応力の向上のために、新たな相談支援専門員の確保を後押しする必要がある。

5 市民の計画相談支援等に関する知識・理解の促進

調査によると、セルフプラン利用者に計画相談支援等が十分に認知されていないことが明らかとなり、この傾向は、計画相談支援等の利用意向が不明な障害児者において顕著であった。

国によると障害児者が真に希望する場合において、指定特定が作成するサービス等利用計画に代えてセルフプランによる対応を認めているところではあるが、仙台市においては、その前段階として、利用の判断に足るだけの情報提供が十分に行われていない現状があると言える。

行政機関や民間事業者等により様々な相談支援が展開される中、計画相談支援等について、どのようなニーズに対応することができ、どのような支援が行われ、利用することで当事者にとって、どのようなメリットがあるのかといったことを市民がよりイメージしやすいように具体的な情報を発信する必要がある。また、その手法においても、障害の特性等を踏まえて、理解しやすいよう配慮が求められる。なお、調査では、計画相談支援等について、関係機関の支援者の理解が不足していることも指摘されていた。わかりやすい情報を発信することは、関係機関の支援者から障害児者に対して計画相談支援等の利用を勧めたり、指定特定につなげたりしていくことの促進にも役立つだろう。

以上より、計画相談支援等の支援事例等を含め、市民目線でより理解しやすい情報をアクセスしやすい手法で発信する必要がある。

6 計画相談支援等へのつながりやすさの向上

調査では、セルフプランにより障害福祉サービス等を利用する具体的な理由として、どの相談支援事業所に相談すればよいかわからないことが最も多くあげられていた。指定特定に関する情報の不足については、障害児者を支援する関係機関からも同様の指摘がなされている。

市内の指定特定の事業所数は、約 80 ヶ所あり、年々増加している。仙台市では、これまでも事業所の一覧をホームページに掲載し、情報を発信してきたが、各事業所の具体的な特徴等については十分に触れられていない。こうした状況下において、障害児者が、自身のニーズや状態に応じた適切な支援を提供できる指定特定を探すことは容易ではないと考えられ、事業所の特徴等、より具体的な情報の集約および発信が求められる。

一方で、仙台市における計画相談支援等の需要と供給の現状を考慮すると、国が求めるように計画相談支援等の利用を希望する全ての障害児者にサービスを行き届かせることは、相当に困難なことであると言わざるを得ない。調査では、比較的重度の障害を有するセルフプラン利用者が、生活上の困りごとに対処できておらず、計画相談支援等をすぐに利用したいと考えていることが明らかとなった。また、複数のサービスを利用している方について、計画相談支援等をすぐに利用したいと考えていることが示されている。豊富な支援経験を有する主任相談支援専門員を対象としたヒアリングにおいては、計画相談支援等の必要性のポイントとして、支援の一貫性や連続性の確保、自己決定の推進といった観点が示されており、前述の情報の集約化および発信に加え、特に計画相談支援等を必要とする対象者については、できるだけ早い段階から確実にサービスにつながるができる仕組みを整備することが求められる。

以上より、指定特定の特徴等の情報を集約・発信するとともに、特に計画相談支援等が必要な障害児者を対象に指定特定とのマッチングを図る機能を設ける必要がある。なお、マッチング支援の対象の基準としては、障害の程度や生活状況、利用するサービスの種類や事業所数、ライフステージ、サポート体制等の多様な切り口が想定され、実運用にあたっては、計画相談支援等の受け皿の拡充の状況等を踏まえ、段階的に対象を拡大していくことが望ましい。

各課題への対応は、それぞれが連動することにより目的の達成に向け機能を発揮するものと考えられる。例えば、「5 市民の計画相談支援等に関する知識・理解の促進」および「6 計画相談支援等へのつながりやすさの向上」に係る取組みが十分に機能するためには、指定特定に計画相談支援等の受け入れの余力が一定程度あることが前提となる。

そのため、まずは「1 指定特定の支援力の向上」、「2 指定特定の事業運営の安定化」、「3 指定特定と関係機関のネットワークの強化」、「4 計画相談支援等の受け皿の拡充」の4つの課題に先行的に取り組む必要があると考える。

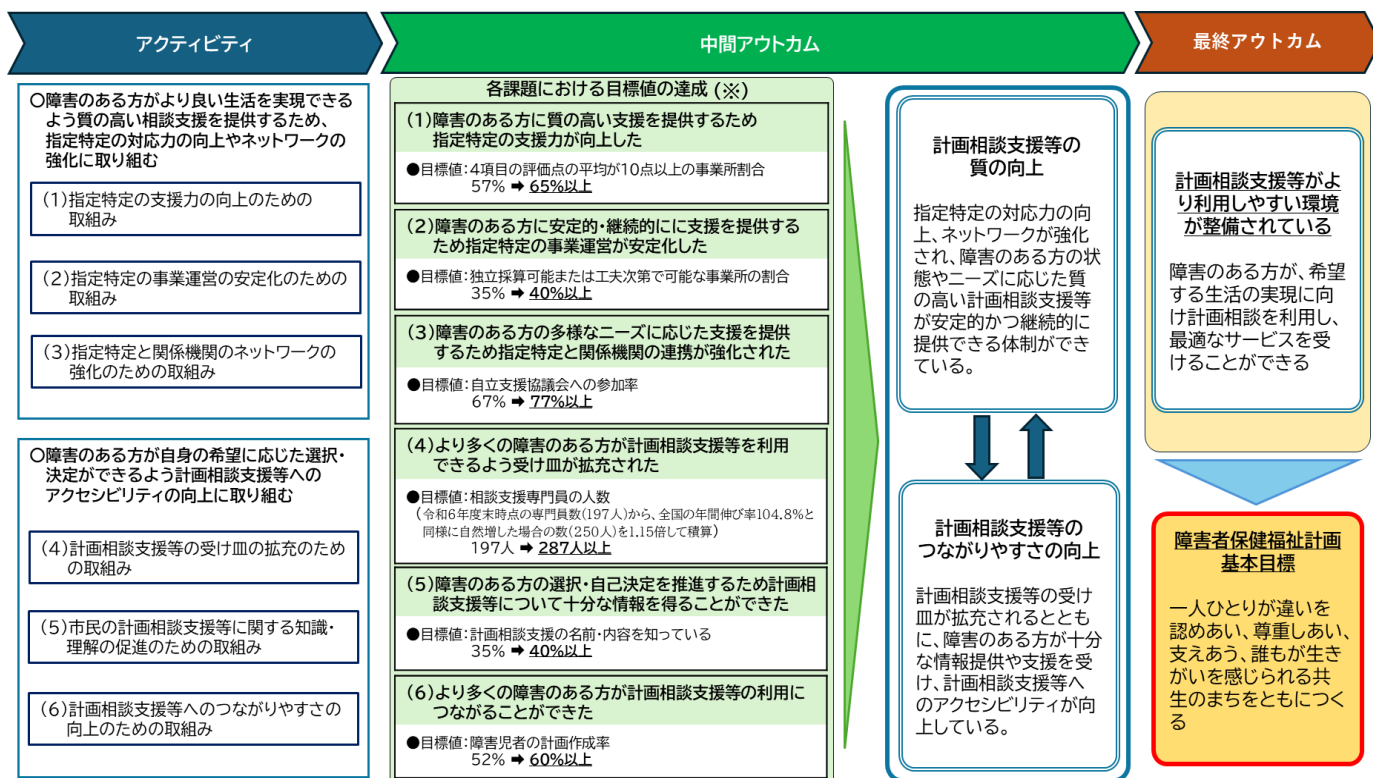
第4章 計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向けて

これまで自立協では、計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向け、実態把握の結果を踏まえ、課題と取組みの方向性について検討を進めてきた。これまでの協議を踏まえると、障害児者の生活がより良くなるよう、質の高い相談支援を提供するために、指定特定の支援、事業の運営、関係機関等とのネットワークの強化を図ることにより対応力を高めること、また、障害児者が希望に応じた選択ができるよう、計画相談支援等の受け皿の拡充、情報提供の強化、利用支援により、つながりやすさの向上を図ることが肝要と考える。

今後、自立協の提言に基づき、事業レベルで具体的な取組みを検討していくこととなるが、その前提として、それぞれの取組みが障害者保健福祉計画の基本目標の達成に向け行われるものであることを改めて強調する必要がある。

計画目標の達成に向けて、仙台市には、関係団体・地域・市民と連携・協働し、実効性のある仕組みを構築するとともに、明確な目標値を定め、達成状況および事業効果の評価と検証に取り組むことを求めたい。これにより、計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備は着実に進んでいくことが期待でき、他の施策と連動することによって、障害児者が、その人らしく生きがいをもって、安心して生活することができる「共生のまち・共生する社会」の実現につながっていくものと考えられる。

【計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向けた取組みの全体像】



・障害者保健福祉計画の計画期間(～令和11年度)において、上記目標の達成を目指す。
・目標の達成状況の確認は、定性的な評価も併せて行う

※ (6)の目標値について、セルフプラン利用者を対象としたアンケート調査における計画相談支援の利用希望のうち、「今すぐ利用したい」と答えた割合を基に、現在の計画作成率から向上させることとしている(52%→60%(1.15倍))。この割合を基準とし、他項目についても同様に1.15倍増加させることを目標とする。

なお、国が示すように障害者相談支援体制は、基本相談を基盤とした計画相談支援(第1層。主な担い手は指定特定相談支援事業所)、一般的な相談支援(第2層。主な担い手は市町村相談支援事業)、地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発(第3層。主な担い手は基幹相談支援センター)の3層構造により互いに連動しながら機能することが求められる。

前述の計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に係る各般の取組みにより、第1層部分がより充実していくものと考えられ、仙台市における3層の相談支援体制のバランスに変化が生じることが見込まれる。障害のある方の希望する生活の実現に資する効果的な相談支援を展開していくためには、こうした状況の変化を見越して、第2層を担う市町村相談支援事業、第3層を担う基幹相談支援センターについても既存の取組みを評価・検証するとともに、求められる役割や必要な体制、3層の連動のあり方等について、引き続き検討が必要であるとする。

資料編

仙台市障害者保健福祉計画

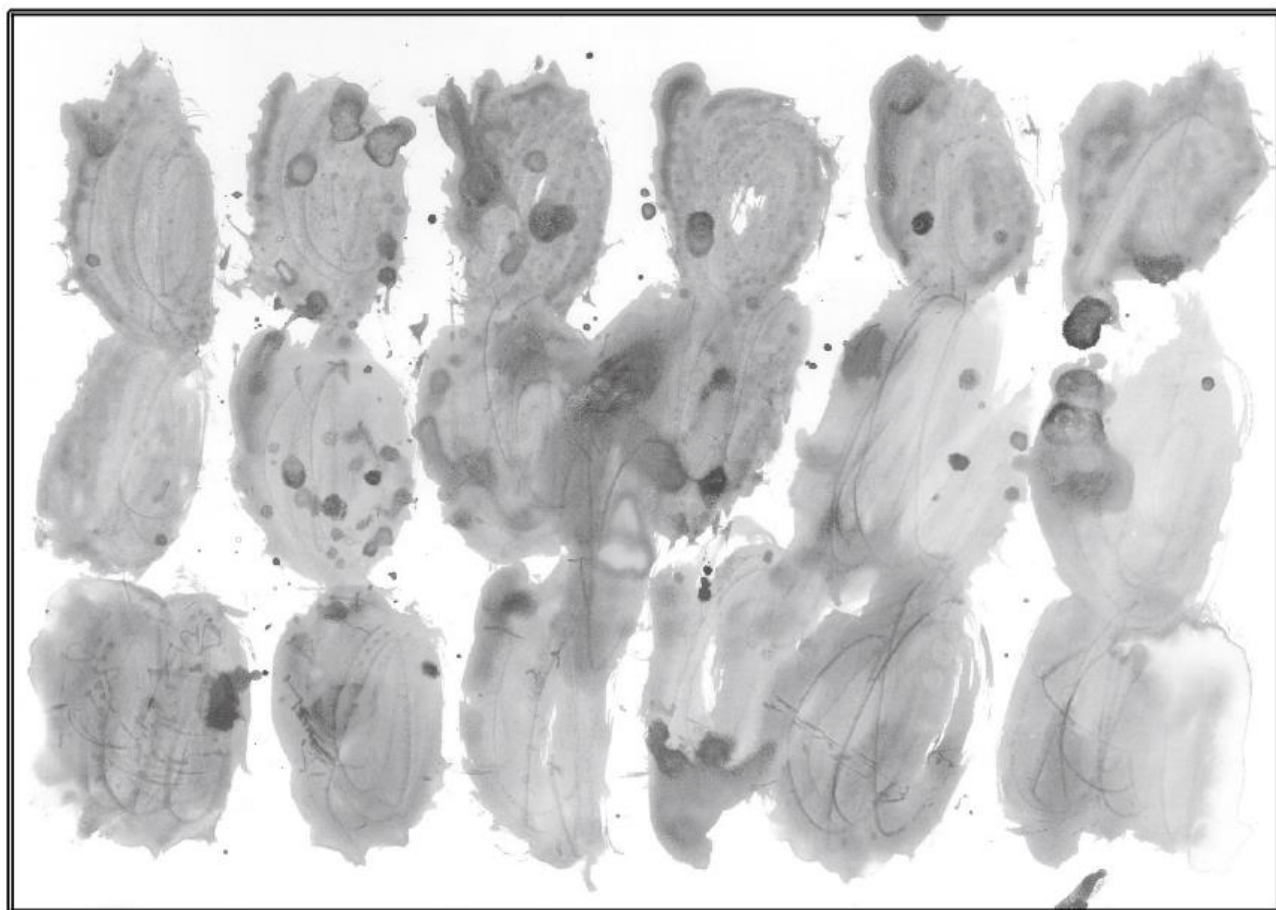
(令和6～11年度)

仙台市障害福祉計画（第7期）

仙台市障害児福祉計画（第3期）

(令和6～8年度)

【概要版】

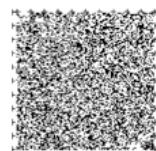


「ウエルフェアアート展2023」絵画 金賞「キンギョ」たんぼぼさん

令和6年3月

仙 台 市

音声コードは視覚障害のある方や高齢の方の情報ツールです。

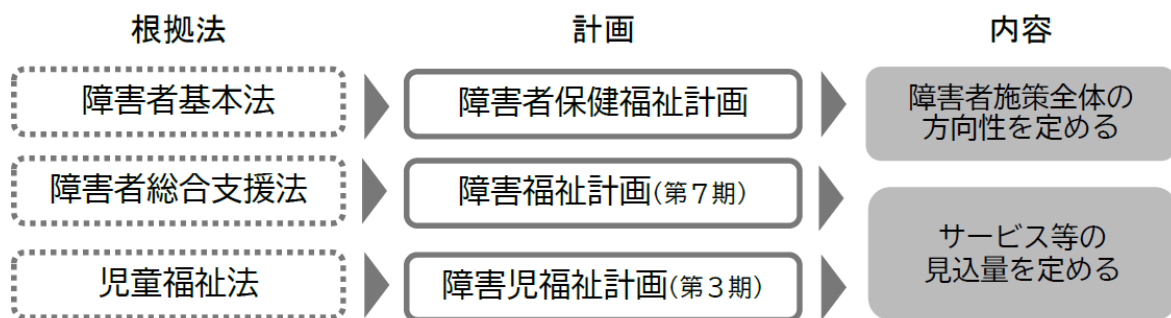


第1章 計画策定の概要

○ 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画」及び「仙台市障害福祉計画（第5期）」、「仙台市障害児福祉計画（第1期）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。令和2年12月には障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、令和3年3月に「仙台市障害福祉計画（第6期）」、「仙台市障害児福祉計画（第2期）」を策定し、更なる施策を展開してきました。これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

○ 位置づけ

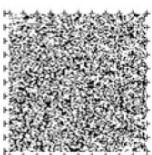
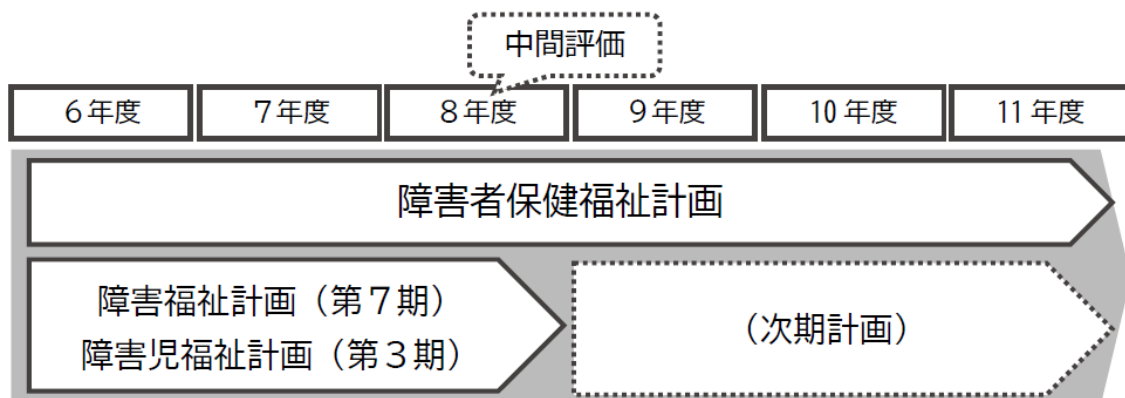


○ 対象

本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。

○ 計画期間

障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。



第2章 障害のある方を取り巻く現状

○ 障害者権利条約の批准

日本は、平成19年に本条約に署名してから平成26年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。特に「障害者差別解消法(平成28年施行)」は、障害者基本法の基本原則「差別の禁止」を具体化する法律として、行政機関や事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁じ、「合理的配慮の提供」を求めるなど、同法の施行により、障害のある方の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

また、令和4年の国際連合の障害者権利委員会に対する、障害者権利条約の第1回日本政府報告においては、「障害のある方の権利促進のための立法措置」等について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、全ての障害のある方への合理的配慮の提供を確保するための措置を講じる事」等の懸念及び勧告も示されており、今後更なる取り組みが必要となります。

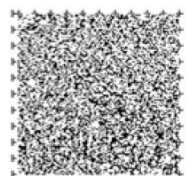
○ 障害理解・差別解消

障害者差別解消法の改正を受け、令和5年10月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」も改正し、独自項目として障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に促進する取り組みを行っています。

○ 障害のある子どもへの支援

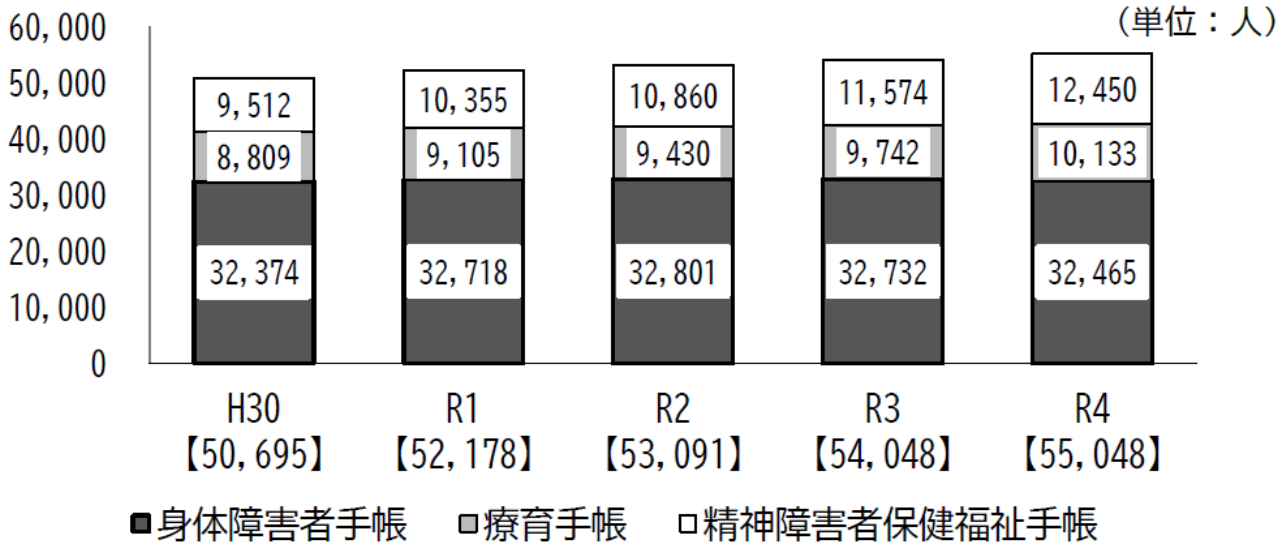
令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児への支援は国や地方公共団体の責務となり、社会全体で医療的ケア児とその家族への更なる支援が求められています。

令和5年4月には、「こども基本法」の施行、こども家庭庁の設置により、子どもや若者に関する施策を総合的に推進していく基盤整備が図られ、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。



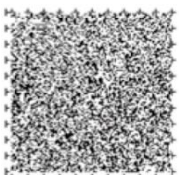
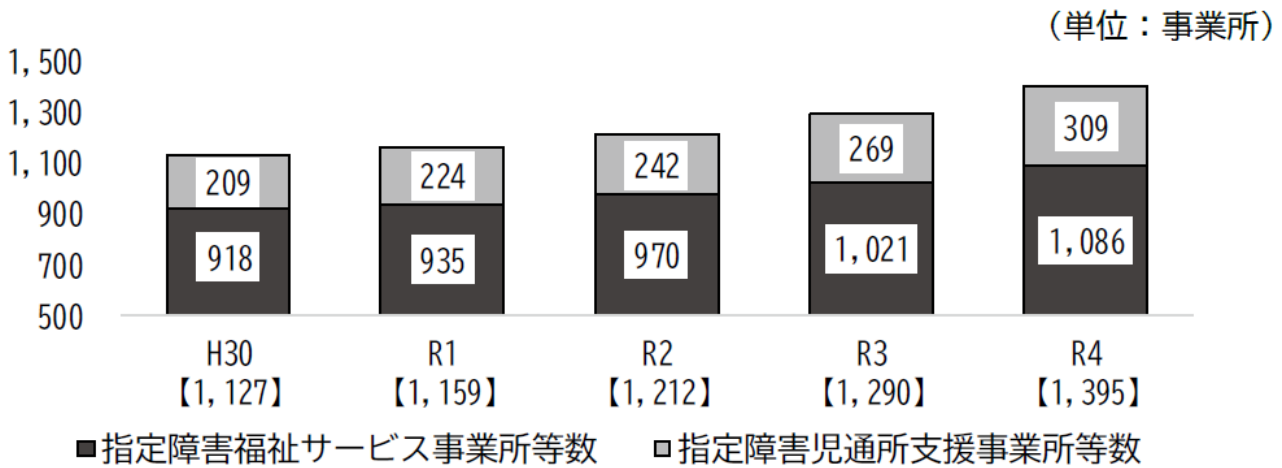
○ 本市の現状：障害者手帳所持者数

近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。



○ 本市の現状：指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

平成 30 年度から令和 4 年度にかけて、総事業所数は 268 事業所増加しています。



第3章 計画の方向性

理念

共生のまち・共生する社会

仙台市基本計画の目指すべき都市像として掲げられる「共生のまち」、障害者基本法の目指すべき社会像として掲げられる「共生する社会」を理念とします。

基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のある方が自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切であり、様々な社会的障壁をなくしていくため、理念の実現の根底にある障害理解の浸透を念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進め、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを目指します。

基本方針

1

共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

2

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

3

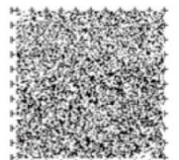
地域での安定した生活を支援する体制の充実

4

自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

5

安心して暮らせる生活環境の整備



○ 重点取組、成果指標¹

基本方針 1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化 ・ パラスポーツによる障害理解の促進 ・ 文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進

成果指標	基準値 ²	目標値 ³
障害のある方への理解が深まってきたと回答した割合	52.1%	基準値比増
障害理解サポーター事業における障害理解サポーター養成研修実施回数	32回	50回
パラスポーツにかかるイベント等の開催回数	49回	70回
Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI の入場者数	3,811人 (令和5年度)	4,300人

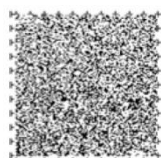
基本方針 2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システムや発達障害児の支援体制づくり ・ インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み ・ 放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進

成果指標	基準値	目標値
障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	2.31	基準値比増
児童発達支援センターによる相談支援回数	2,272回	3,750回
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	1,435回	2,600回
保育所等訪問支援事業所による支援回数	170回	672回
アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)	5校	42校
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	14箇所	32箇所

1 成果指標は、令和4年度又は令和5年度の事業実績や調査結果を基準値として目標値を定め、先頭は基本方針に係るアウトカム指標、その他は重点取組に係るアウトプット指標とする。

2 基準値については、特に記載がない場合は、令和4年度における基準値を記載

3 目標値については、令和11年度の目標値を記載



基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

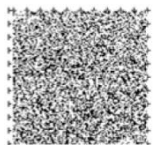
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の取組推進 ・ 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの取組推進 ・ 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等に対応した短期入所事業所における受け入れ促進やグループホームの整備促進 ・ 視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じたICT機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施
------	---

成果指標	基準値	目標値
障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	2.48	基準値比増
地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討回数	17回	17回
基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数	79回	80回
共同生活援助（グループホーム）の利用者数／月	1,352人	2,487人
短期入所事業所（医療型）の利用者数／月	28人	52人
視覚障害者支援センターにおけるICT機器等利用に関する相談者数	276人	345人

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等に対する更なる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援 ・ 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化 ・ ふれあい製品の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労の充実 ・ 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進
------	---

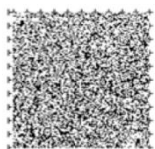
成果指標	基準値	目標値
障害のある方・家族の希望に応じた社会参加や就労に向けた取り組みへの評価度	2.55 (令和5年度)	基準値比増
障害者雇用促進セミナーの開催回数	3回	4回
就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数	2回	4回
ふれあい製品フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数	14回	20回
障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数	3回	4回
パラスポーツ教室開催回数	6回	6回



基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備 ・ 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等のより手厚い支援が必要な障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備 ・ 人工呼吸器装着児者をはじめとする特別な備えが必要な障害のある方の災害時個別計画作成の推進 ・ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援 ・ 障害福祉事業関連事務の効率化
------	---

成果指標	基準値	目標値
障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みへの評価度	2.66 (令和5年度)	基準値比増
(仮称) 青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況	基本設計 の着手	運営
生活介護事業所の定員数	1,338人	1,716人
災害時個別計画の新規作成件数	16件	20件
事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数	1回	2回
障害福祉事務センターの運営	業務分析 の着手	運営



第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

○ 成果目標

国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

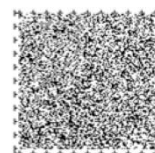
主な成果目標

項目	前期実績 (R4)	今期目標 (R8)
施設入所者の地域生活への移行者数	累計8人 ⁴	累計32人 ⁵
地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】	17回	17回
上段：基幹相談支援センター等とのケース検討回数	1回	1回
下段：運用状況の検証・検討回数		
強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】	18回 (159名) ⁶	6回 (90名)
上段：人材育成研修開催回数		
下段：施設コンサルテーション実施回数	31回	33回
福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計）	344人	426人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】	55.6%	60.0%
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】	55.6%	60.0%
就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】	8.7%	25.0%
上段：就労定着率7割以上の事業所の割合		運営
下段：協議会（就労支援部会）等の設置		
障害児の地域支援体制の構築【新設】 児童発達支援センターによる相談支援回数	2,272回	3,000回
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】 保育所等訪問支援事業所による支援回数	170回	528回
障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】		運営
相談支援体制の充実・強化等	5回	5回
上段：合同事例検討会開催回数		
下段：地域の相談機関との連携強化の取組件数	79回	80回
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】		1回

4 令和3年度および令和4年度の実績を計上

5 令和6年度から令和8年度の目標値合計を計上

6 令和4年度は単年度の取り組みとして、新設の生活介護事業所等に集中的に訪問支援を行ったため、一時的に実績が増加



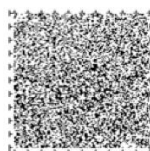
○ 活動指標に係る見込量の推計の考え方、見込量

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。国の基本方針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量を算出します。

主な見込量

(単位：利用者数/月)

サービスの種類	前期実績		今期見込量		
	R 3	R 4	R 6	R 7	R 8
居宅介護	1,599	1,608	1,692	1,736	1,781
重度訪問介護	61	56	62	65	68
同行援護	214	222	223	223	223
行動援護	10	11	12	13	13
生活介護	1,896	1,897	2,050	2,070	2,090
自立訓練（機能訓練）	28	30	30	30	30
就労選択支援【新設】	-	-	-	39	117
自立訓練（生活訓練）	159	166	176	176	176
就労移行支援	439	442	448	451	454
就労継続支援A型	497	606	720	777	834
就労継続支援B型	2,651	2,879	3,273	3,470	3,667
就労定着支援	210	252	273	285	297
療養介護	130	127	137	142	147
短期入所（福祉型、医療型）	377	488	571	617	667
自立生活援助	7	4	7	8	9
共同生活援助	1,236	1,352	1,609	1,756	1,915
施設入所支援	531	524	524	524	524
計画相談支援	1,436	1,506	1,671	1,854	2,057
地域移行支援	1.8	1.8	3.0	4.0	5.0
地域定着支援	6.5	9.4	13.0	18.0	25.0
児童発達支援	766	865	1,085	1,215	1,361
放課後等デイサービス	2,141	2,436	2,948	3,242	3,567
保育所等訪問支援	0	13	18	20	22
居宅訪問型児童発達支援	4	7	7	7	7
障害児相談支援	244	266	300	339	383



第5章 計画の推進

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進します。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施します。

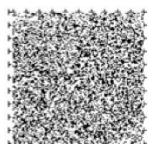
○ 計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知します。また、点字版、テキスト版、デージー版、音声版、拡大版、計画の大切なところをわかりやすく説明する版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実します。

○ 計画の達成状況の点検及び評価

成果指標、計画関連事業、成果目標及び見込量については、定期的の実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施します。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行い、今期計画期間中の実績や、法改正など社会環境の変化に伴う見直しを実施します。



指定特定相談支援事業所を対象としたアンケート調査について

1 調査の概要

- ・調査名 「計画相談支援・障害児相談支援の実施状況等に関するアンケート調査」
- ・対象 仙台市が指定する指定特定相談支援事業所 56事業所
※市内16の障害者相談支援事業受託事業所及び他2事業所除く
- ・調査期間 令和6年6月28日～令和6年7月22日
- ・実施方法 対象事業所へメール施行にて調査回答について依頼
電子申請システムによりWEB上で回答
- ・内容(詳細は、60頁から70頁参照)

項目	内容
I 事業者に関する基本情報について	事業の実施年数, 指定状況, 支援対象とする障害種別の特定, 法人内における障害福祉サービスの実施, 相談員の配置や雇用形態, 事務職員の雇用, 基本報酬区分・加算の算定等
II 支援の実施状況について	支援対象者数と内訳, 依頼経路, 請求件数, 新規利用者の受入れの余力, 各業務の時間数, 支援実施上の困難さ, 関係機関との連携状況, 区障害者自立支援協議会の参加等
III 事業所の経営・運営状況について	事業所の経営・運営状況, 今後の事業の経営・運営方針, 事業計画の作成等
IV その他, 計画相談支援・障害児相談支援に関する意見等について	自由記述

2 回答状況

- ・回答数 51事業所(回答率 約91%)

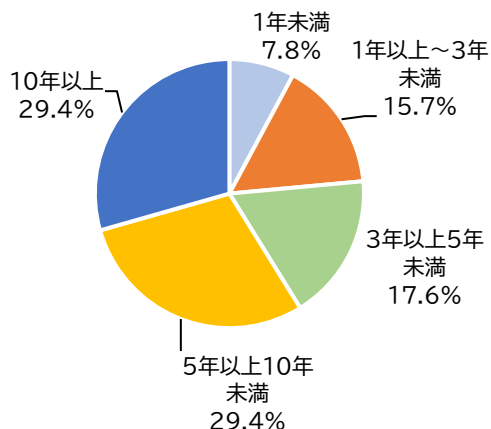
※小数点第2位を四捨五入しているため, 合計が100%とならないことがある。

※複数回答可の設問の場合, 回答数の合計は回答者数と一致しない。

指定特定相談支援事業所を対象としたアンケート調査(単純集計)

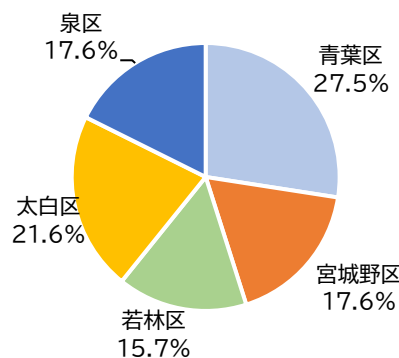
事業所の実施年数(問 2)

項目	回答数	割合
1年未満	4	7.8%
1年以上～3年未満	8	15.7%
3年以上5年未満	9	17.6%
5年以上10年未満	15	29.4%
10年以上	15	29.4%
回答者数	51	100.0%



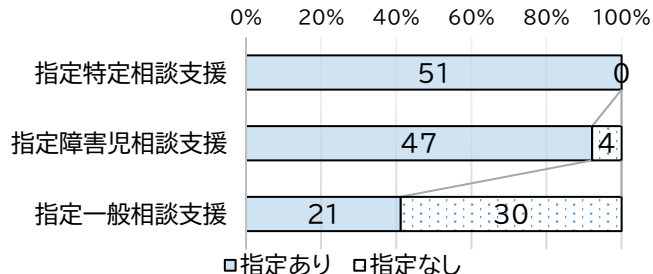
事業所の所在地(問 3)

項目	回答数	割合
青葉区	14	27.5%
宮城野区	9	17.6%
若林区	8	15.7%
太白区	11	21.6%
泉区	9	17.6%
回答者数	51	100.0%



事業所の指定状況(問 4) ※複数回答可

項目	指定あり	指定なし
指定特定相談支援	51	0
指定障害児相談支援	47	4
指定一般相談支援	21	30
回答者数	51	



「指定障害児相談支援」の指定を受けていない理由(問 4-1)

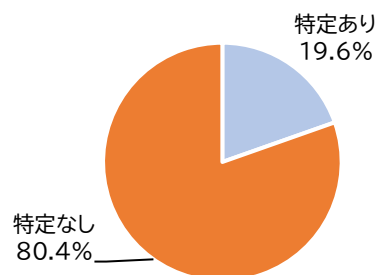
- ・知識不足, 経験不足のため
- ・児童の経験がないため
- ・新規開所により, 不慣れな業務もあり対応に支障が出ないように

「指定一般相談支援」の指定を受けていない理由(問 4-2)

- ・専門相談員が不足している
- ・1人事業所のため, 指定特定相談支援しか対応できない
- ・知識や経験が不十分のため, 地域移行や地域定着の対応が難しい
- ・同一法人で運営している別の相談支援事業所において指定を受けているため

支援の対象とする障害種別の特定(問 5)

項目	回答数	割合
特定あり	10	19.6%
特定なし	41	80.4%
回答者数	51	100.0%



支援の対象とする障害種別の特定の種類の種類(問 5-1) ※複数回答可

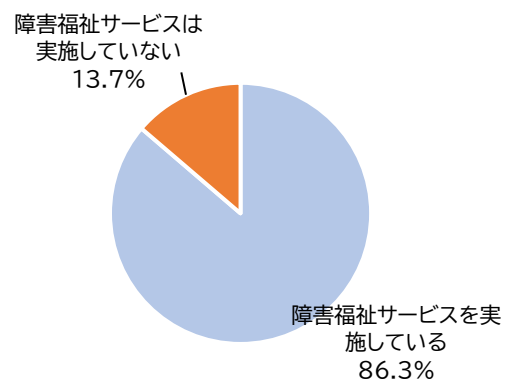
- ・身体障害者, 障害児に特定
- ・知的障害者, 障害児に特定
- ・精神障害者, 障害児に特定
- ・身体障害者, 知的障害者, 精神障害者, 障害児に特定
- ・身体障害者, 知的障害者, 精神障害者, 難病等対象者に特定

支援の対象とする障害種別を特定する理由(問 5-2)

- ・法人内に知的障害者の入所施設, グループホームがあり, それらの入所者や入居者を主たる対象としているため
 - ・法人が重症心身障害児者のサポートを中心としているため
 - ・児童の経験がないため
- など

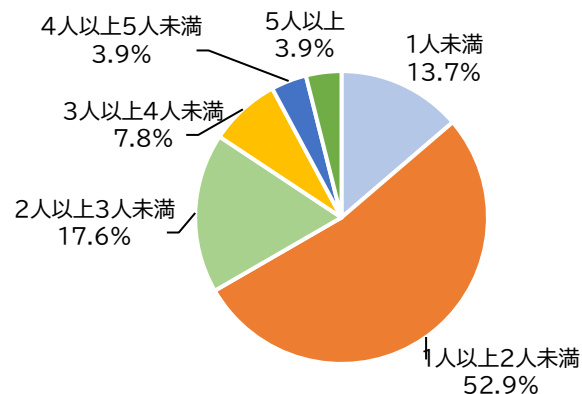
同法人内における障害福祉サービスの実施(問 6)

項目	回答数	割合
計画相談支援・障害児相談支援以外の障害福祉サービスを実施している	44	86.3%
計画相談支援・障害児相談支援以外の障害福祉サービスは実施していない	7	13.7%
回答者数	51	100.0%



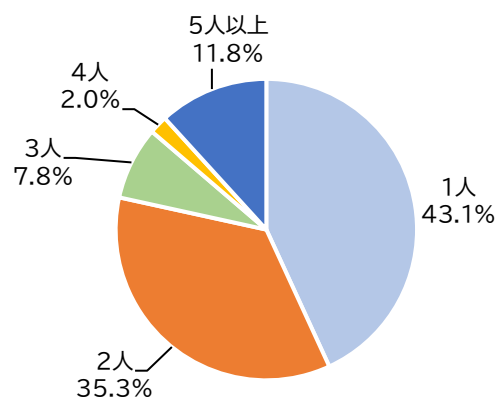
相談員の配置人数(常勤換算)(問 7)

項目	回答数	割合
1人未満	7	13.7%
1人以上2人未満	27	52.9%
2人以上3人未満	9	17.6%
3人以上4人未満	4	7.8%
4人以上5人未満	2	3.9%
5人以上	2	3.9%
回答者数	51	100.0%



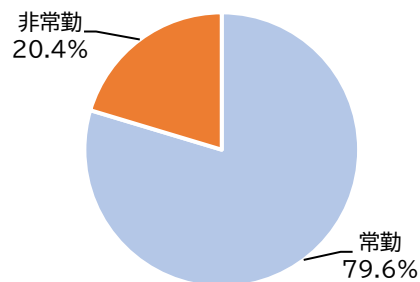
相談員の配置人数(実人数)(問 8)

項目	回答数	割合
1人	22	43.1%
2人	18	35.3%
3人	4	7.8%
4人	1	2.0%
5人以上	6	11.8%
合計	51	100.0%



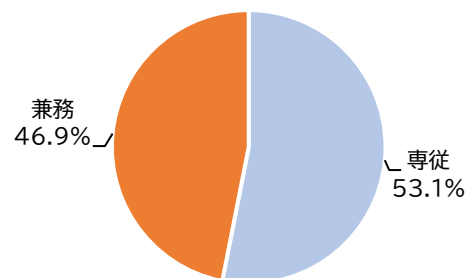
相談員の勤務形態(問 8-1-1)

項目	回答数	割合
常勤	90	79.6%
非常勤	23	20.4%
合計	113	100.0%



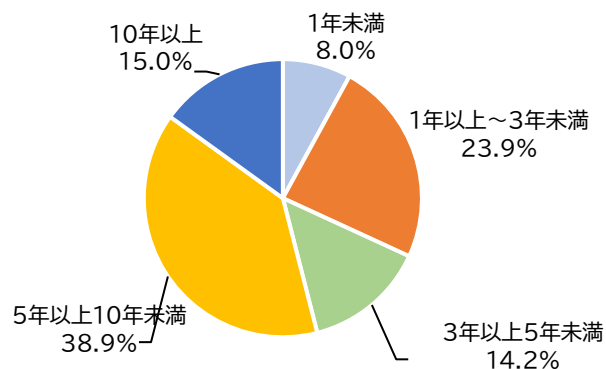
相談員の勤務状況(問 8-1-2)

項目	回答数	割合
専従	60	53.1%
兼務	53	46.9%
合計	113	100.0%



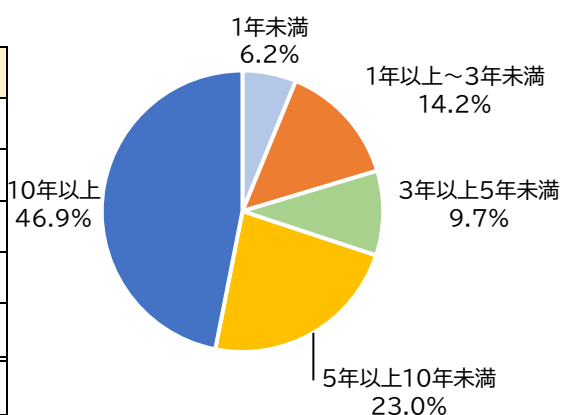
相談員の計画相談支援・障害児相談支援の実務経験(問 8-1-3)

項目	回答数	割合
1年未満	9	8.0%
1年以上～3年未満	27	23.9%
3年以上5年未満	16	14.2%
5年以上10年未満	44	38.9%
10年以上	17	15.0%
合計	113	100.0%



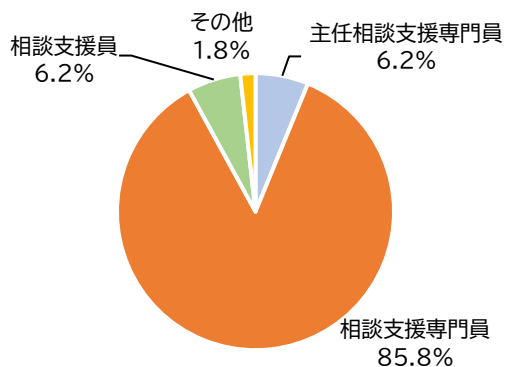
相談員の計画相談支援・障害児相談支援以外の
障害児者に対する支援の実務経験(問 8-1-4)

項目	回答数	割合
1年未満	7	6.2%
1年以上～3年未満	16	14.2%
3年以上5年未満	11	9.7%
5年以上10年未満	26	23.0%
10年以上	53	46.9%
合計	113	100.0%



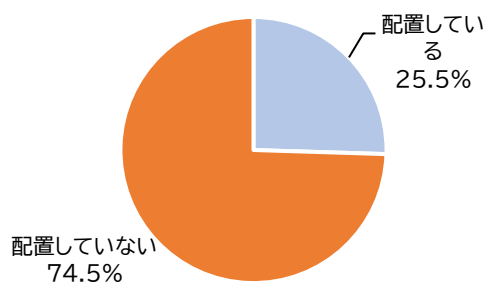
相談員の職種(問 8-1-5)

項目	回答数	割合
主任相談支援専門員	7	6.2%
相談支援専門員	97	85.8%
相談支援員	7	6.2%
その他	2	1.8%
合計	113	100.0%



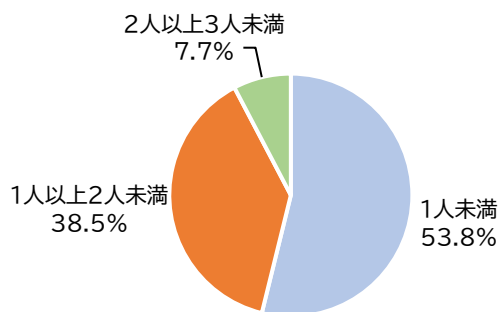
請求や労務等を担当する事務職員の配置(問 9)

項目	回答数	割合
配置している	13	25.5%
配置していない	38	74.5%
合計	51	100.0%



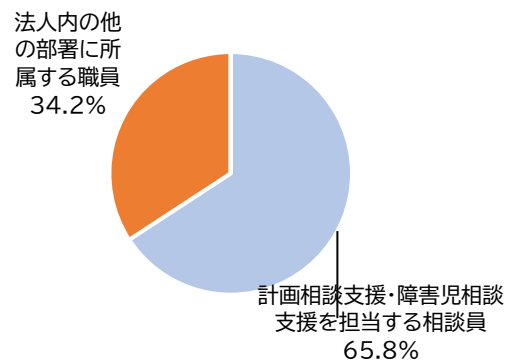
請求や労務等を担当する事務職員の配置人数（常勤換算）(問 9-1)

項目	回答数	割合
1人未満	7	53.8%
1人以上2人未満	5	38.5%
2人以上3人未満	1	7.7%
回答者数	13	100.0%



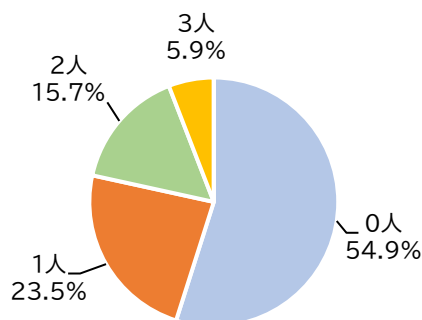
事務職員を配置していない事業所の請求や労務等の担当者(問 9-2)

項目	回答数	割合
計画相談支援・障害児相談支援を担当する相談員	25	65.8%
法人内の他の部署に所属する職員	13	34.2%
外部委託	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	38	100.0%



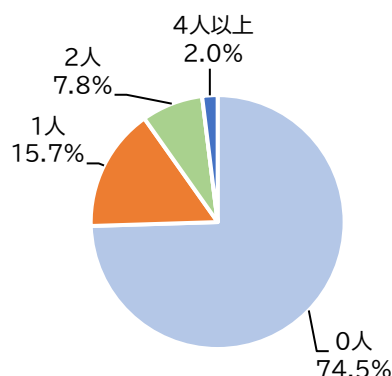
直近3年間で採用した相談員の人数(問 10)

項目	回答数	割合
0人	28	54.9%
1人	12	23.5%
2人	8	15.7%
3人	3	5.9%
4人以上	0	0.0%
回答者数	51	100.0%



直近3年間で退職した相談員の人数(問 11)

項目	回答数	割合
0人	38	74.5%
1人	8	15.7%
2人	4	7.8%
3人	0	0.0%
4人以上	1	2.0%
回答者数	51	100.0%

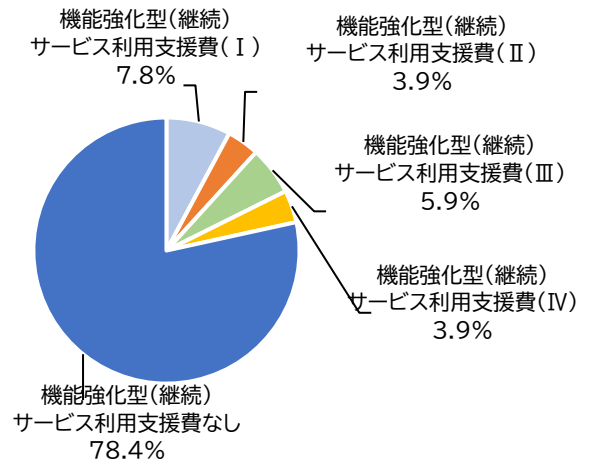


相談員の主な退職理由(問 11-1)

- ・業務による業務負担が大きく、体調に影響が出たため。
- ・病気や体調不良が頻発し、労働条件が合わないと感じたため。
- ・利用者とのトラブルが影響し、相談支援事業所以外への異動となったため。 など

事業所において算定している基本報酬区分(問 12)

項目	回答数	割合
機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)	4	7.8%
機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅱ)	2	3.9%
機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅲ)	3	5.9%
機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅳ)	2	3.9%
機能強化型(継続)サービス利用支援費なし	40	78.4%
回答者数	51	100.0%



*参考:機能強化型(継続)サービス利用支援費について

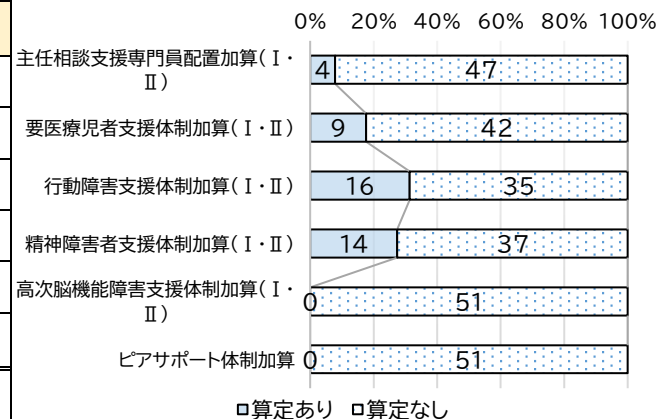
支援が困難なケースに積極的に対応するため、基本報酬である「サービス利用(継続)支援費」よりも高い単価が設定された基本報酬のこと。

専門的なスキルを有した人材を確保し、質の高いサービスを提供する事業者を評価することにより、地域全体の支援の質を向上させることを目的としており、配置する職員数等により算定できる基本報酬区分が異なる

※報酬単価としては、(Ⅰ)>(Ⅱ)>(Ⅲ)>(Ⅳ)の順で高い。

事業所において算定している加算(問 13) ※複数回答可

項目	算定あり	算定なし
主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ・Ⅱ)	4	47
要医療児者支援体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	9	42
行動障害支援体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	16	35
精神障害者支援体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	14	37
高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	0	51
ピアサポート体制加算	0	51
回答者数	51	



※30 事業者(58.8%)は上記加算を算定していない

*参考:各種加算について

専門的な相談支援体制を評価するもの。

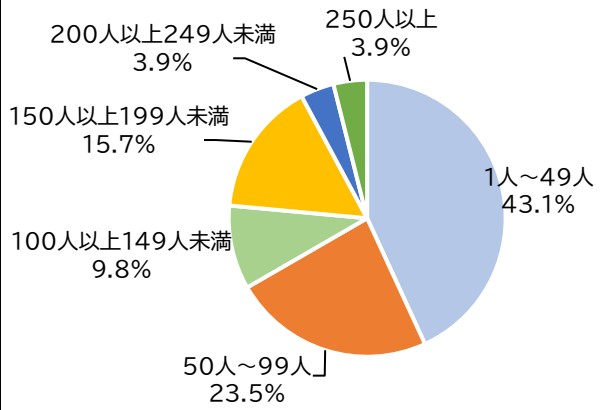
いずれの加算においても、算定の要件として、専門性の高い研修を受講・終了した職員を配置することが必要となる。

機能強化型(継続)サービス利用支援費や各加算を算定する、あるいは今後算定要件を満たすために苦労していること(問 14)

- ・機能強化型や地域体制強化共同支援加算について、市町村協議会に参加し、関係機関との連携を図る必要があるが、算定要件が厳しく実施が厳しい。
 - ・1 人事業所であり、知識や経験が不十分のため、機能強化型の要件を満たすのが困難。
 - ・研修受講のためのスケジュール調整が難しく、現任者研修の受講までの期間が長い。
 - ・どの研修が該当するかの情報が不足しており、勉強不足を感じている。
- など

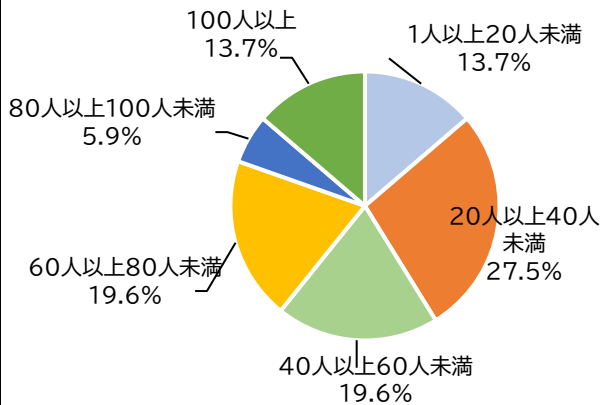
計画相談支援等を提供する障害児者数(問 15-1, 15-2)

項目	回答数	割合
1人～49人	22	43.1%
50人～99人	12	23.5%
100人以上 149人未満	5	9.8%
150人以上 199人未満	8	15.7%
200人以上 249人未満	2	3.9%
250人以上	2	3.9%
合計	51	100.0%



相談員 1 人あたりの担当ケース数(問 15-1, 15-2)

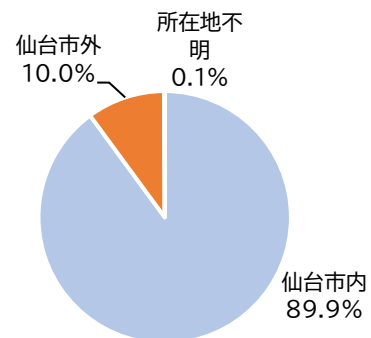
項目	回答数	割合
1人以上 20人未満	7	13.7%
20人以上 40人未満	14	27.5%
40人以上 60人未満	10	19.6%
60人以上 80人未満	10	19.6%
80人以上 100人未満	3	5.9%
100人以上	7	13.7%
合計	51	100.0%



※各事業所が計画相談支援等を提供する障害児者数をもとに、
常勤換算 1.0 あたりの担当ケース数を算定した。

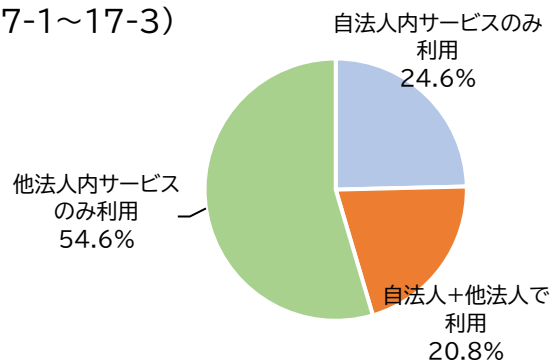
計画相談支援などを提供する障害児者の居住先(問 16-1～16-7)

項目	人数	割合
仙台市内	4,248	89.9%
仙台市外	473	10.0%
所在地不明	3	0.1%
合計	4,724	100.0%



計画相談支援などを提供する障害児者の、
法人内外で実施する障害福祉サービスの利用状況(問 17-1～17-3)

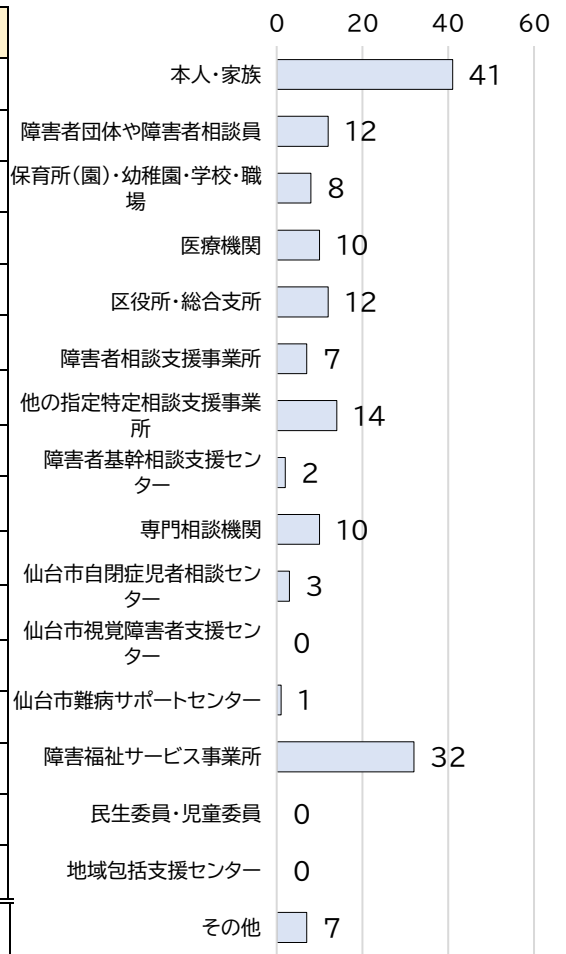
項目	人数	割合
自法人内サービスのみ利用	1,163	24.6%
自法人+他法人で利用	983	20.8%
他法人内サービスのみ利用	2,578	54.6%
合計	4,724	100.0%



計画相談支援・障害児相談支援を提供する障害児者の依頼の経路(問 18)

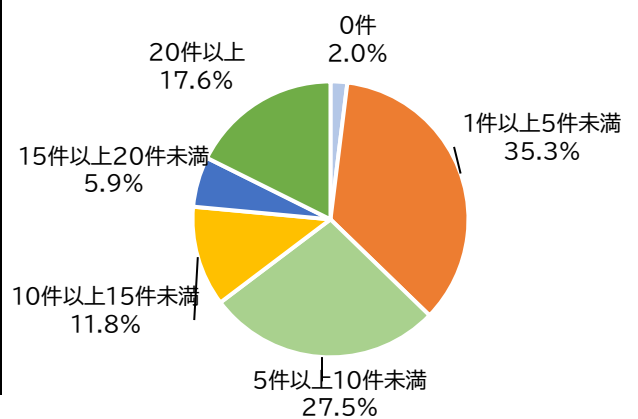
※依頼が多いもの上位3つを選択

項目	回答数	割合
本人・家族	41	80.4%
障害者団体や障害者相談員	12	23.5%
保育所(園)・幼稚園・学校・職場	8	15.7%
医療機関	10	19.6%
区役所・総合支所	12	23.5%
障害者相談支援事業所(仙台市の16委託事業所)	7	13.7%
他の指定特定相談支援事業所(障害者相談支援事業所を除く)	14	27.5%
障害者基幹相談支援センター	2	3.9%
専門相談機関(ウエルポートせんだい・アール・はあとぼーと仙台)	10	19.6%
仙台市自閉症児者相談センター(ここねつと・なないろ)	3	5.9%
仙台市視覚障害者支援センター(アイサポート仙台)	0	0.0%
仙台市難病サポートセンター	1	2.0%
障害福祉サービス事業所	32	62.7%
民生委員・児童委員	0	0.0%
地域包括支援センター	0	0.0%
その他	7	13.7%
回答者数	51	



1月あたりの平均的なサービス利用支援費の請求件数(問 19-1)

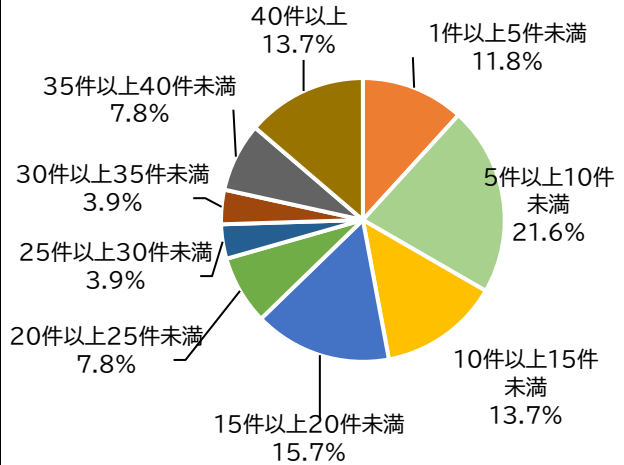
項目	回答数	割合
0件	1	2.0%
1件以上5件未満	18	35.3%
5件以上10件未満	14	27.5%
10件以上15件未満	6	11.8%
15件以上20件未満	3	5.9%
20件以上	9	17.6%
回答者数	51	100%



※直近6カ月間の平均

1月あたりの平均的な継続サービス利用支援費の請求件数(問 19-2) ※複数回答可

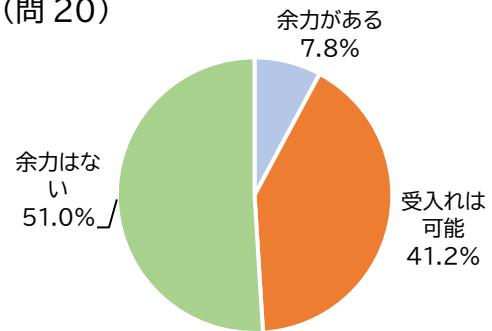
項目	回答数	割合
0件	0	0.0%
1件以上5件未満	6	11.8%
5件以上10件未満	11	21.6%
10件以上15件未満	7	13.7%
15件以上20件未満	8	15.7%
20件以上25件未満	4	7.8%
25件以上30件未満	2	3.9%
30件以上35件未満	2	3.9%
35件以上40件未満	4	7.8%
40件以上	7	13.7%
回答者数	51	100.0%



※直近6カ月間の平均

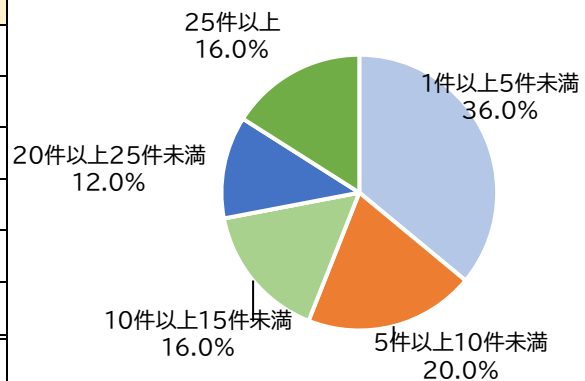
計画相談支援・障害児相談支援の新規利用者の受入れの余力(問 20)

項目	回答数	割合
新規利用者の受入れに余力がある	4	7.8%
新規利用者の受入れにそれほど余力があるわけではないが、受入れは可能	21	41.2%
新規利用者を受入れる余力はない	26	51.0%
回答者数	51	100.0%



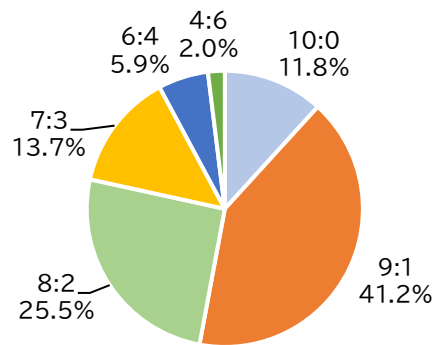
新規利用者の受入れ可能人数(問 20-1)

項目	回答数	割合
1件以上5件未満	9	36.0%
5件以上10件未満	5	20.0%
10件以上15件未満	4	16.0%
15件以上20件未満	0	0.0%
20件以上25件未満	3	12.0%
25件以上	4	16.0%
回答者数	25	100.0%



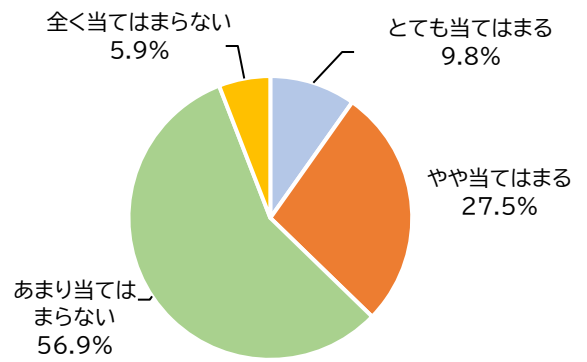
計画相談支援・障害児相談支援に関する業務
とそれ以外の業務の時間の比率(問 21-1～21-18)

項目	回答数	割合
10:0	6	11.8%
9:1	21	41.2%
8:2	13	25.5%
7:3	7	13.7%
6:4	3	5.9%
4:6	1	2.0%
回答者数	51	100.0%



「インテーク」(ケースの発見・取り込み, 初回面接・受理, 説明・契約等)における困難さ(問 22-1)

項目	回答数	割合
とても当てはまる	5	9.8%
やや当てはまる	14	27.5%
あまり当てはまらない	29	56.9%
全く当てはまらない	3	5.9%
回答者数	51	100.0%

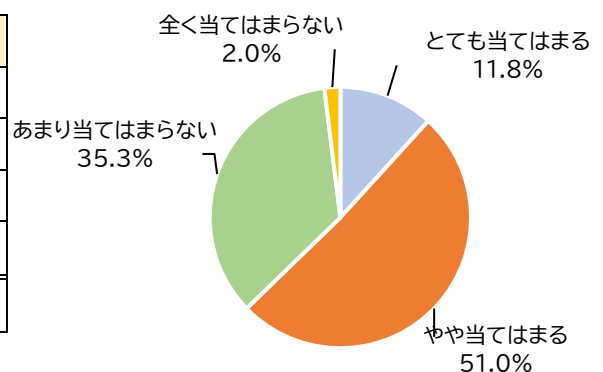


「インテーク」における困難さの理由や具体的な状況等(問 22-1-1)

- ・インテーク時にご本人やご家族の障害認知や特性受容に時間がかかり, 1 回では終わらないことが多い。
- ・相手によって説明の仕方を工夫する必要があるが, それを判断するのが難しい。
- ・初回面談でどこまで踏み込むべきかの判断が難しい。
- ・新規ケースの受付について, 飛び込みでの電話相談だけでは受理を行うかどうか, 組織体での検討が必要になってしまうため, 相談員の力量を見ながらの受理になるため, 慎重になる場面もある。 など

「アセスメント」(ケースの心身の状況に関する情報の収集・整理, 評価・分析・解釈, 問題のメカニズムやニーズの理解等)における困難さ(問 22-2)

項目	回答数	割合
とても当てはまる	6	11.8%
やや当てはまる	26	51.0%
あまり当てはまらない	18	35.3%
全く当てはまらない	1	2.0%
回答者数	51	100.0%

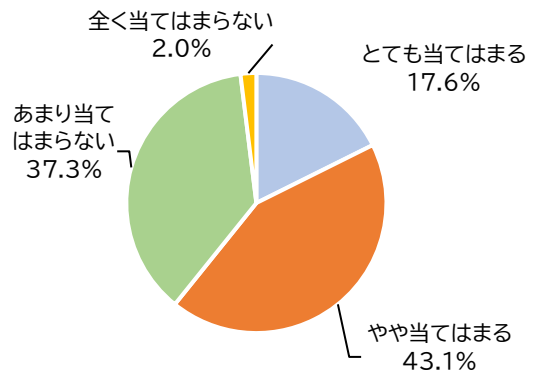


「アセスメント」における困難さの理由や具体的な状況等(問 22-2-1)

- ・対人関係に不安が強い方や、自宅訪問に対する拒否がある方に対して関係性を構築するまでに時間を要することが多く、より頻回なかかわりが必要。面接場所も、自宅訪問がかなわないケースもあり、モニタリングの方法を含め困難さを感じる。
- ・学校の様子ที่ใหญ่いこどもの計画は、プランニングのための情報や、報告・相談・連絡が極めてとりにくい。私たちが作成したプランと学校の教育計画に違いがあるのか確認がとりにくく、独りよがりの計画になることすらある。学校が協力的でない場合もある。
- ・丁寧にアセスメントしたいと思うが、時間が限られており、十分な時間を割くことが難しい。 など

「プランニング」(目標や具体的な支援方法の設定、サービス等
利用計画案の作成、ケースへの説明と同意、サービス担当者会議
の開催等)における困難さ(問 22-3)

項目	回答数	割合
とても当てはまる	9	17.6%
やや当てはまる	22	43.1%
あまり当てはまらない	19	37.3%
全く当てはまらない	1	2.0%
回答者数	51	100.0%

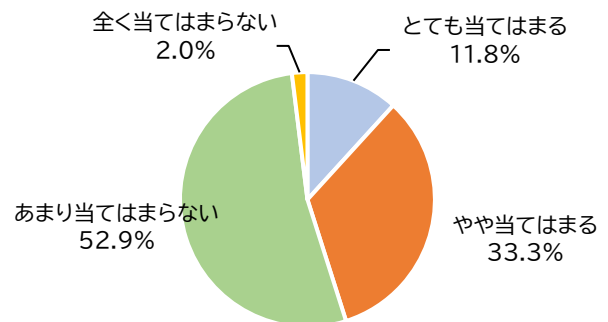


「プランニング」における困難さの理由や具体的な状況等(問 22-3-1)

- ・会議の日程調整が大変。支援チームの考え方が違う。相談支援事業所から、ケースを引き継いだことがあるが、すでに出来上がっている支援体制に新規相談員が入った時、やりづらい。
- ・職員により実務経験や知識の差があるため、それをどのようにスキルアップし、業務に反映していけるかが課題。
- ・本人の意向に沿って実施したいが、家族の意向が強いことがある。
- ・必要なサービスはわかるし、プランニングもできるが、実際に利用可能な事業所が見つからないことが多い。 など

「モニタリング」(サービス等利用計画に基づく支援の実施状況やケース
のニーズの充足状況等の追跡・確認、状況に応じたサービス等利用計画の
見直し等)における困難さ(問 22-4)

項目	回答数	割合
とても当てはまる	6	11.8%
やや当てはまる	17	33.3%
あまり当てはまらない	27	52.9%
全く当てはまらない	1	2.0%
回答者数	51	100.0%



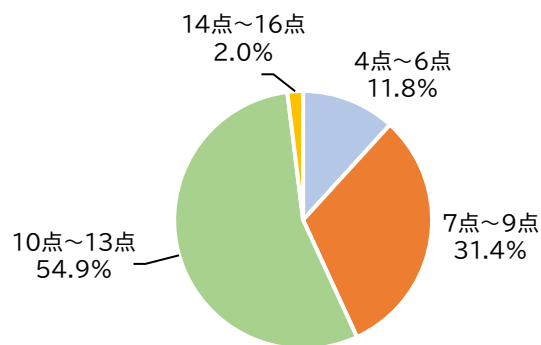
「モニタリング」における困難さの理由や具体的な状況等(問 22-4-1)

- ・職員により、実務経験や知識の差があるため、それをどのようにスキルアップし、業務に反映していかれるかが課題。
- ・モニタリングを丁寧にすることで予防的な関わりに有効と考えるが、関係機関との共通認識を持つことが難しい(今問題なければそれでよいなど)。
- ・開催の時期の設定などが不慣れで難しい。本人の状態で実施できないこともある。
- ・モニタリングの際に、他機関から情報を得ることに苦勞する。 など

計画相談支援・障害児相談支援の実施上の困難さ

(問 22-1～問 22-4 のまとめ)

項目	回答数	割合
4点～6点	6	11.8%
7点～9点	16	31.4%
10点～13点	28	54.9%
14点～16点	1	2.0%
回答者数	51	100.0%



※「とても当てはまる＝1点」「やや当てはまる＝2点」

「あまり当てはまらない＝3点」「全く当てはまらない＝4点」

として事業所ごとにインテーク～プランニングの得点を合算

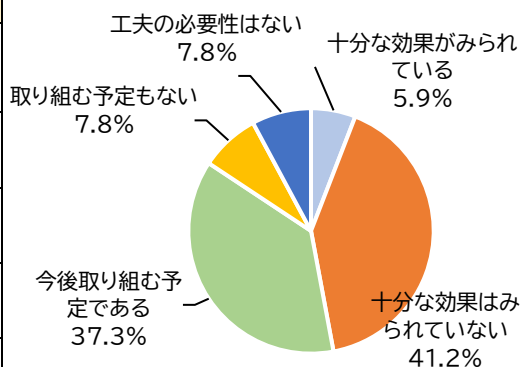
最小:4点 最大:16点 中央値:10点 平均値:9.5点

その他、計画相談支援・障害児相談支援の実施上、困難に感じていること(問 22-5)

- ・サービス調整で、事業所選定に時間を要する部分がある。見学や体験等の調整を進めても、サービスになかなかつながらないケースや時間を要することも多く、実際の支援を行っているものの、収益につながらない場合がある。
- ・自閉症の方には2次障害による強迫障害や「うつ」などの精神症状を呈している方も多く医療との連携も大きな課題である
- ・福祉の仕事に就いたのが遅く、5年の経験を経て昨年、専門員の講座を受けた。相談支援の仕事を教わりながら始める時に前任者の退職があったため知識と経験不足に悩みながら、4人の利用者に対応している。
- ・誰に相談すればよいかわからず、知識と経験の不足を感じている。
- ・多くの業務に対する報酬が少なく、経営の成り立ちと相談の質の維持の間で悩んでいる。
- ・法人内では「障害者である前に一人の人間である」というピープルファーストの考えもあるため、人として間違っていることを伝えていくことも彼らにとっては大事なことだと思っている。素直に受け入れてもらえるような表現、希望する生活を実現するために、本人に寄り添った計画、モニタリングも必要であるが、現実的に努力すべきことも掲げている。それを伝えることの難しさを日々感じている。
- ・所内に他に相談支援専門員がいないため、気軽に相談できる人がいない。 など

計画相談支援・障害児相談支援の実施上、困難に感じていることへの工夫(問 23)

項目	回答数	割合
困難さを軽減・改善するための工夫を行っており、十分な効果がみられている	3	5.9%
困難さを軽減・改善するための工夫を行っているが、十分な効果はみられていない	21	41.2%
困難さを軽減・改善するための工夫を行えていないが、今後取り組む予定である	19	37.3%
困難さを軽減・改善するための工夫を行っておらず、取り組む予定もない	4	7.8%
特に困難さを感じていないため、工夫の必要性はない	4	7.8%
回答者数	51	100.0%

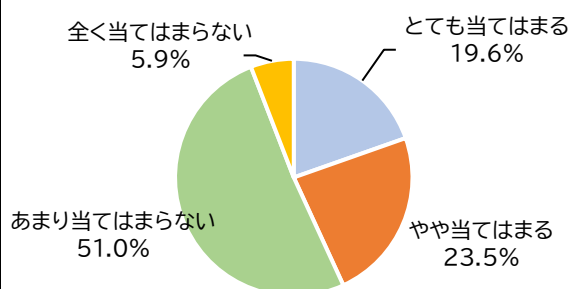


問 23 の選択についての今後や具体的状況など(問 23-1)

- ・オンライン研修の増加により、先進的な学びの機会が得られているが、対面研修の減少はファシリテーション技術や関係機関との交流の機会を減少させている。
- ・自立支援協議会の定例会や研修に積極的に参加し、他の相談支援事業所との連携を図ることで具体的な助言を得ている。
- ・難事例へのスーパービジョンができる機関が不足しており、全般的な相談スキル向上が課題。
- ・一人現場のため、日々の業務に追われて改善が行えていない。また、どう改善していくか考えあぐねている。
- ・相談支援専門員の増員や資格取得を通じた人材育成が必要。 など

計画相談支援・障害児相談支援に係る事務作業についての困難さ(問 24)

項目	回答数	割合
とても当てはまる	10	19.6%
やや当てはまる	12	23.5%
あまり当てはまらない	26	51.0%
全く当てはまらない	3	5.9%
回答者数	51	100.0%

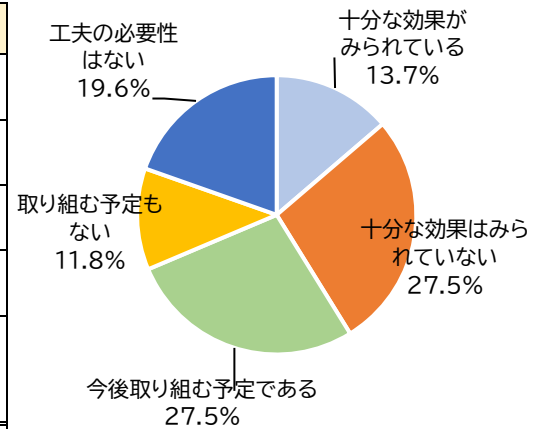


問 24 の困難さについて、具体的状況など(問 24-1)

- ・一人体制で運営しているため、支援活動に加え、書類作成や事務処理の時間が確保できない。
- ・収益が限られているため、事務員を雇用する余裕がない。
- ・請求や加算に関する情報が不明瞭で、どの対応がどの加算に該当するかの明確な指針がほしい。 など

計画相談支援・障害児相談支援に係る事務作業について、困難に感じていることへの工夫(問 25)

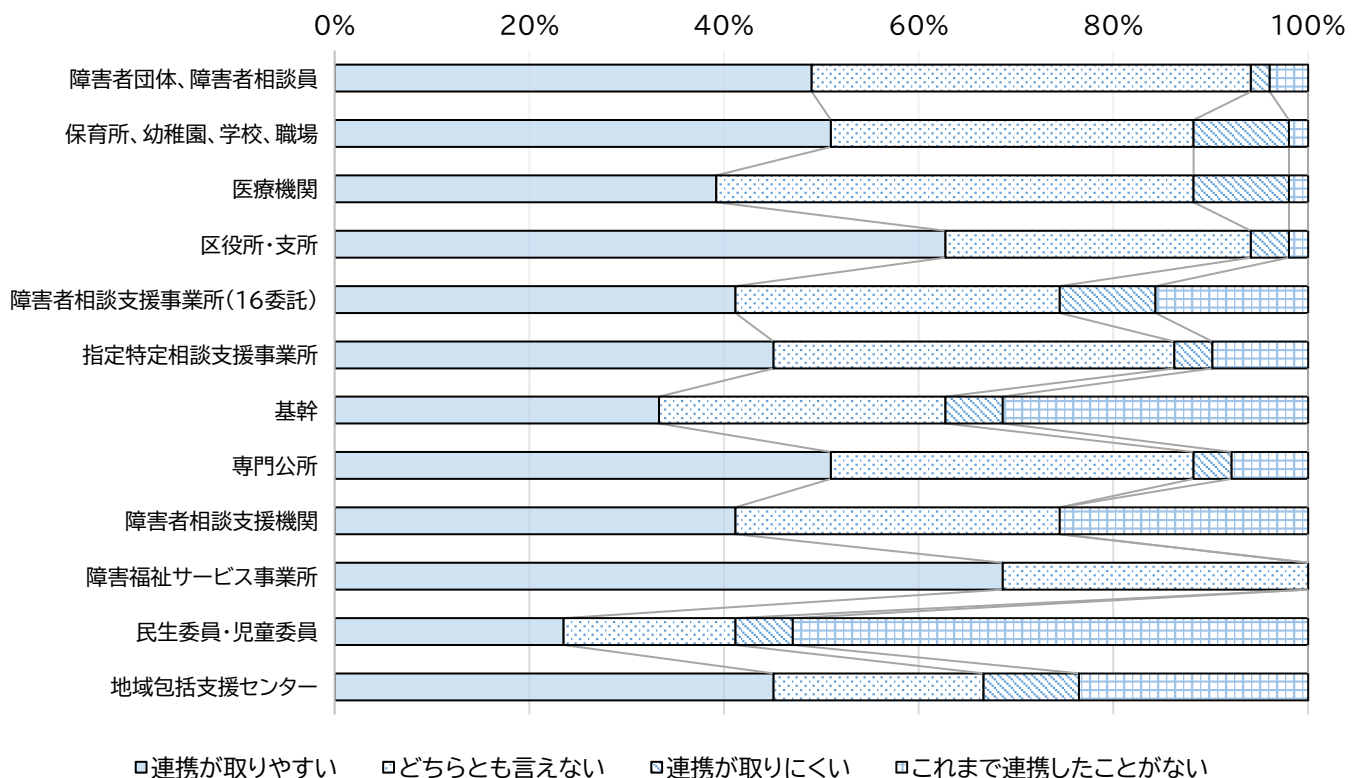
項目	回答数	割合
困難さを軽減・改善するための工夫を行っており、十分な効果がみられている	7	13.7%
困難さを軽減・改善するための工夫を行っているが、十分な効果はみられていない	14	27.5%
困難さを軽減・改善するための工夫を行っていないが、今後取り組む予定である	14	27.5%
困難さを軽減・改善するための工夫を行っておらず、取り組む予定もない	6	11.8%
特に困難さを感じていないため、工夫の必要性はない	10	19.6%
回答者数	51	100.0%



問 25 の選択についての具体的な状況や今後の予定等(問 25-1)

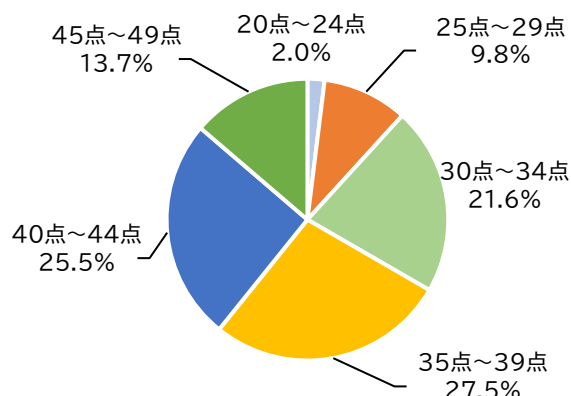
- ・経理担当者や他部署の協力により、業務を効率的に進めている。
- ・ICT をうまく利用できていないので、何かしらうまく使えるよう活用法を学ぶ。求人を出してもなかなか人が集まらない。法人内で協力してもらえるのであれば、助かる。
- ・相談支援専門員を増やしたい。そのために法人内の職員増や資格取得などの人材育成。
- ・件数が少ないため今後の予定はない。
- ・今後も法人内の他の部署に所属する職員が事務作業を行う予定。 など

関係機関との連携状況について(問 26-1～26-12)



関係機関との連携状況(問 26-1~26-12)

項目	回答数	割合
20点~24点	1	2.0%
25点~29点	5	9.8%
30点~34点	11	21.6%
35点~39点	14	27.5%
40点~44点	13	25.5%
45点~49点	7	13.7%
回答者数	51	100.0%



※「連携がとりやすい=4点」「どちらともいえない=3点」

「連携がとりにくい=2点」「これまで連携したことがない=1点」とし、得点化したもの。

最大点数は「48点」となる。

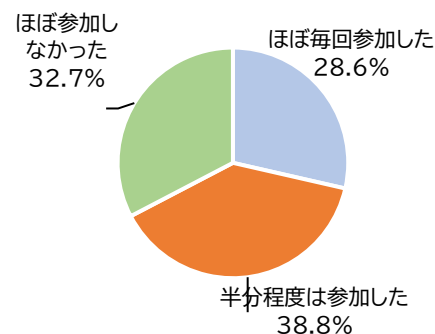
最小:24点 最大:48点 中央値:36点 平均値:37.3点

関係機関との連携状況について、連携のとりづらさ等の自由記述(問 26-1-1~26-12-1)

- ・障害者団体や障害者相談員と深く連携したことはない。
- ・幼稚園では、園長の方針でという理由で相談機関を主とした担当者会議に参加することに難色を示す園もあった。
- ・病院によるが、医師との話を直接することが出来ないため、文書を作成したり、SWに説明したりすることもある。医師と話すために、本人家族が診療代を支払わなくてはならない、ということもある。中には親身になって情報共有してくださる医師もいて、大変ありがたい。
- ・区役所は担当者が変わるとまったく対応が変わってしまうことが多い。連携しやすい人と、逆に相談員を困らせるような人がいる。
- ・委託相談支援事業所による。親身になって一緒に動いてくれる事業所もあり感謝している。一方、計画相談で関わっているなら、責任を持って全て対応すべきだろうとおっしゃる事業所もあり、役割分担や、共同支援について、どのようにしていくべきなのか、とても悩む。悩む時間もない時があり、結局一人でやってしまった方が早いと思ってしまう。
- ・同業(指定特定相談支援事業所)となると、連携する場面が想定できない。親しくしている事業所とは顔を合わせた時に雑談や近況報告をして楽しんでいる。
- ・基幹相談支援センターは、担当というよりも、日によって対応してくださる方が変わるのので、何度連絡させて頂いても初めからになってしまう。なかなか連携して頂き、継続して支援するには難しさを感じたことがあった。
- ・専門相談機関について、必要なケースや場面では、専門相談機関側からのアプローチで連携が取れていると思うが、こちらから取ることはほとんどない。
- ・障害児者の支援を行うその他の相談機関とは、知識、経験不足によりどのように連携してよいか分からない。
- ・障害福祉サービス事業所について、非協力的な事業所もある。強度行動障害のような難ケースについては、「何とかしてください」と相談されることが多く、時折、自分が責められているような気分になることがある。
- ・支援する上で民生委員や児童委員と支援体制を作る機会がなかった。
- ・地域包括支援センターについて、連絡はつきやすいが、情報提供のみで終わるなど、継続して支援にかかわっていくことはあまりない。

各区障害者自立支援協議会への令和5年度における参加状況(問27)

項目	回答数	割合
実務者ネットワーク会議や相談支援事業所等連絡会等の会議体に、ほぼ毎回参加した	14	28.6%
実務者ネットワーク会議や相談支援事業所等連絡会等の会議体に、おおむね半分程度は参加した	19	38.8%
実務者ネットワーク会議や相談支援事業所等連絡会等の会議体に、ほぼ参加しなかった	16	32.7%
回答者数(※R6.4.1以降に開所した2事業所を除く)	49	100.0%

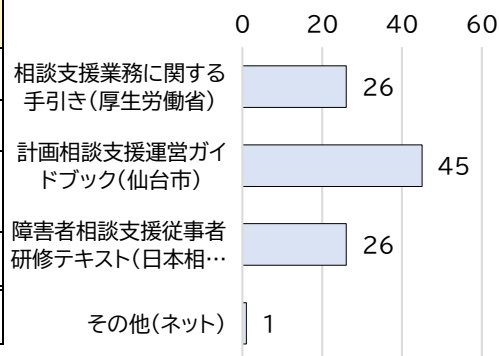


区障害者自立支援協議会へ参加することによる効果や参加しない理由(問27-1)

- ・担当者会議や利用者のニーズに合わせる必要があり、参加が難しいことが多い。
- ・他の事業所との情報交換や信頼関係の構築ができる貴重な時間。
- ・参加できた際は、顔の見える関係の中、それぞれの状況の共有が図れた。業務の忙しさから参加できない事も多い。
- ・参加することによって、新たな情報を得られる。参加しない理由は、スケジュール調整ができなかった。など

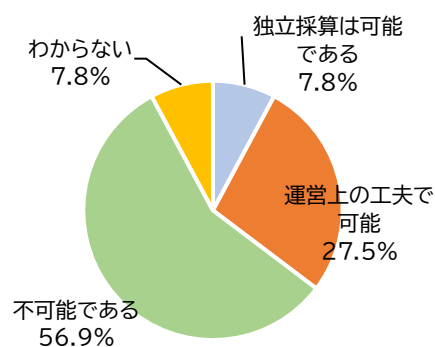
計画相談支援・障害児相談支援の実施にあたり、参照としている手引き等(問28) ※複数回答可

項目	回答数	割合
相談支援業務に関する手引き(厚生労働省)	26	51.0%
計画相談支援運営ガイドブック(仙台市)	45	88.2%
障害者相談支援従事者研修テキスト(日本相談支援専門員協会)	26	51.0%
その他(ネット)	1	2.0%
回答者数	51	



事業所の経営・運営状況(問29)

項目	回答数	割合
指定特定相談支援事業所のみ収益で、独立採算は可能である	4	7.8%
現状、指定特定相談支援事業所のみ収益で、独立採算できていないが、運営上の工夫で可能であると考えている	14	27.5%
指定特定相談支援事業所のみ収益で、独立採算は不可能である	29	56.9%
わからない	4	7.8%
回答者数	51	100.0%



独立採算を可能とするための工夫, 必要なこと(問 29-1)

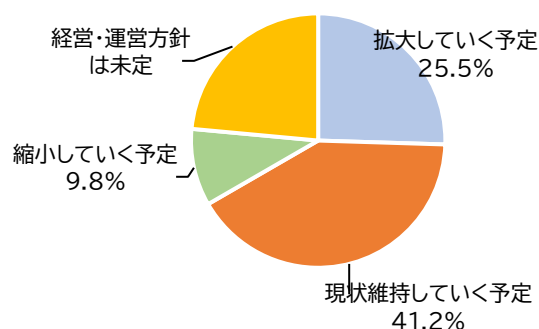
- ・相談支援専門員が主幹業務(報酬の発生する業務)に従事できる業務整理と環境整備 ※業務整理～相談支援以外の障害福祉サービス業務に従事する時間や計画相談支援以外の業務に従事する時間を少なくすること。
- ・常勤専従者のみでおこなうこと。
- ・スマートフォン, パソコン, モバイル Wi-Fi の貸与やクラウド型サービスの活用により, 業務効率を向上させたい。

独立採算が不可能な理由(問 29-2)

- ・機能体制加算を取れば, 可能と感じているが, 現状での取得が難しいため。
- ・法人内で兼務業務の重責があり, ケースをこなせる余裕がなく, 故に独立採算を図るのは難しい。
- ・資金面の課題。主に人件費の部分で毎年大きな赤字となっている。
- ・報酬が不足。報酬を増やすには, 計画相談支援・障害児相談支援の数を増やす必要があるが, 現有スタッフでは難しい。 など

計画相談支援・障害児相談支援に関する今後の経営・運営の方針(問 30)

項目	回答数	割合
拡大していく予定	13	25.5%
現状維持していく予定	21	41.2%
縮小していく予定	5	9.8%
経営・運営方針は未定	12	23.5%
回答者数	51	100.0%



計画相談支援・障害児相談支援の事業を拡大していくための課題(問 30-1)

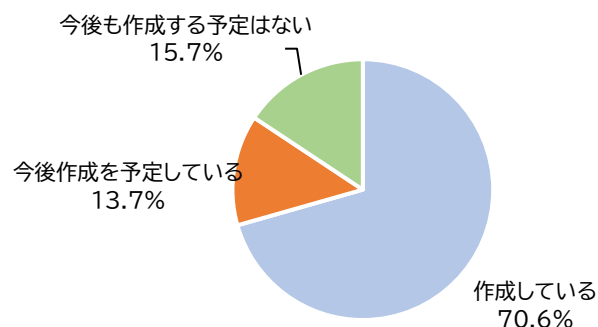
- ・機能強化型体制加算を獲得できるよう, 現任研修を受ける必要があるが, まだ要件を満たしておらず受けることが出来ない。
- ・資金面の課題。いかにして加算等で収入を増やし, 人件費の確保が出来るかが課題。
- ・経営ノウハウの向上。相談支援専門員のスキルアップと増員。 など

計画相談支援・障害児相談支援の事業を現状維持または縮小を予定する理由(問 30-2)

- ・兼任していることと, 知識, 経験不足のため現状に慣れれば拡大を考える。
- ・法人内の兼務業務が大変なため。
- ・事業拡大と人材育成は両輪だと考えており, 人材育成を行なった上で事業を拡大していきたいため。 など

経営・運営に関する事業計画の作成状況(問 31)

項目	回答数	割合
作成している	36	70.6%
今後作成を予定している	7	13.7%
今後も作成する予定はない	8	15.7%
回答者数	51	100.0%



その他, 計画相談支援・障害児相談支援の実施に関する困りごとや悩み事(問 32)

- ・加算要件等が複雑になっている為, 計画相談支援及び障害児相談支援事業者を対象とした行政説明会やセミナーが必要だと感じる。(使用する書式や計画相談支援の流れ, 加算対象となる業務など)
- ・開設した事業所が事業を継続し, 相談支援の質を維持・向上できるフォローアップの体制。
- ・今後の経営に関し心配している。
- ・さまざまなケースがある中で, 自分のアセスメントや計画案や支援内容が適切であるのか, 一人事業所では, 客観的な評価が難しく, 気軽に相談する場がない。
- ・計画相談のニーズにこたえたいが, 応えると今の利用者さんの対応に比べられなくなったりする葛藤。相談事業所を名乗り, 昔よりは認知度が上がったがまだ何をしてくれるのか, 何者なのかという理解が進んでおらず, その点も取り組みたい。
- ・更新やモニタリング時以外の電話相談に時間が多くとられる。 など

指定特定相談支援事業所を対象としたアンケート調査(クロス集計)

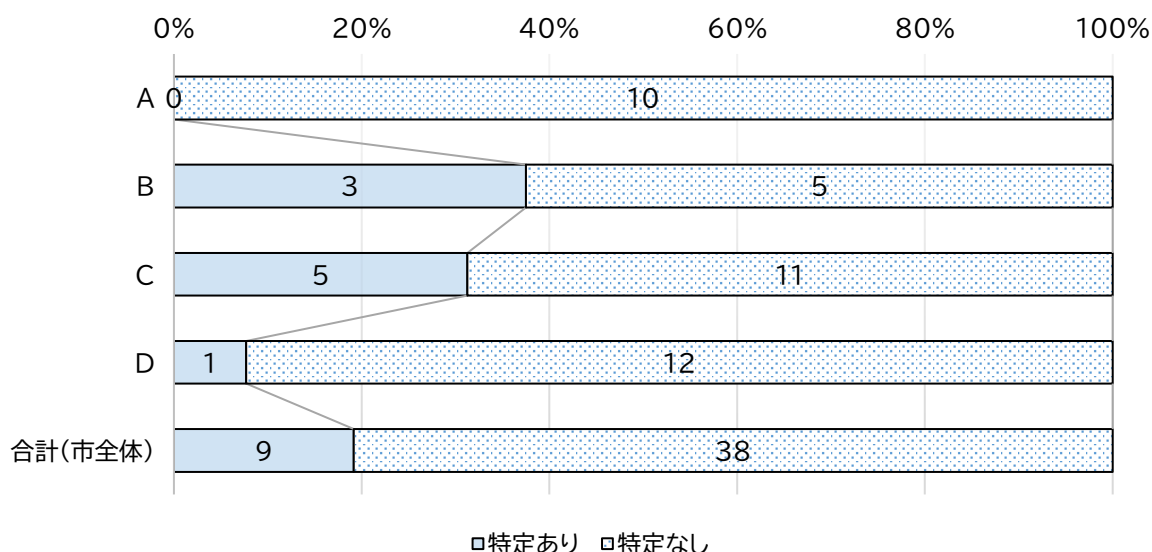
「支援の実施」×「事業所経営」の状況から整理した指定特定の類型

類型	支援の実施(*1)	事業運営(*2)	事業所数(*3)
類型A	良	良	10事業所
類型B	課題あり	良	8事業所
類型C	良	課題あり	16事業所
類型D	課題あり	課題あり	13事業所

- *1 「支援の実施」については、計画相談支援等の実施上の困難さ(問22)の回答を得点化し、平均点以上の事業所を「良」、平均点以下の事業所を「課題あり」と整理。
- *2 「事業運営」については、事業の経営・運営状況(問29)の回答において、「指定特定のための収益で、独立採算は可能である」又は「現状指定特定のための収益で、独立採算できていないが、運営上の工夫で可能であると考えている」と回答した事業所を「良」、指定特定のための収益で、独立採算は不可能である」と回答した事業者を「課題あり」と整理。
- *3 事業の経営・運営状況(問29)の回答において、「わからない」と回答した4事業所は除外。

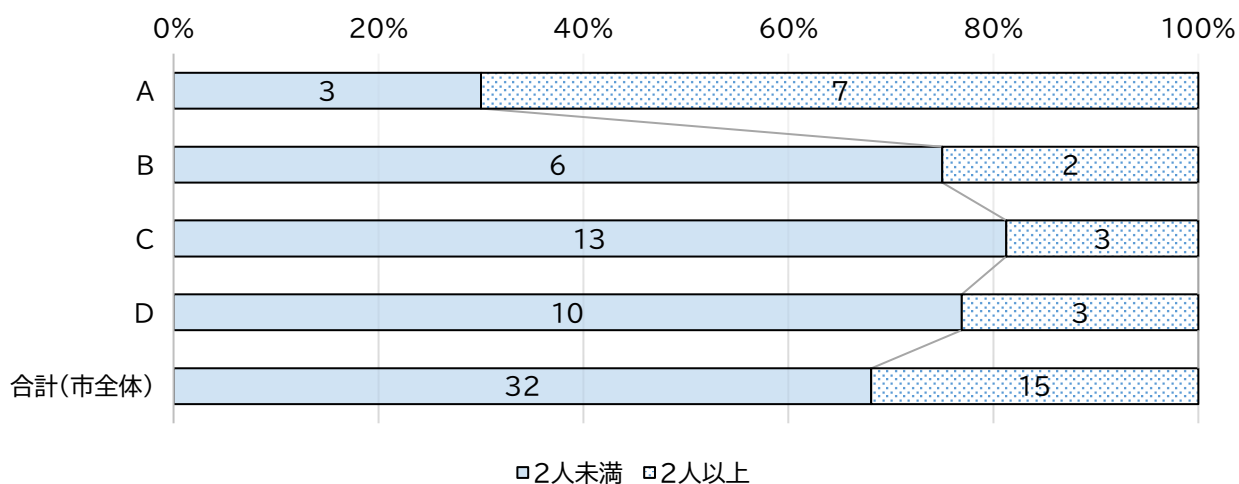
支援の対象とする障害種別の特定(問5)

項目	特定あり		特定なし		合計
A	0	0.0%	10	100.0%	10
B	3	37.5%	5	62.5%	8
C	5	31.3%	11	68.8%	16
D	1	7.7%	12	92.3%	13
合計(市全体)	9	19.1%	38	80.9%	47



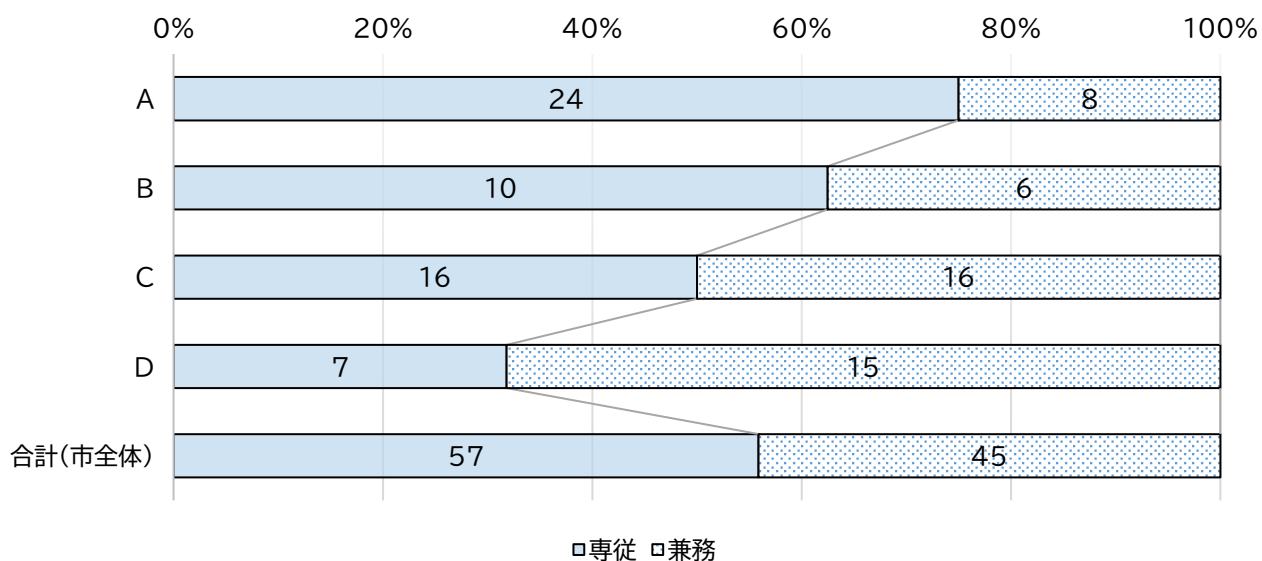
相談員の配置人数(常勤換算)(問 7)

項目	2人未満		2人以上		合計
A	3	30.0%	7	70.0%	10
B	6	75.0%	2	25.0%	8
C	13	81.3%	3	18.8%	16
D	10	76.9%	3	23.1%	13
合計(市全体)	32	68.1%	15	31.9%	47



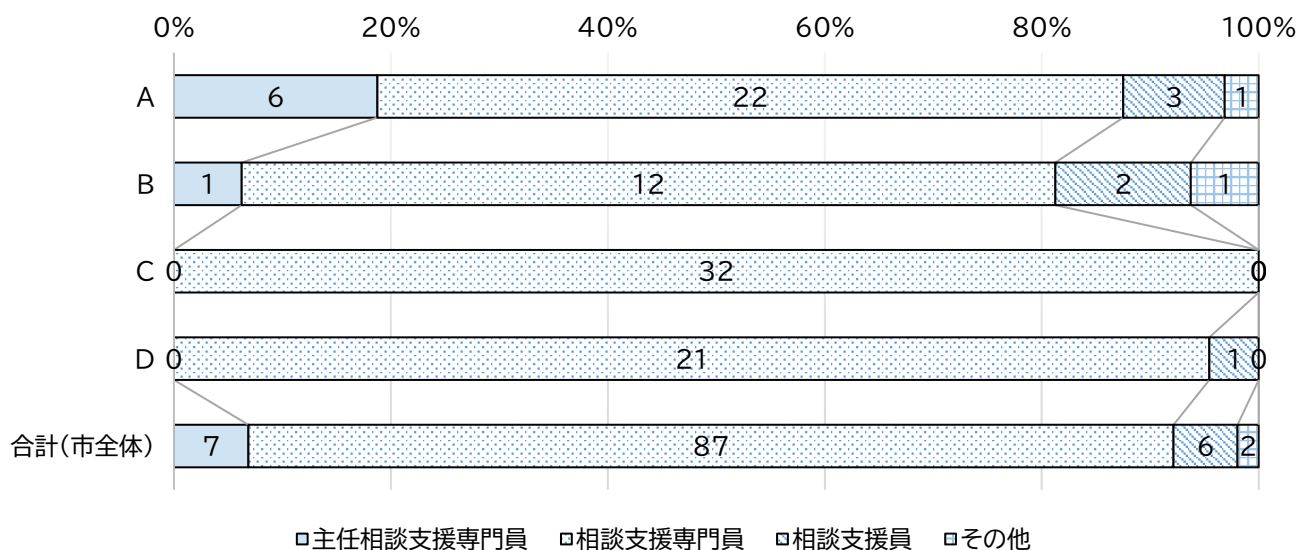
相談員の勤務状況(問 8-1-2)

項目	専従		兼務		合計
A	24	75.0%	8	25.0%	32
B	10	62.5%	6	37.5%	16
C	16	50.0%	16	50.0%	32
D	7	31.8%	15	68.2%	22
合計(市全体)	57	55.9%	45	44.1%	102



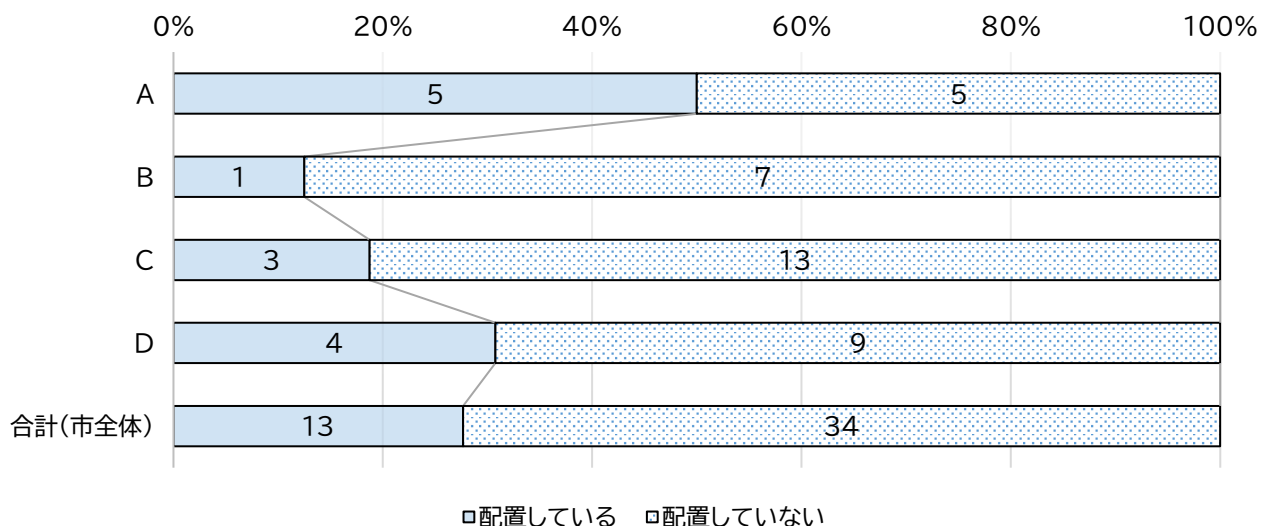
相談員の職種(問 8-1-5)

項目	主任相談支援専門員		相談支援専門員		相談支援員		その他		合計
A	6	18.8%	22	68.8%	3	9.4%	1	3.1%	32
B	1	6.3%	12	75.0%	2	12.5%	1	6.3%	16
C	0	0.0%	32	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	32
D	0	0.0%	21	95.5%	1	4.5%	0	0.0%	22
合計(市全体)	7	6.9%	87	85.3%	6	5.9%	2	2.0%	102



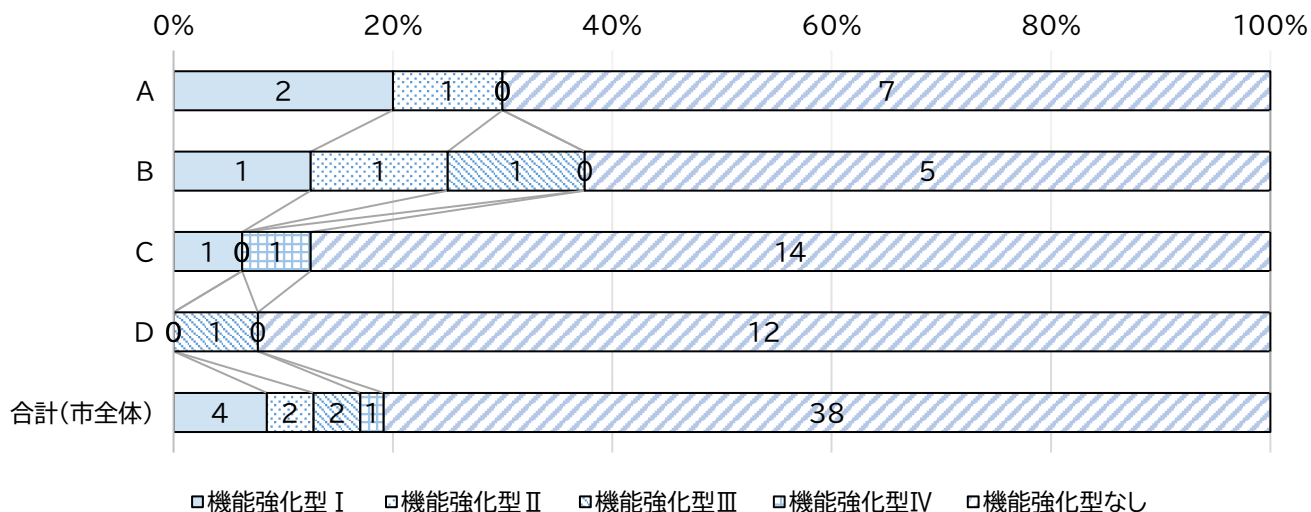
請求や労務等を担当する事務職員の配置(問 9)

項目	配置している		配置していない		合計
A	5	50.0%	5	50.0%	10
B	1	12.5%	7	87.5%	8
C	3	18.8%	13	81.3%	16
D	4	30.8%	9	69.2%	13
合計(市全体)	13	27.7%	34	72.3%	47



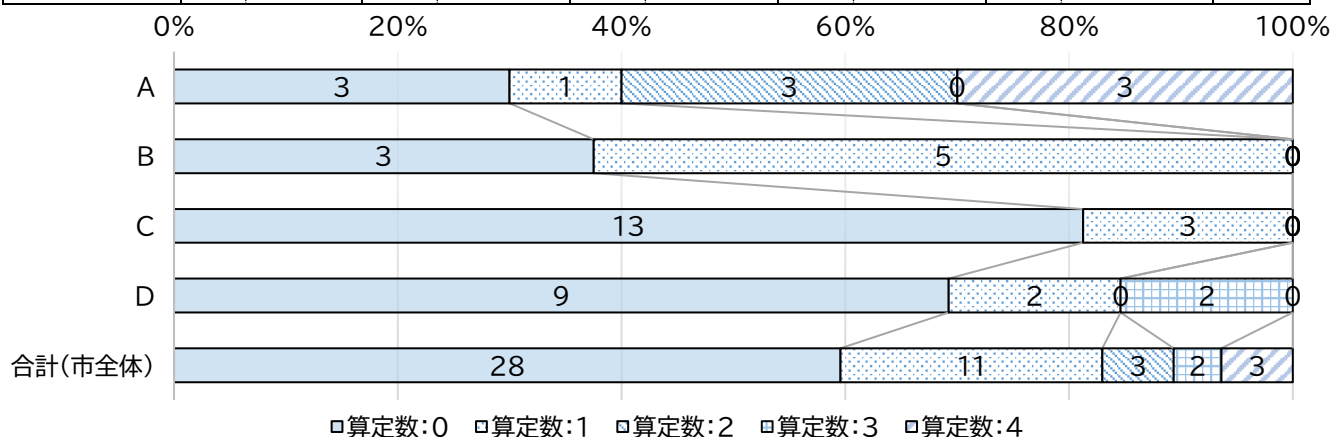
事業所において算定している基本報酬区分(問 12)

項目	機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)		機能強化型(継続)サービス利用支援費(II)		機能強化型(継続)サービス利用支援費(III)		機能強化型(継続)サービス利用支援費(IV)		機能強化型(継続)サービス利用支援費なし		合計
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
A	2	20.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	70.0%	10
B	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	0	0.0%	5	62.5%	8
C	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	14	87.5%	16
D	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	12	92.3%	13
合計(市全体)	4	8.5%	2	4.3%	2	4.3%	1	2.1%	38	80.9%	47



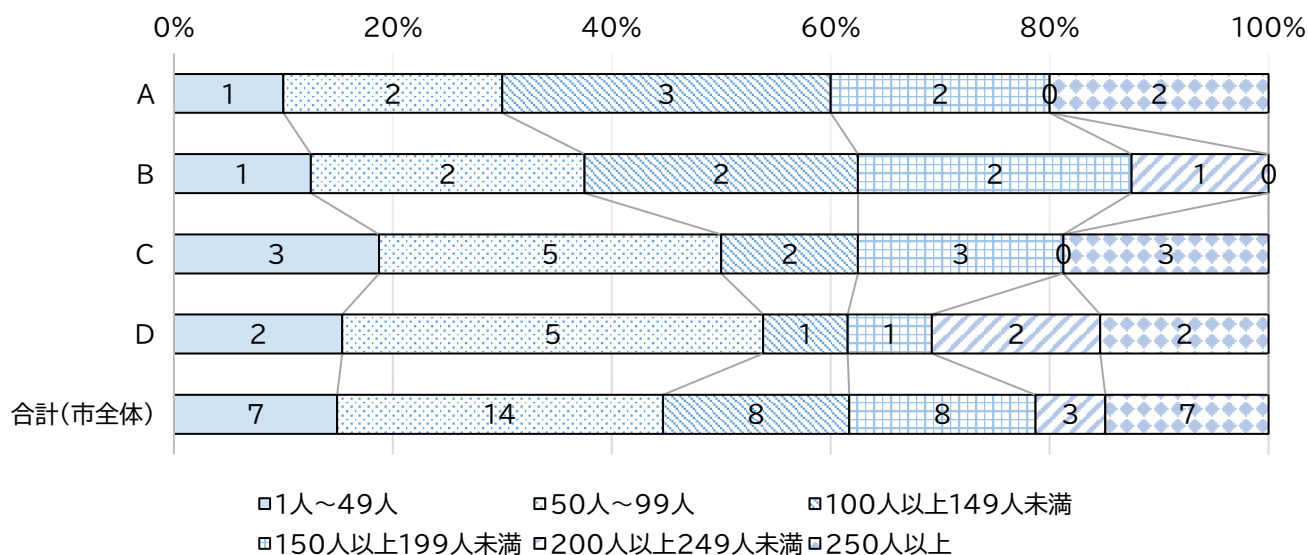
事業所において算定している加算(問 13)

項目	算定数:0		算定数:1		算定数:2		算定数:3		算定数:4		合計
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
A	3	30.0%	1	10.0%	3	30.0%	0	0.0%	3	30.0%	10
B	3	37.5%	5	62.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8
C	13	81.3%	3	18.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	16
D	9	69.2%	2	15.4%	0	0.0%	2	15.4%	0	0.0%	13
合計(市全体)	28	59.6%	11	23.4%	3	6.4%	2	4.3%	3	6.4%	47



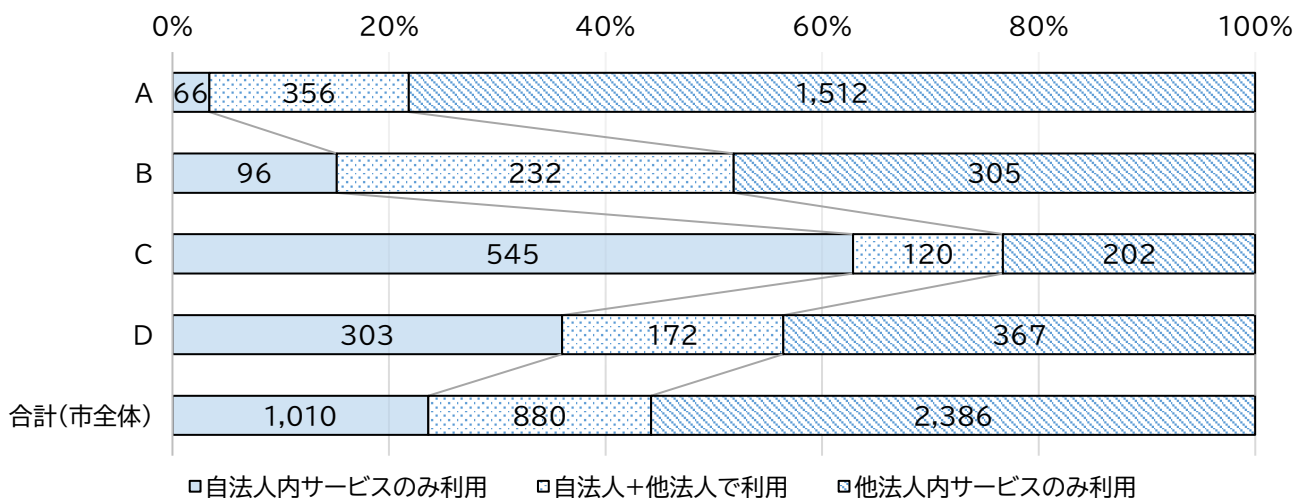
計画相談支援等を提供する障害児者数(問 15-1, 15-2)

項目	1人~49人		50人~99人		100人以上 149人未満		150人以上 199人未満		200人以上 249 人未満		250人以上		合計
A	1	10.0%	2	20.0%	3	30.0%	2	20.0%	0	0.0%	2	20.0%	10
B	1	12.5%	2	25.0%	2	25.0%	2	25.0%	1	12.5%	0	0.0%	8
C	3	18.8%	5	31.3%	2	12.5%	3	18.8%	0	0.0%	3	18.8%	16
D	2	15.4%	5	38.5%	1	7.7%	1	7.7%	2	15.4%	2	15.4%	13
合計(市全体)	7	14.9%	14	29.8%	8	17.0%	8	17.0%	3	6.4%	7	14.9%	47



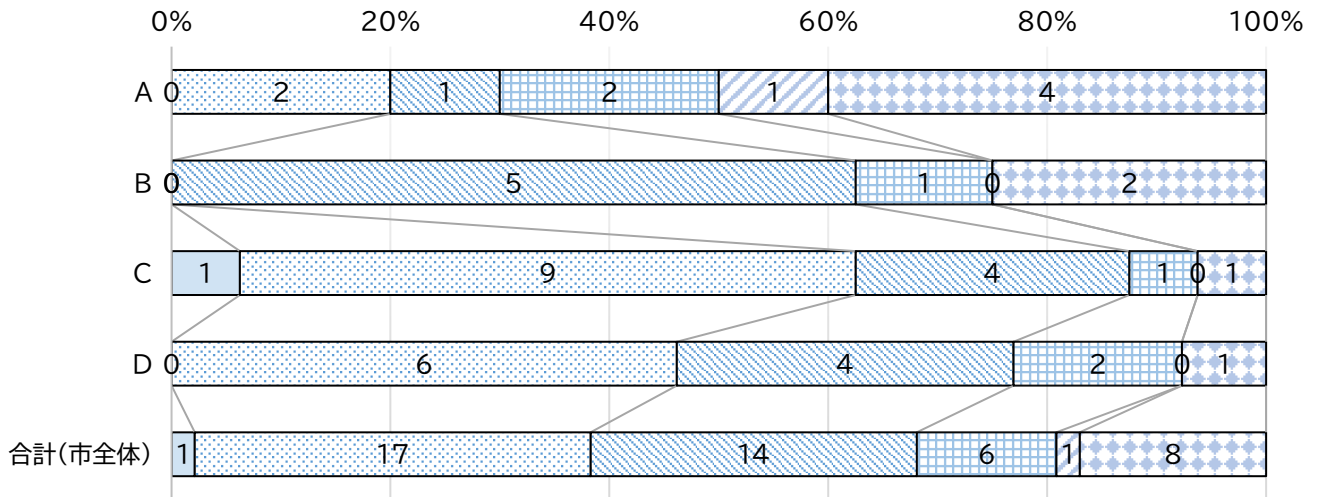
計画相談支援などを提供する障害児者の、法人内外で実施する障害福祉サービスの利用状況(問 17-1~17-3)

項目	自法人内サービスの のみ利用		自法人+他法人 で利用		他法人内サービスの のみ利用		合計
A	66	3.4%	356	18.4%	1,512	78.2%	1,934
B	96	15.2%	232	36.7%	305	48.2%	633
C	545	62.9%	120	13.8%	202	23.3%	867
D	303	36.0%	172	20.4%	367	43.6%	842
合計(市全体)	1,010	23.6%	880	20.6%	2,386	55.8%	4,276



1月あたりの平均的なサービス利用支援費の請求件数(問19-1)

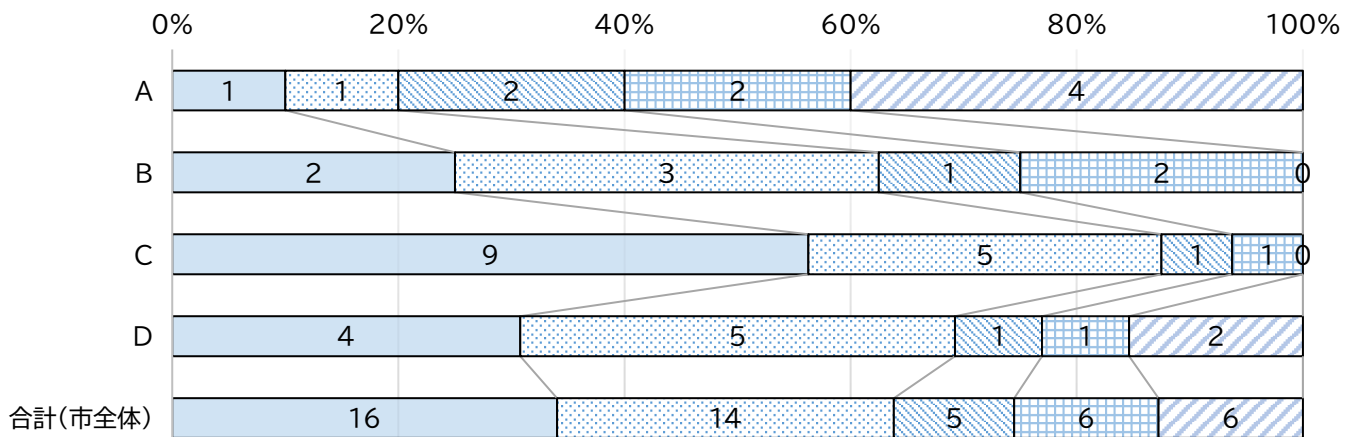
項目	0件		1件以上5件未満		5件以上10件未満		10件以上15件未満		15件以上20件未満		20件以上		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
A	0	0.0%	2	20.0%	1	10.0%	2	20.0%	1	10.0%	4	40.0%	10
B	0	0.0%	0	0.0%	5	62.5%	1	12.5%	0	0.0%	2	25.0%	8
C	1	6.3%	9	56.3%	4	25.0%	1	6.3%	0	0.0%	1	6.3%	16
D	0	0.0%	6	46.2%	4	30.8%	2	15.4%	0	0.0%	1	7.7%	13
合計(市全体)	1	2.1%	17	36.2%	14	29.8%	6	12.8%	1	2.0%	8	17.0%	47



□0件 □1件以上5件未満 □5件以上10件未満 □10件以上15件未満 □15件以上20件未満 □20件以上

1月あたりの平均的な継続サービス利用支援費の請求件数(問19-2)

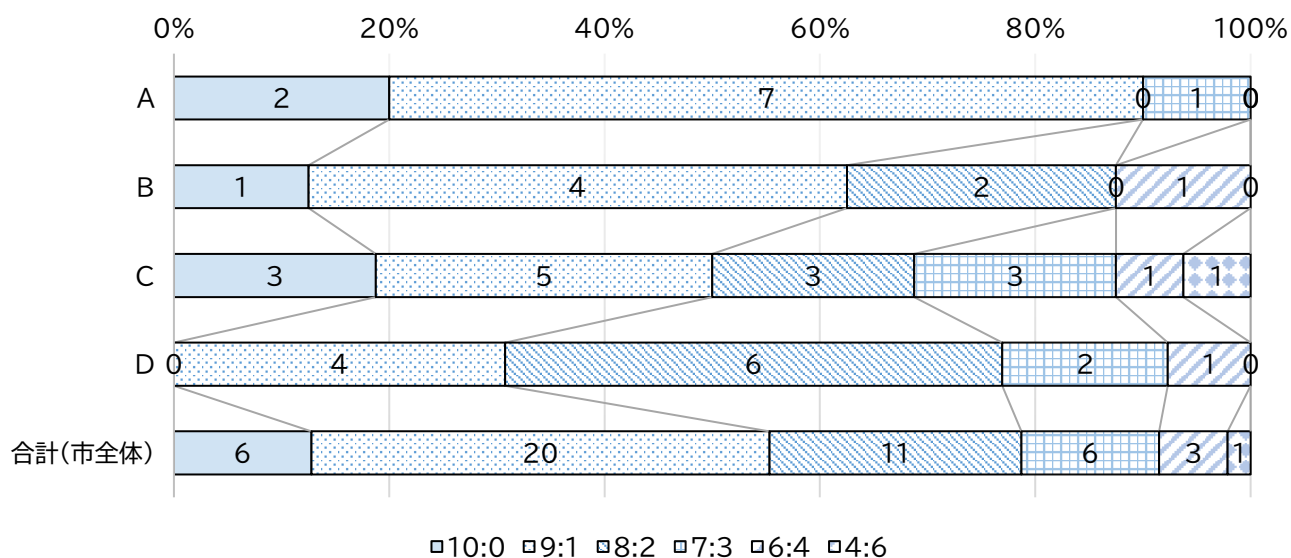
項目	0件以上10件未満		10件以上20件未満		20件以上30件未満		30件以上40件未満		40件以上		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
A	1	10.0%	1	10.0%	2	20.0%	2	20.0%	4	40.0%	10
B	2	25.0%	3	37.5%	1	12.5%	2	25.0%	0	0.0%	8
C	9	56.3%	5	31.3%	1	6.3%	1	6.3%	0	0.0%	16
D	4	30.8%	5	38.5%	1	7.7%	1	7.7%	2	15.4%	13
合計(市全体)	16	34.0%	14	29.8%	5	10.6%	6	12.8%	6	12.8%	47



□0件以上10件未満 □10件以上20件未満 □20件以上30件未満 □30件以上40件未満 □40件以上

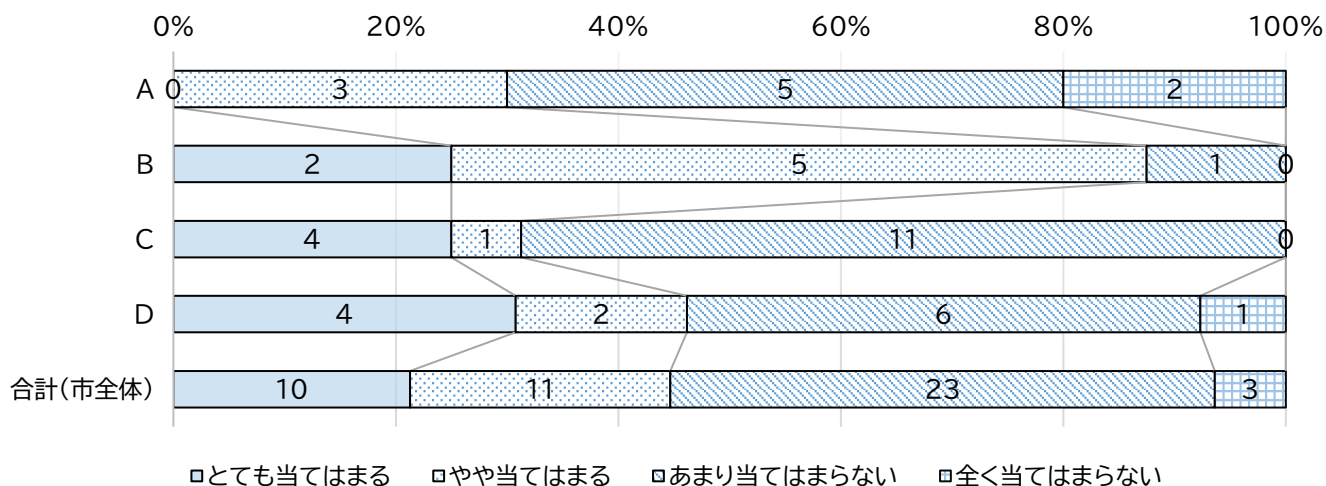
計画相談支援・障害児相談支援に関する業務とそれ以外の業務の時間の比率(問 21-1~21-18)

項目	10:0		9:1		8:2		7:3		6:4		4:6		合計
A	2	20.0%	7	70.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	10
B	1	12.5%	4	50.0%	2	25.0%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	8
C	3	18.8%	5	31.3%	3	18.8%	3	18.8%	1	6.3%	1	6.3%	16
D	0	0.0%	4	30.8%	6	46.2%	2	15.4%	1	7.7%	0	0.0%	13
合計(市全体)	6	12.8%	20	42.6%	11	23.4%	6	12.8%	3	6.4%	1	2.1%	47



計画相談支援・障害児相談支援に係る事務作業についての困難さ(問 24)

項目	とても当てはまる		やや当てはまる		あまり当てはまらない		全く当てはまらない		合計
A	0	0.0%	3	30.0%	5	50.0%	2	20.0%	10
B	2	25.0%	5	62.5%	1	12.5%	0	0.0%	8
C	4	25.0%	1	6.3%	11	68.8%	0	0.0%	16
D	4	30.8%	2	15.4%	6	46.2%	1	7.7%	13
合計(市全体)	10	21.3%	11	23.4%	23	48.9%	3	6.4%	47



関係機関との連携状況(問 26-1~26-12)

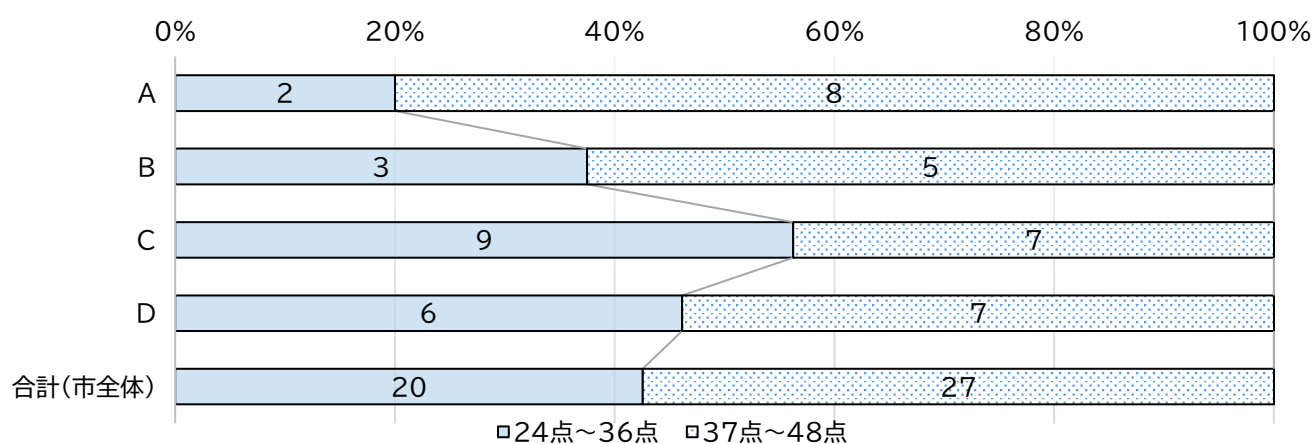
項目	24点~36点		37点~48点		合計
A	2	20.0%	8	80.0%	10
B	3	37.5%	5	62.5%	8
C	9	56.3%	7	43.8%	16
D	6	46.2%	7	53.8%	13
合計(市全体)	20	42.6%	27	57.4%	47

最小:24点 最大:48点 中央値:36点 平均値:約37点

※「連携がとりやすい=4点」「どちらともいえない=3点」

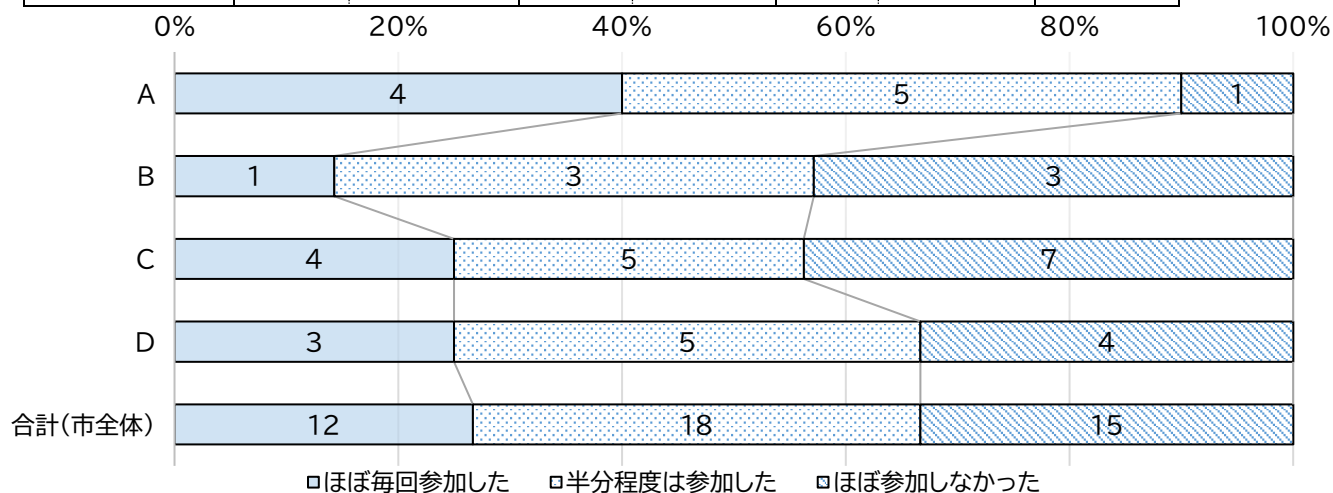
「連携がとりにくい=2点」「これまで連携したことがない=1点」とし、得点化したもの。

最大点数は「48点」となる。

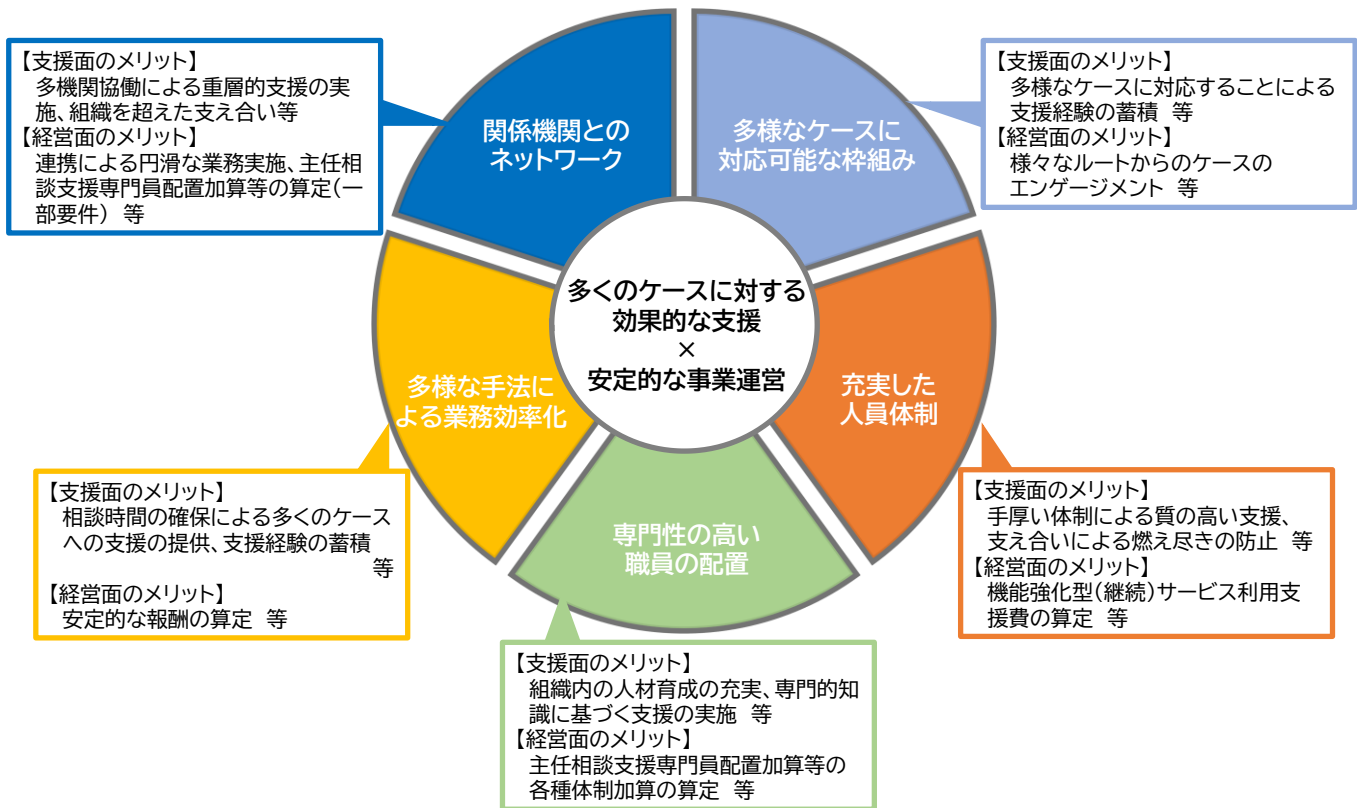


各区障害者自立支援協議会への令和5年度における参加状況(問 27)

項目	ほぼ毎回参加した		半分程度は参加した		ほぼ参加しなかった		合計
A	4	40.0%	5	50.0%	1	10.0%	10
B	1	14.3%	3	42.9%	3	42.9%	7
C	4	25.0%	5	31.3%	7	43.8%	16
D	3	25.0%	5	41.7%	4	33.3%	12
合計(市全体)	12	26.7%	18	40.0%	15	33.3%	45



類型 A の事業所の特徴の整理



指定特定相談支援事業所を対象としたアンケート調査(調査項目一覧)

I. 事業所に関する基本情報について	
問1	貴事業所名について、お答えください。 ()
問2	貴事業所を開所した年月について、お答えください（半角直接入力）。 ※回答例：2024年の6月に開所した場合⇒「202406」と記入 ()
問3	貴事業所の所在地について、お答えください。 1. 青葉区 2. 宮城野区 3. 若林区 4. 太白区 5. 泉区
問4	貴事業所の指定状況について、お答えください（該当するもの全てを選択）。 1. 指定特定相談支援 2. 指定障害児相談支援 3. 指定一般相談支援
問4-1	問4で「指定障害児相談支援」を選択していない方にお聞きします。指定を受けていない理由について、ご記入ください（自由記述）。
問4-2	問4で「指定一般相談支援」を選択していない方にお聞きします。指定を受けていない理由について、ご記入ください（自由記述）。
問5	貴事業所において、支援の対象とする障害種別の特定の有無について、お答えください。 1. 特定なし 2. 特定あり
問5-1	問5で「特定あり」を選択した方にお聞きします。支援の対象とする障害種別についてお答えください（該当するもの全てを選択）。 1. 身体障害者 2. 知的障害者 3. 障害児 4. 精神障害者 5. 難病患者等
問5-2	問5で「特定あり」を選択した方にお聞きします。支援の対象とする障害種別を特定している背景や事業所としての考えについて、お答えください（自由記述）。
問6	貴事業所の法人内で実施している障害福祉サービスについて、お答えください（該当するもの全てを選択）。 1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護 5. 療養介護 6. 生活介護 7. 機能訓練 8. 生活訓練 9. 宿泊型自立訓練 10. 就労移行支援 11. 就労継続支援A型・B型 12. 就労定着支援 13. 施設入所支援 14. 共同生活援助 15. 福祉ホーム

	<p>16. 地域移行支援, 地域定着支援</p> <p>17. 自立生活援助</p> <p>18. 短期入所</p> <p>19. 児童発達支援, 放課後等デイサービス等</p> <p>20. 障害児入所施設等</p> <p>21. 1～20 の障害福祉サービスは実施していない</p>
問 7	<p>貴事業所において, 計画相談支援・障害児相談支援を担当する相談員について, 常勤換算で何人配置しているか, お答えください (小数点第 1 位まで半角直接入力)。</p> <p>※所定労働時間 40 時間/週を常勤 1 人分として計算してください。</p> <p>常勤換算 () 人</p>
問 8	<p>貴事業所において, 計画相談支援・障害児相談支援を担当する相談員の実人数について, お答えください。</p> <p>※なお, お答えいただいた相談員全員について, 問 8-1-1 以降で勤務形態, 勤務状況, 実務経験, 職種などについて, お答えください。</p> <p>() 人</p>
問 8-1-1	<p>相談員 (1 人目) の勤務形態について, お答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常勤 2. 非常勤
問 8-1-2	<p>相談員 (1 人目) の勤務状況について, お答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専従 2. 兼務
問 8-1-3	<p>相談員 (1 人目) の計画相談支援・障害児相談支援の実務経験について, お答えください (小数点第 1 位まで半角直接入力)。</p> <p>() 年</p>
問 8-1-4	<p>相談員 (1 人目) の計画相談支援・障害児相談支援以外の障害児者に対する支援の実務経験について, お答えください (小数点第 1 位まで半角直接入力)。</p> <p>() 年</p>
問 8-1-5	<p>相談員 (1 人目) の職種について, お答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主任相談支援専門員 2. 相談支援専門員 3. 相談支援員 4. その他
問 9	<p>貴事業所において, 請求や労務等を担当する事務職員の配置について, お答えください (事業所内の配置に限る)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配置している 2. 配置していない
問 9-1	<p>問 9 で「配置している」を選択した方にお聞きします。請求や労務等を担当する事務職員について, 常勤換算で何人配置しているか, お答えください (小数点第 1 位まで半角直接入力)。</p> <p>※所定労働時間 40 時間/週を常勤 1 人分として計算してください</p> <p>常勤換算 () 人</p>
問 9-2	<p>問 9 で「配置していない」を選択した方にお聞きします。貴事業所において, 請求や労務等の事務はどなたが行っているか, お答えください (該当するもの全てを選択)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画相談支援・障害児相談支援を担当する相談員 2. 法人内の他の部署に所属する職員 3. 外部委託 4. その他

問 9-3	問 9-2 の「その他」について、具体的にお答えください（自由記述）。
問 10	貴事業所において、直近 3 年間で採用した相談員の人数をお答えください（開所以降 3 年経過していない事業所については、開所後に追加で採用した相談員の人数をお答えください）。 （ ）人
問 11	貴事業所において、直近 3 年間で退職した相談員の人数をお答えください（開所以降 3 年経過していない事業所については、開所後に退職した相談員の人数をお答えください）。 （ ）人
問 11-1	問 11 で退職した相談員が 1 人以上いるとお答えした方にお聞きします。相談員の主な退職理由について、お答えください（自由記述）。 ※例：病気・体調不良，労働条件が合わない，業務の負担が大きい，出産・育児 など
問 12	貴事業所において、算定している基本報酬区分について、お答えください。 1. 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ） 2. 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅱ） 3. 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅲ） 4. 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅳ） 5. 機能強化型（継続）サービス利用支援費なし
問 13	貴事業所において、算定している加算について、お答えください（該当するもの全てを選択）。 1. 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ・Ⅱ） 2. 要医療児者支援体制加算（Ⅰ・Ⅱ） 3. 行動障害支援体制加算（Ⅰ・Ⅱ） 4. 精神障害者支援体制加算（Ⅰ・Ⅱ） 5. 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ・Ⅱ） 6. ピアサポート体制加算 7. 1～6 の加算は算定していない
問 14	貴事業所において、機能強化型（継続）サービス利用支援費や各加算を算定する、あるいは今後算定要件を満たすために苦勞していることについて、お答えください（自由記述）。 ※例：人員の確保，研修の受講，届出や算定等の事務，加算等に関する情報収集 など

II. 支援の実施状況について	
問 15	貴事業所において、計画相談支援・障害児相談支援を提供する障害児者数について、お答えください。
問 15-1	計画相談支援を提供する障害者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 15-2	障害児相談支援を提供する障害児数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 16	貴事業所において、計画相談支援・障害児相談支援を提供する障害児者の所在地について、お答えください。 ※問 16-1 から 16-7 までの人数の合計が、問 15-1 と問 15-2 の合計人数と同数になるように入力してください。
問 16-1	仙台市青葉区に在住する障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 16-2	仙台市宮城野区に在住する障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 16-3	仙台市若林区に在住する障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 16-4	仙台市太白区に在住する障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 16-5	仙台市泉区に在住する障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 16-6	仙台市外に在住する障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 16-7	所在地が不明である障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 17	貴事業所において、計画相談支援・障害児相談支援を提供する障害児者について、貴事業所の法人内で実施している障害福祉サービスの利用状況をお答えください。 ※問 17-1 から 17-3 までの人数の合計が、問 15-1 と問 15-2 の合計人数と同数になるように入力してください。
問 17-1	貴事業所の法人内で実施する障害福祉サービスのみを利用している障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 17-2	貴事業所の法人内で実施する障害福祉サービスに加え、別法人で実施する障害福祉サービスも利用している障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 17-3	貴事業所の法人内で実施する障害福祉サービスを利用していない障害児者数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 18	貴事業所において、計画相談支援・障害児相談支援を提供する障害児者の依頼の経路について、お答えください（依頼が多いもの上位3つを選択）。 1. 本人・家族 2. 障害者団体や障害者相談員 3. 保育所（園）・幼稚園・学校・職場 4. 医療機関 5. 区役所・総合支所 6. 障害者相談支援事業所（仙台市の16委託事業所） 7. 他の指定特定相談支援事業所（障害者相談支援事業所を除く） 8. 障害者基幹相談支援センター

	<p>9. 専門相談機関（ウェルポートせんだい・アーチル・はあとぼーと仙台）</p> <p>10. 仙台市自閉症児者相談センター（ここねっと・なないろ）</p> <p>11. 仙台市視覚障害者支援センター（アイサポート仙台）</p> <p>12. 仙台市難病サポートセンター</p> <p>13. 障害福祉サービス事業所</p> <p>14. 民生委員・児童委員</p> <p>15. 地域包括支援センター</p> <p>16. その他</p>
問 19	貴事業所の1月あたりの平均的なサービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の請求件数について、お答えください（直近6ヶ月間の平均。小数点以下は四捨五入）。
問 19-1	サービス利用支援費の請求件数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）件
問 19-2	継続サービス利用支援費の請求件数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）件
問 20	<p>貴事業所において、計画相談支援・障害児相談支援の新規利用者の受入れの余力について、お答えください。</p> <p>1. 新規利用者の受入れに余力がある</p> <p>2. 新規利用者の受入れにそれほど余力があるわけではないが、受入れは可能</p> <p>3. 新規利用者を受入れる余力はない</p>
問 20-1	問20で「新規利用者の受入れに余力がある」または「新規利用者の受入れにそれほど余力があるわけではないが、受入れは可能」を選択した方にお聞きします。受入れ可能な人数について、お答えください（半角直接入力）。 （ ）人
問 21	<p>貴事業所における、職員1人あたりの各業務にかかる1日の平均的な業務時間について、問21-1から問21-18までお答えください。</p> <p>※問21-1から問21-13までは計画相談支援・障害児相談支援に関する業務となります。</p> <p>問21-14から問21-18までは計画相談支援・障害児相談支援以外の業務となります。</p>
問 21-1	インテーク・契約前の相談等（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-2	計画相談支援・障害児相談支援の契約（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-3	利用者に関する情報収集・アセスメント（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-4	サービス・地域資源等に関する情報収集、連携先への照会等（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-5	サービス等利用計画案の作成（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-6	サービス担当者会議の調整・開催（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-7	モニタリング（継続サービス利用支援 ※障害児者との面談、関係機関からの情報収集、報告書の作成等）（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-8	区役所等関係機関への書類提出（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間

問 21-9	サービス事業所の見学や医療機関受診の同行（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-10	アセスメントやモニタリング以外の利用者の相談対応（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-11	請求事務等（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-12	移動（利用者宅，サービス事業所への移動時間等 ※通勤時間は含めない） （小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-13	計画相談に関する業務その他（計画相談支援に関する会議・研修への参加等） （小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-14	計画相談支援・障害児相談支援の利用者以外の障害児者の相談対応 （小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-15	地域相談支援（地域移行・地域定着支援）の業務（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-16	相談支援以外の障害福祉サービス業務（小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-17	障害福祉以外の福祉関連業務（介護保険事業，児童福祉事業等） （小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 21-18	計画相談支援以外の業務その他（計画相談支援に関連しない会議や研修への参加等） （小数点第1位まで半角直接入力） （ ）時間
問 22	貴事業所において，計画相談支援・障害児相談支援の実施上，困難に感じていることについて，問 22-1 から問 22-5 までお答えください。
問 22-1	「インテーク」（ケースの発見・取り込み，初回面接・受理，説明・契約等）において，困難さを感じている。 1. とても当てはまる 2. やや当てはまる 3. あまり当てはまらない 4. 全く当てはまらない
問 22-1- 1	問 22-1 で「とても当てはまる」または「やや当てはまる」を選択した方にお聞きします。その理由や具体的な状況等について，お答えください（自由記述）。
問 22-2	「アセスメント」（ケースの心身の状況に関する情報の収集・整理，評価・分析・解釈，問題のメカニズムやニーズの理解等）において，困難さを感じている。 1. とても当てはまる 2. やや当てはまる 3. あまり当てはまらない 4. 全く当てはまらない
問 22-2- 1	問 22-2 で「とても当てはまる」または「やや当てはまる」を選択した方にお聞きします。その理由や具体的な状況等について，お答えください（自由記述）。

問 22-3	<p>「プランニング」(目標や具体的な支援方法の設定, サービス等利用計画案の作成, ケースへの説明と同意, サービス担当者会議の開催等)において, 困難さを感じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. とても当てはまる 2. やや当てはまる 3. あまり当てはまらない 4. 全く当てはまらない
問 22- 3-1	問 22-3 で「とても当てはまる」または「やや当てはまる」を選択した方にお聞きします。その理由や具体的な状況等について, お答えください(自由記述)。
問 22-4	<p>「モニタリング」(サービス等利用計画に基づく支援の実施状況やケースのニーズの充足状況等の追跡・確認, 状況に応じたサービス等利用計画の見直し等)において, 困難さを感じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. とても当てはまる 2. やや当てはまる 3. あまり当てはまらない 4. 全く当てはまらない
問 22- 4-1	問 22-4 で「とても当てはまる」または「やや当てはまる」を選択した方にお聞きします。その理由や具体的な状況等について, お答えください(自由記述)。
問 22-5	その他, 計画相談支援・障害児相談支援の実施上, 困難に感じていることについてお答えください(自由記述)。
問 23	<p>計画相談支援・障害児相談支援の実施上, 困難に感じていることを軽減・改善していくための工夫について, お答えください。</p> <p>※例: 事業所内外のレビューや事例検討, 研修への参加, 障害者基幹相談支援センターや主任相談支援専門員への相談, ICTの活用等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 困難さを軽減・改善するための工夫を行っており, 十分な効果がみられている 2. 困難さを軽減・改善するための工夫を行っているが, 十分な効果はみられていない 3. 困難さを軽減・改善するための工夫を行えていないが, 今後取り組む予定である 4. 困難さを軽減・改善するための工夫を行えておらず, 取り組む予定もない 5. 特に困難さを感じていないため, 工夫の必要性はない
問 23-1	問 23 の選択について, 具体的な状況や今後の予定等をお答えください(自由記述)。
問 24	<p>貴事業所において, 計画相談支援・障害児相談支援に係る事務作業(請求, 財務・税務・労務管理, 指定等の各種事務)について, 困難さを感じていますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. とても当てはまる 2. やや当てはまる 3. あまり当てはまらない 4. 全く当てはまらない
問 24-1	問 24 で「とても当てはまる」または「やや当てはまる」を選択した方にお聞きします。その理由や具体的な状況等について, お答えください(自由記述)。
問 25	<p>計画相談支援・障害児相談支援に係る事務作業において, 困難に感じていることを軽減・改善していくための工夫について, お答えください。</p> <p>※例) 事務職員の雇用, 法人内の他部署の協力, 外注, ICTの活用等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 困難さを軽減・改善するための工夫を行っており, 十分な効果がみられている 2. 困難さを軽減・改善するための工夫を行っているが, 十分な効果はみられていない 3. 困難さを軽減・改善するための工夫を行えていないが, 今後取り組む予定である 4. 困難さを軽減・改善するための工夫を行えておらず, 取り組む予定もない 5. 特に困難さを感じていないため, 工夫の必要性はない

問 25-1	問 25 の選択について、具体的な状況や今後の予定等をお答えください。
問 26	貴事業所における、関係機関との連携状況について、問 26-1～問 26-12 までお答えください。
問 26-1	障害者団体や障害者相談員との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-1- 1	問 26-1 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-2	保育所（園）・幼稚園・学校・職場との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-2- 1	問 26-2 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-3	医療機関との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-3- 1	問 26-3 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-4	区役所・総合支所（障害高齢課・保健福祉課、家庭健康課、保護課等）との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-4- 1	問 26-4 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-5	障害者相談支援事業所（仙台市の 16 委託事業所）との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-5- 1	問 26-5 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-6	他の指定特定相談支援事業所（障害者相談支援事業所を除く）との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない

問 26-6- 1	問 26-6 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-7	障害者基幹相談支援センターとの連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-7- 1	問 26-7 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-8	専門相談機関（ウェルポートせんだい・アーチル・はあとぼーと仙台）との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-8- 1	問 26-8 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-9	障害児者の支援を行うその他の相談機関（仙台市自閉症児者相談センター，仙台市視覚障害者支援センター，仙台市難病サポートセンター等）との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26-9- 1	問 26-9 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-10	障害福祉サービス事業所との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26- 10-1	問 26-10 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-11	民生委員・児童委員との連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない 3. 連携が取りにくい 4. これまで連携したことがない
問 26- 11-1	問 26-11 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。
問 26-12	地域包括支援センターとの連携 1. 連携が取りやすい 2. どちらとも言えない

	<p>3. 連携が取りにくい</p> <p>4. これまで連携したことがない</p>
問 26- 12-1	<p>問 26-12 で、「どちらとも言えない」または「連携が取りにくい」または「これまで連携したことがない」を選択した方にお聞きします。理由や具体的な状況について、お答えください（自由記述）。</p>
問 27	<p>貴事業所が所在する行政区における障害者自立支援協議会への参加状況（令和 5 年度実績）についてお答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実務者ネットワーク会議や相談支援事業所等連絡会等の会議体に、ほぼ毎回参加した 2. 実務者ネットワーク会議や相談支援事業所等連絡会等の会議体に、おおむね半分程度は参加した 3. 実務者ネットワーク会議や相談支援事業所等連絡会等の会議体に、ほぼ参加しなかった
問 27-1	<p>問 27 について、区障害者自立支援協議会に参加することによる効果、あるいは参加しない理由等についてお答えください（自由記述）。</p>
問 28	<p>貴事業所において、計画相談支援・障害児相談支援の実施にあたり、参照としている手引き等について、お答えください（該当するもの全てを選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談支援業務に関する手引き（厚生労働省） 2. 計画相談支援運営ガイドブック（仙台市） 3. 障害者相談支援従事者研修テキスト（日本相談支援専門員協会） 4. その他
問 28-1	<p>問 28 の「その他」について、具体的にお答えください（自由記述）。</p>

Ⅲ. 事業所の経営・運営状況について	
問 29	<p>貴事業所の経営・運営状況について、お答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定特定相談支援事業所のみ収益で、独立採算は可能である 2. 現状、指定特定相談支援事業所のみ収益で、独立採算できていないが、運営上の工夫で可能であると考えている 3. 指定特定相談支援事業所のみ収益で、独立採算は不可能である 4. わからない
問 29-1	<p>問 29 で「独立採算は可能である」または「現状、独立採算できていないが、運営上の工夫で可能であると考えている」を選択した方にお聞きします。独立採算を可能とするため、どのような工夫を行っているか、あるいは必要と考えているか、お答えください（自由記述）。</p>
問 29-2	<p>問 29 で「独立採算は不可能である」を選択した方にお聞きします。その理由について、お答えください（自由記述）。</p>
問 30	<p>貴事業所における、計画相談支援・障害児相談支援に関する今後の経営・運営の方針について、お答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画相談支援・障害児相談支援の事業を拡大していく予定 2. 計画相談支援・障害児相談支援の事業を現状維持していく予定 3. 計画相談支援・障害児相談支援の事業を縮小していく予定 4. 計画相談支援・障害児相談支援の経営・運営方針は未定
問 30-1	<p>問 30 で「計画相談支援・障害児相談支援の事業を拡大していく予定」を選択した方にお聞きします。事業を拡大していくために、どのような課題があるか、お答えください（自由記述）。</p>
問 30-2	<p>問 30 で「計画相談支援・障害児相談支援の事業を現状維持していく予定」または「計画相談支援・障害児相談支援の事業を縮小していく予定」を選択した方にお聞きします。その理由について、お答えください（自由記述）。</p>
問 31	<p>貴事業所の経営・運営に関する事業計画（年間の収支の見込みや新規ケースの受入れの目標等について）の作成状況について、お答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画を作成している 2. 事業計画は作成していないが、今後作成を予定している 3. 事業計画は作成しておらず、今後も作成する予定はない

Ⅳ. その他、計画相談支援・障害児相談支援に関する意見等について	
問 32	<p>その他、計画相談支援・障害児相談支援の実施に関する困りごとや悩み事について、自由にご記載ください（自由記述）。</p>

追加調査

1 指定特定を対象としたヒアリング結果の概要

支援実施上の困難さを抱える指定特定を対象として、より具体的な課題や意見を伺うためにヒアリング調査を実施した。

(1) 支援力向上のポイント

指定特定の支援力向上のポイント	習得を要する知識・技術等
支援の基盤となる理念や知識	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画相談支援等の基本的な進め方 ◆ 各障害の特性や疾患に関する知識 ◆ ソーシャルワークの理念・理論 ◆ 訪問や面接技法 ◆ ストレngths視点 ◆ 障害福祉サービス, その他関連する制度の知識 など
適切な支援関係の構築の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ チームアプローチによる抱え込みの防止 ◆ 対象者との適切な物理的・心理的距離感 ◆ 自己覚知 ◆ 訪問や面接技法 ◆ 積極的な支援を求めない当事者へのアプローチ など
地域資源の実情の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害福祉サービス事業所の特徴の把握 ◆ 障害福祉サービス以外の地域資源の把握 (インフォーマルな資源も含む) など
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当事者の理解を主眼とした情報の収集 ◆ 必要に応じた関係機関との情報連携 など
見立ての構築と支援方針の策定の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 収集した情報の組み立てと解釈による見立て ◆ 表面化した問題の背景の理解 ◆ 見立てに基づく蓋然性の高い支援方針の策定 など
関係機関との連携協働の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関に対する支援方針の説明・共有と合意形成 ◆ 支援方針に基づく具体的な役割の分担, 関わり方の整理 など

(2) 指定特定における人材育成の現状

人材育成の現状	習得を要する知識・技術等
<p>習熟度に応じた学びの 機会の不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新人や未経験者を育成する体制が整っていない ◆ 人材育成が一時的なものに留まり、継続的な学びの機会がない ◆ リーダーシップを発揮できる人材の育成が十分ではない。 ◆ 定期的な研修の機会が不足しており、スキルが向上せず、効果的な支援を行うことができない ◆ 初任者研修後すぐに現場に出ても、何から始めたらよいかわからないことが多々ある など
<p>OJTの機会の不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人の内部で相談や助言を受ける体制が整っていない ◆ 理論だけでは効果的な支援の実践はできないが、支援に必要なスキルを現場で学ぶ機会が少ない ◆ 研修等で知識を得ても、現場実践の中でどのように活用できるのか迷いがある ◆ 現場実践に対するフィードバックがなく、自信をもって支援にあたることができない など
<p>日々の負担の分かち合い、 支え合いの機会の不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援内容の範囲役割分担が明確ではないため、ストレスやプレッシャーを感じる ◆ 人材が短期間で離職してしまうことが多い ◆ 相談支援業務は、精神的な負担が大きく、燃え尽きてしまうことも多いため、メンタルヘルスのケアが重要 ◆ 事業所内や地域のグループ等で学び合える環境がなければ、孤立感が大きくなる ◆ 一人事業所等同じ立場や経験年数同士の交流の機会があると良い など

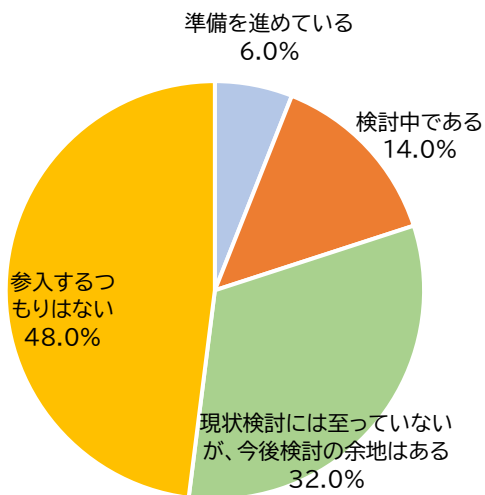
2 計画相談支援等への新規参入の意向に関する障害福祉サービス事業所を対象とした調査結果の概要

計画相談支援等の受け皿の拡充に向けた課題を把握するため、市内障害福祉サービス事業所を運営する法人を対象に、新規参入に関する意向調査を実施した。

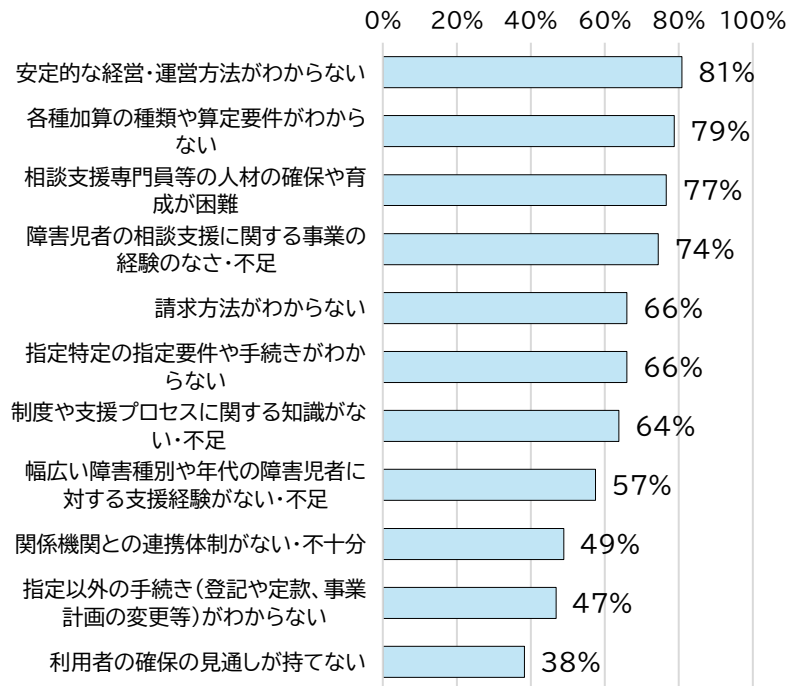
○ 対象:市内580法人(122 法人から回答)

※31/122 法人は、すでに指定特定実施済のため下記集計から除外

計画相談支援等への新規参入の意向



計画相談支援等への新規参入の課題



回答があった事業所の5割(約50法人)が、計画相談支援等への新規参入に前向きな意向を示している

前向きな意向を示す法人は、計画相談支援等への新規参入を進めていくにあたり、多様な課題を抱えている

セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした アンケート調査について

1 調査の概要

- ・調査名 障害福祉サービスの利用に関するアンケート調査
- ・対象 令和5年10月時点でセルフプランにより障害福祉サービスを利用する
障害児者6,276名(障害児2,716名 障害者3,560名)
- ・調査期間 令和5年12月18日～令和6年1月26日
- ・実施方法 対象者に郵送にて調査について周知
電子申請システムによりWEB上で回答
- ・内容(詳細は, 104 頁から 113 頁参照)

項目	内容
I 生活状況について	年齢, 居住区, 現在の住まい
II 障害の状態や程度について	障害種別, 各種手帳の所持状況や等級, 障害支援区分
III 障害福祉サービスの利用状況や相談先などについて	利用している障害福祉サービス, 生活上の困りごと, 困ったときの相談先
IV 計画相談支援・障害児相談支援, セルフプランのことについて	計画相談支援・障害児相談支援の認知, 計画相談支援・障害児相談支援を知った方法, 計画相談支援・障害児相談支援の利用歴, セルフプランにより障害福祉サービスを利用する理由, 計画相談支援・障害児相談支援の利用意向

2 調査への回答について

- ・回答者数 1,463名(回答率23%)

※小数点第2位を四捨五入しているため, 合計が100%とならないことがある。

※複数回答可の設問の場合, 回答数の合計は回答者数と一致しない。

アンケート調査の結果

【送付数】

障害者:3,560 件うち有効回答数 704 回答率 19%

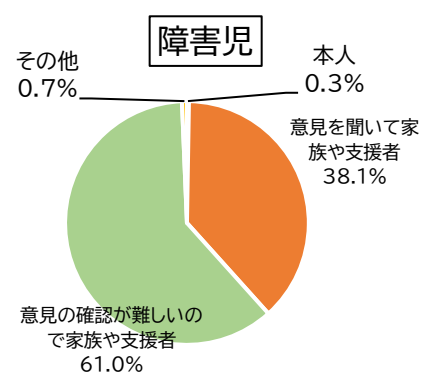
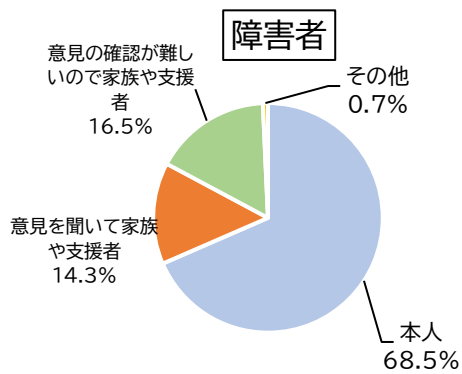
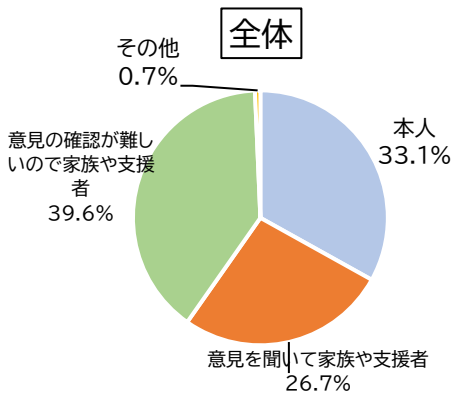
障害児:2,716 件うち有効回答数 759 回答率 27%

	障害者 回答内訳	障害児 回答内訳
身体障害者	93	14
知的障害者	127	127
精神障害者	284	7
発達障害者	43	338
難病	4	0
その他	14	43
障害等重複者	139	230
合計	704	759

セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした
アンケート調査(単純集計)

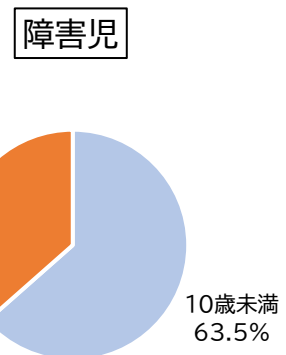
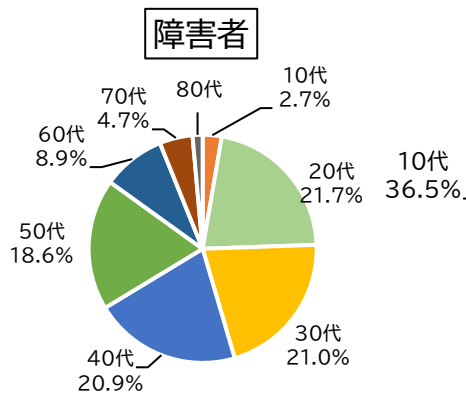
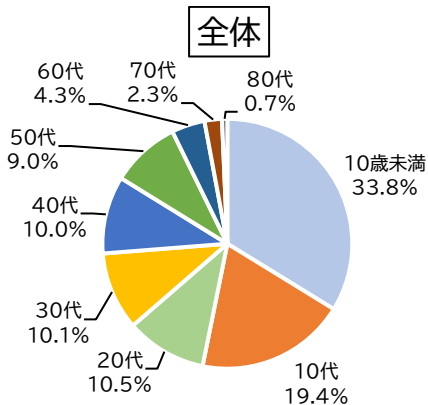
アンケートの回答者（問1）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
障害のある方本人が答えている	484	33.1%	482	68.5%	2	0.3%
障害のある方本人から意見を聴いて、家族や支援者などが代わって答えている	390	26.7%	101	14.3%	289	38.1%
障害のある方本人の意見を確認するのが難しいので、家族や支援者などが答えている	579	39.6%	116	16.5%	463	61.0%
その他	10	0.7%	5	0.7%	5	0.7%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



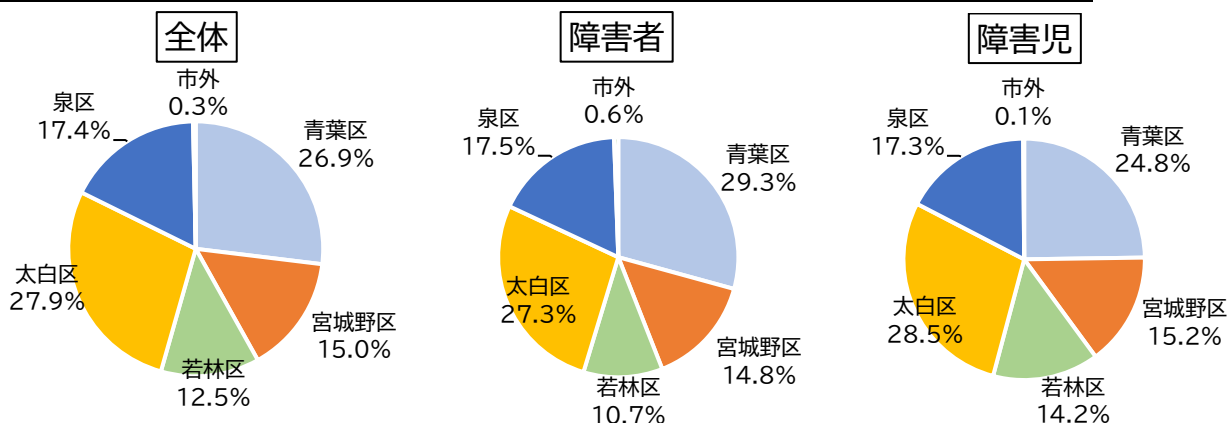
障害児者の年齢（問2）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
10歳未満	494	33.8%			494	63.5%
10代	284	19.4%	19	2.7%	284	36.5%
20代	153	10.5%	153	21.7%		
30代	148	10.1%	148	21.0%		
40代	147	10.0%	147	20.9%		
50代	131	9.0%	131	18.6%		
60代	63	4.3%	63	8.9%		
70代	33	2.3%	33	4.7%		
80代	10	0.7%	10	1.4%		
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	778	100.0%



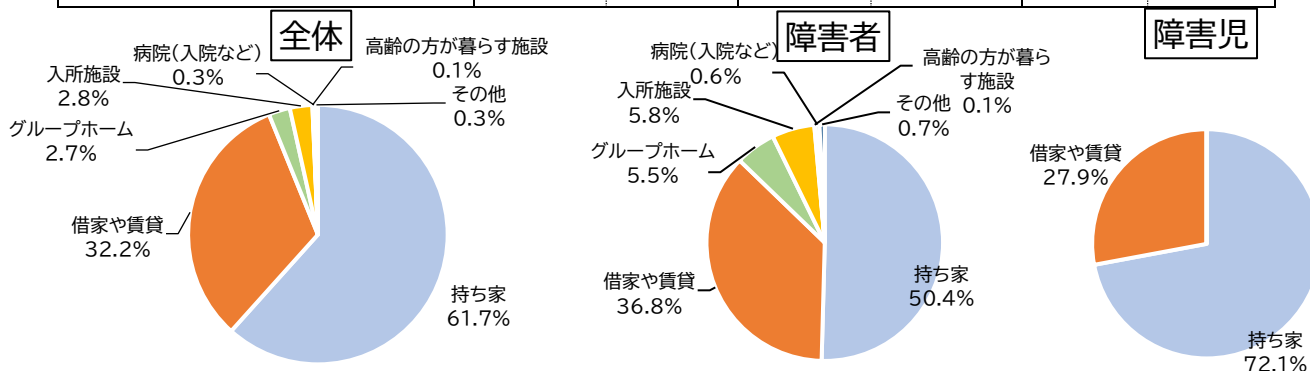
居住区（問3）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
青葉区	394	26.9%	206	29.3%	188	24.8%
宮城野区	219	15.0%	104	14.8%	115	15.2%
若林区	183	12.5%	75	10.7%	108	14.2%
太白区	408	27.9%	192	27.3%	216	28.5%
泉区	254	17.4%	123	17.5%	131	17.3%
市外	5	0.3%	4	0.6%	1	0.1%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



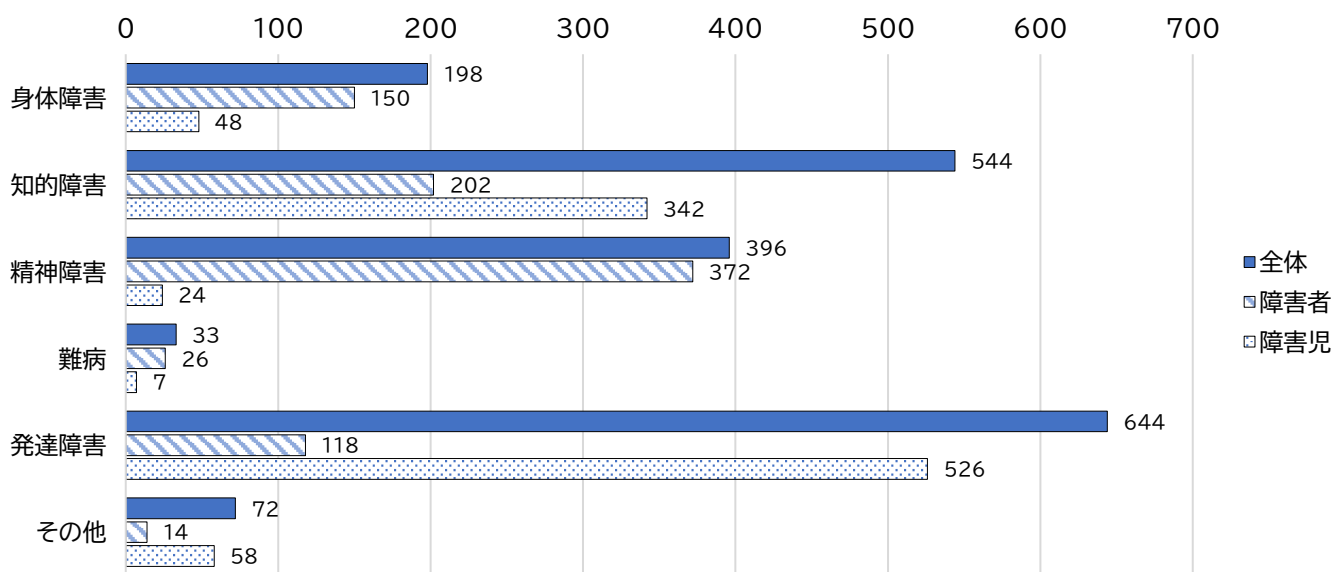
現在の住まい（問4）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
自分や家族の持ち家	902	61.7%	355	50.4%	547	72.1%
借家や賃貸マンション・アパートなど	471	32.2%	259	36.8%	212	27.9%
グループホーム	39	2.7%	39	5.5%	0	0.0%
障害のある方が暮らす施設(入所施設)	41	2.8%	41	5.8%	0	0.0%
高齢の方が暮らす施設	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
病院(入院など)	4	0.3%	4	0.6%	0	0.0%
その他	5	0.3%	5	0.7%	0	0.0%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



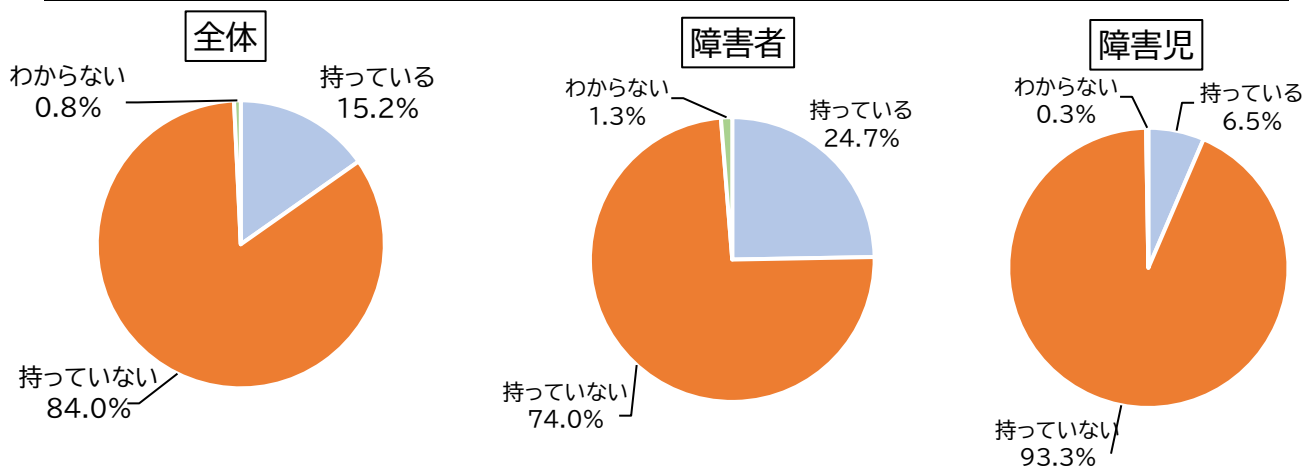
障害種別（問5） ※複数回答可

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
身体障害	198	13.5%	150	10.3%	48	6.3%
知的障害	544	37.2%	202	13.8%	342	45.1%
精神障害	396	27.1%	372	25.4%	24	3.2%
難病	33	2.3%	26	1.8%	7	0.9%
発達障害	644	44.0%	118	8.1%	526	69.3%
その他	72	4.9%	14	1.0%	58	7.6%
回答者数	1,463		704		759	



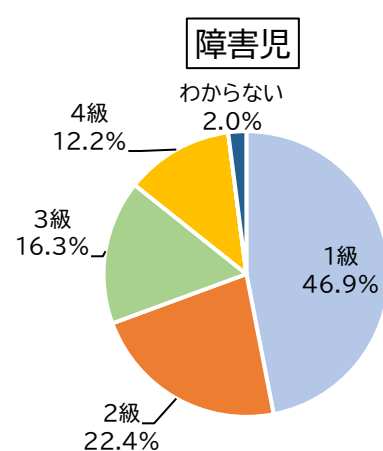
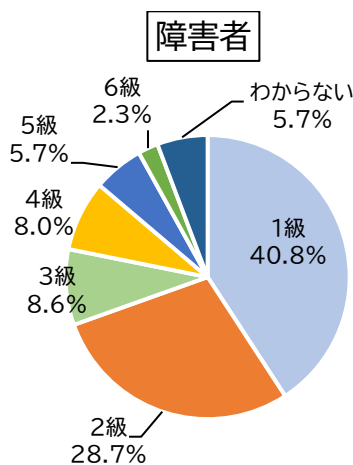
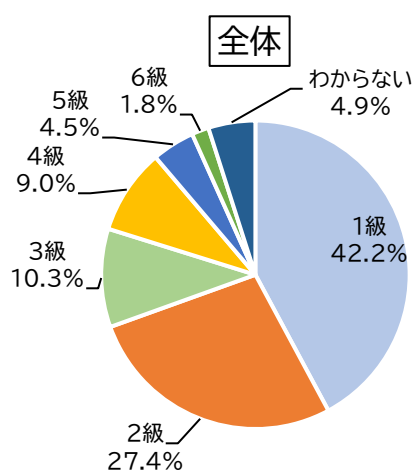
身体障害者手帳の所持（問6）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
持っている	223	15.2%	174	24.7%	49	6.5%
持っていない	1,229	84.0%	521	74.0%	708	93.3%
わからない	11	0.8%	9	1.3%	2	0.3%
回答者数	1,463		704		759	



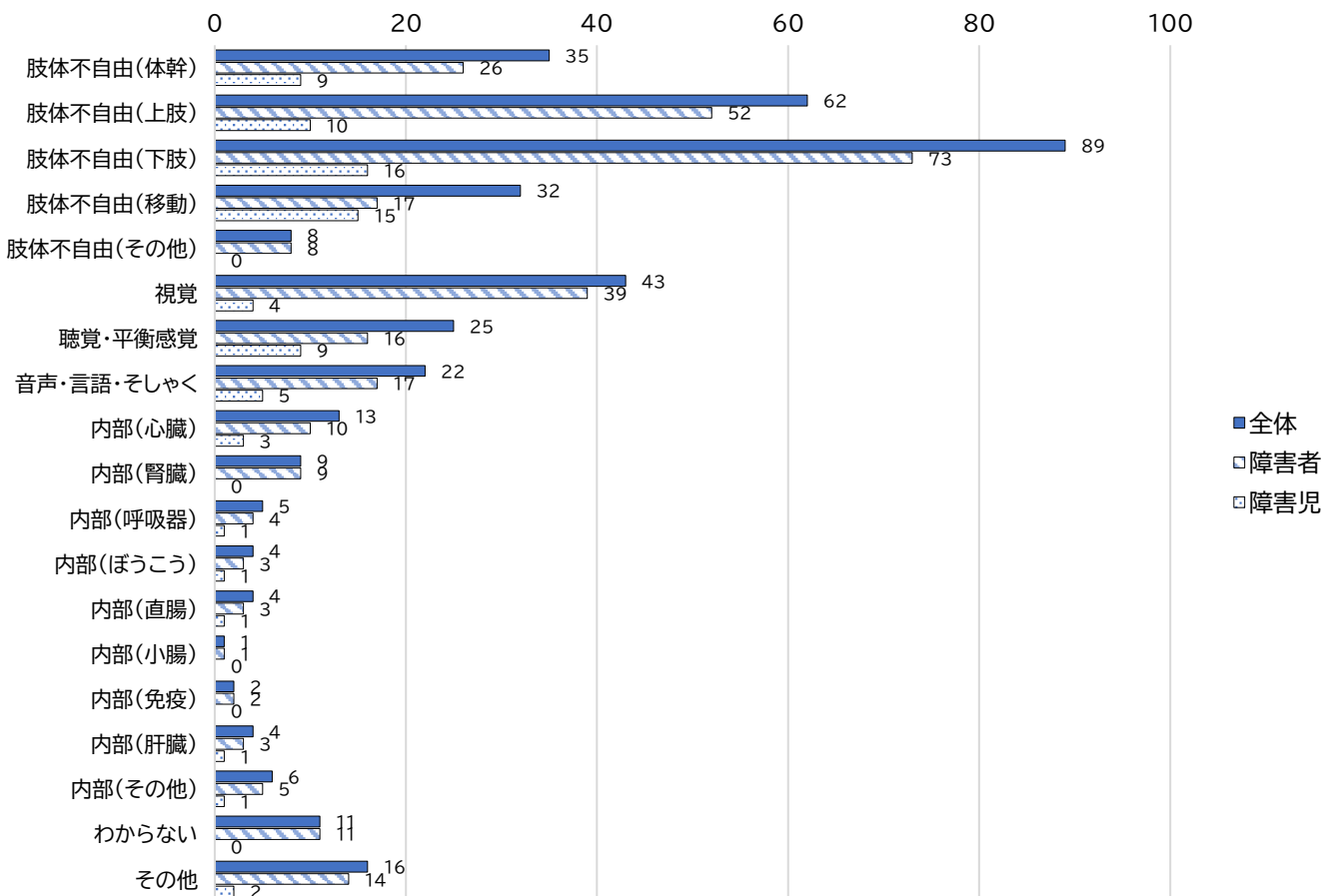
身体障害者手帳の等級 (問 6-1)

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
身体障害者手帳 1 級	94	42.2%	71	40.8%	23	46.9%
身体障害者手帳 2 級	61	27.4%	50	28.7%	11	22.4%
身体障害者手帳 3 級	23	10.3%	15	8.6%	8	16.3%
身体障害者手帳 4 級	20	9.0%	14	8.0%	6	12.2%
身体障害者手帳 5 級	10	4.5%	10	5.7%	0	0.0%
身体障害者手帳 6 級	4	1.8%	4	2.3%	0	0.0%
わからない	11	4.9%	10	5.7%	1	2.0%
回答者数	223	100.0%	174	100.0%	49	100.0%



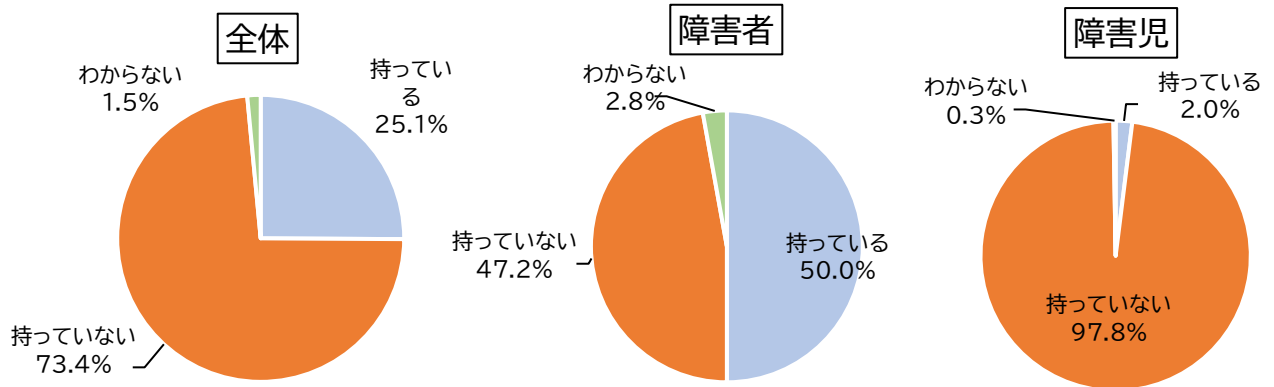
身体障害の部位（問6-2） ※複数回答可

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
肢体不自由(体幹)	35	15.7%	26	14.9%	9	18.4%
肢体不自由(上肢)	62	27.8%	52	29.9%	10	20.4%
肢体不自由(下肢)	89	39.9%	73	42.0%	16	32.7%
肢体不自由(移動)	32	14.3%	17	9.8%	15	30.6%
肢体不自由(その他)	8	3.6%	8	4.6%	0	0.0%
視覚	43	19.3%	39	22.4%	4	8.2%
聴覚・平衡感覚	25	11.2%	16	9.2%	9	18.4%
音声・言語・そしゃく	22	9.9%	17	9.8%	5	10.2%
内部(心臓)	13	5.8%	10	5.7%	3	6.1%
内部(腎臓)	9	4.0%	9	5.2%	0	0.0%
内部(呼吸器)	5	2.2%	4	2.3%	1	2.0%
内部(ぼうこう)	4	1.8%	3	1.7%	1	2.0%
内部(直腸)	4	1.8%	3	1.7%	1	2.0%
内部(小腸)	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%
内部(免疫)	2	0.9%	2	1.1%	0	0.0%
内部(肝臓)	4	1.8%	3	1.7%	1	2.0%
内部(その他)	6	2.7%	5	2.9%	1	2.0%
わからない	11	4.9%	11	6.3%	0	0.0%
その他	16	7.2%	14	8.0%	2	4.1%
回答者数	223		174		49	



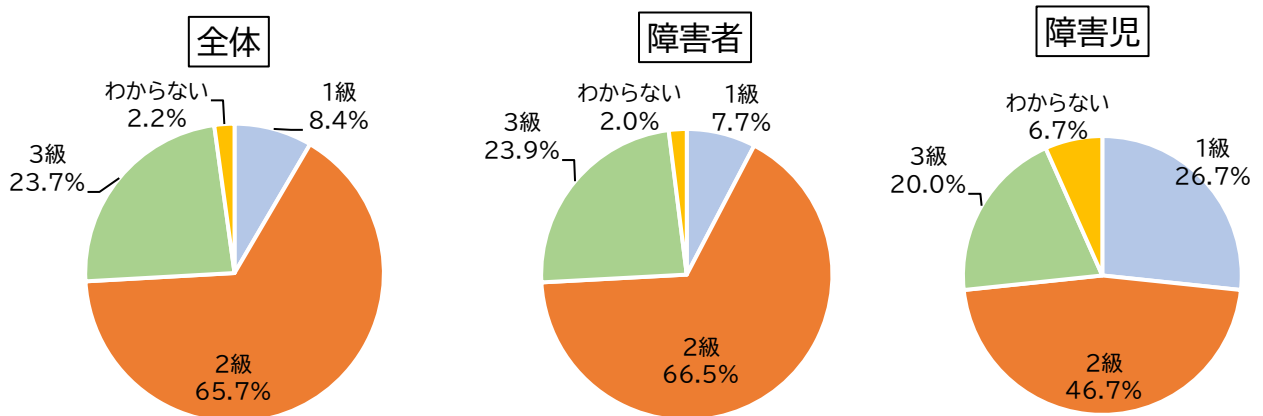
精神保健福祉手帳の所持（問 7）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
持っている	367	25.1%	352	50.0%	15	2.0%
持っていない	1074	73.4%	332	47.2%	742	97.8%
わからない	22	1.5%	20	2.8%	2	0.3%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



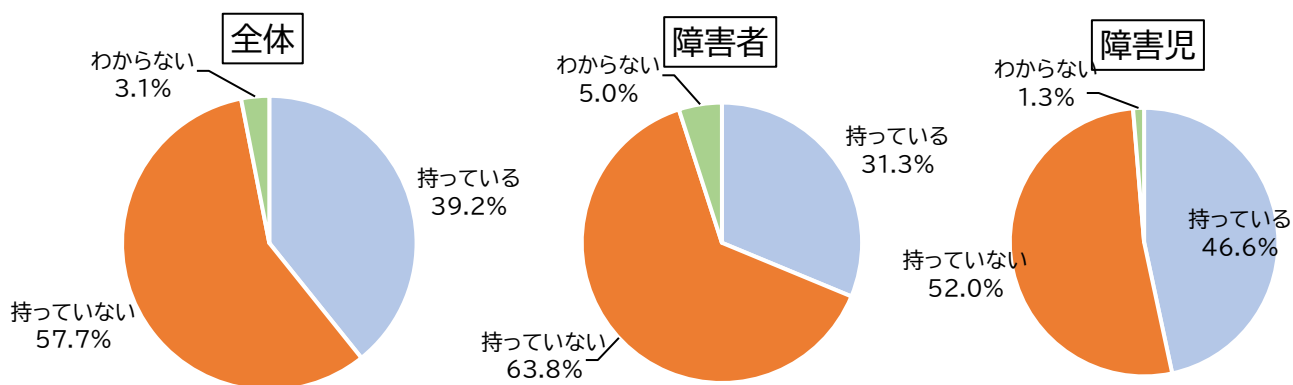
精神保健福祉手帳の等級（問 7-1）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
精神障害者保健福祉手帳 1 級	31	8.4%	27	7.7%	4	26.7%
精神障害者保健福祉手帳 2 級	241	65.7%	234	66.5%	7	46.7%
精神障害者保健福祉手帳 3 級	87	23.7%	84	23.9%	3	20.0%
わからない	8	2.2%	7	2.0%	1	6.7%
回答者数	367	100.0%	352	100.0%	15	100.0%



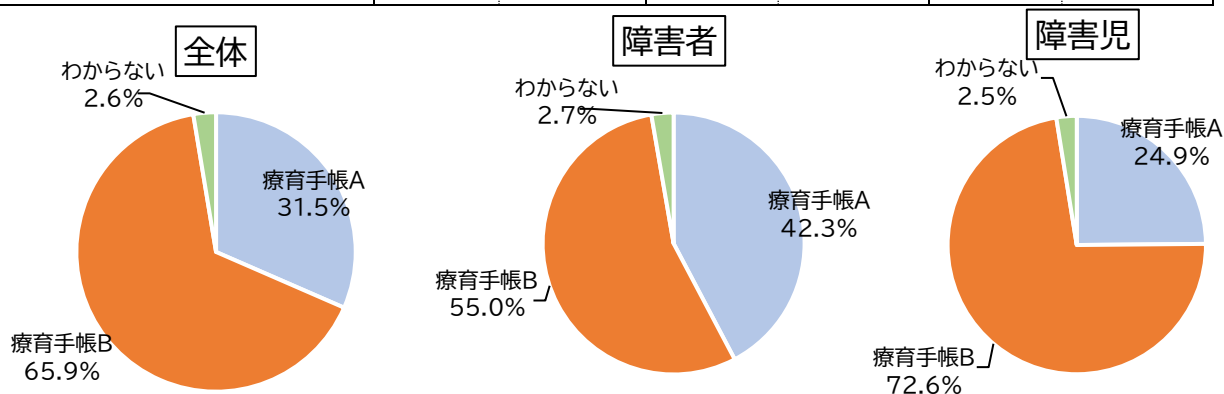
療育手帳の所持（問 8）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
持っている	574	39.2%	220	31.3%	354	46.6%
持っていない	844	57.7%	449	63.8%	395	52.0%
わからない	45	3.1%	35	5.0%	10	1.3%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



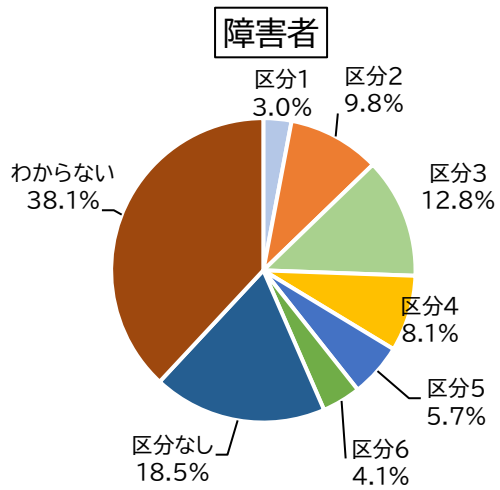
療育手帳の等級（問 8-1）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
療育手帳 A	181	31.5%	93	42.3%	88	24.9%
療育手帳 B	378	65.9%	121	55.0%	257	72.6%
わからない	15	2.6%	6	2.7%	9	2.5%
回答者数	574	100.0%	220	100.0%	354	100.0%



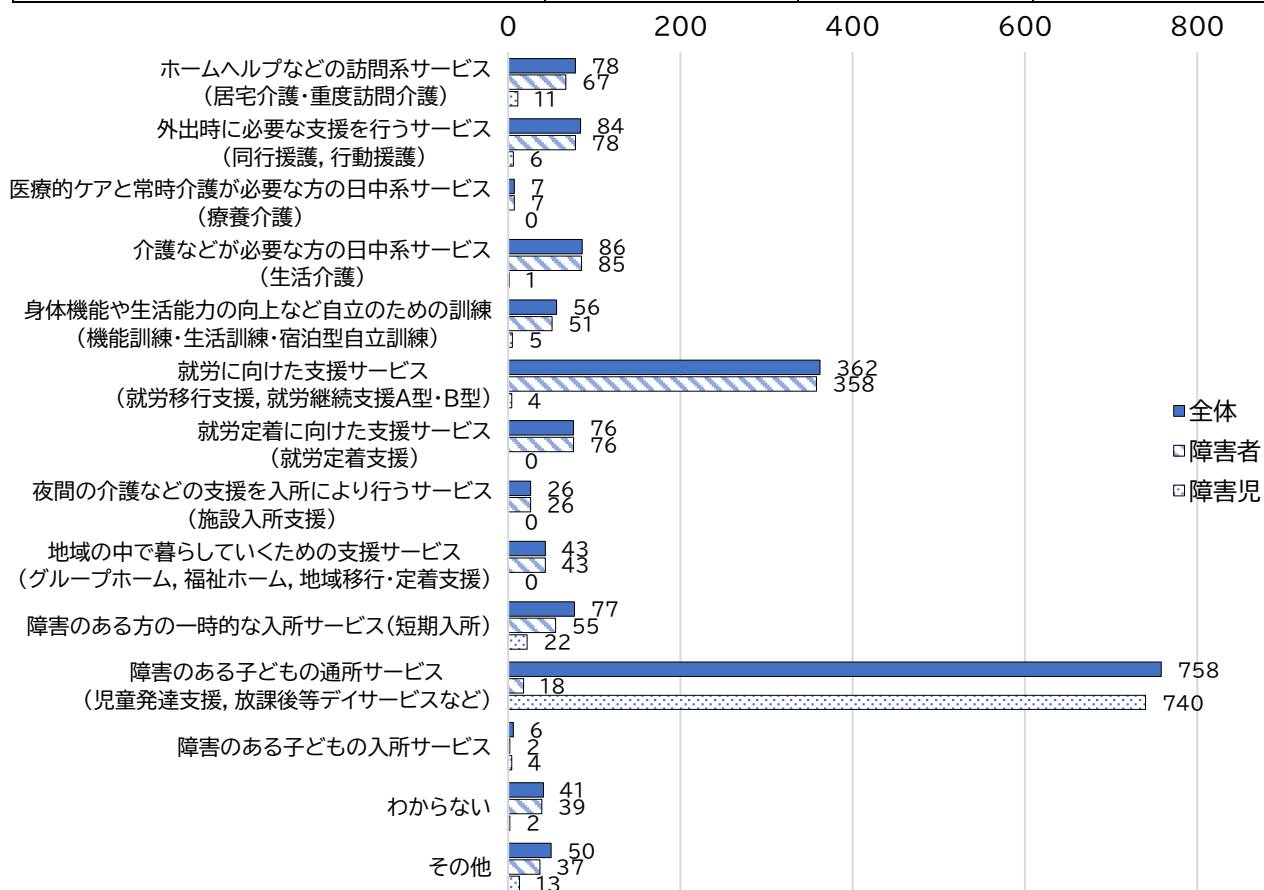
障害区分（問9）※18歳以上のみ

項目	障害者	
	回答数	割合
区分1	21	3.0%
区分2	69	9.8%
区分3	90	12.8%
区分4	57	8.1%
区分5	40	5.7%
区分6	29	4.1%
区分なし	130	18.5%
わからない	268	38.1%
回答者数	704	100.0%



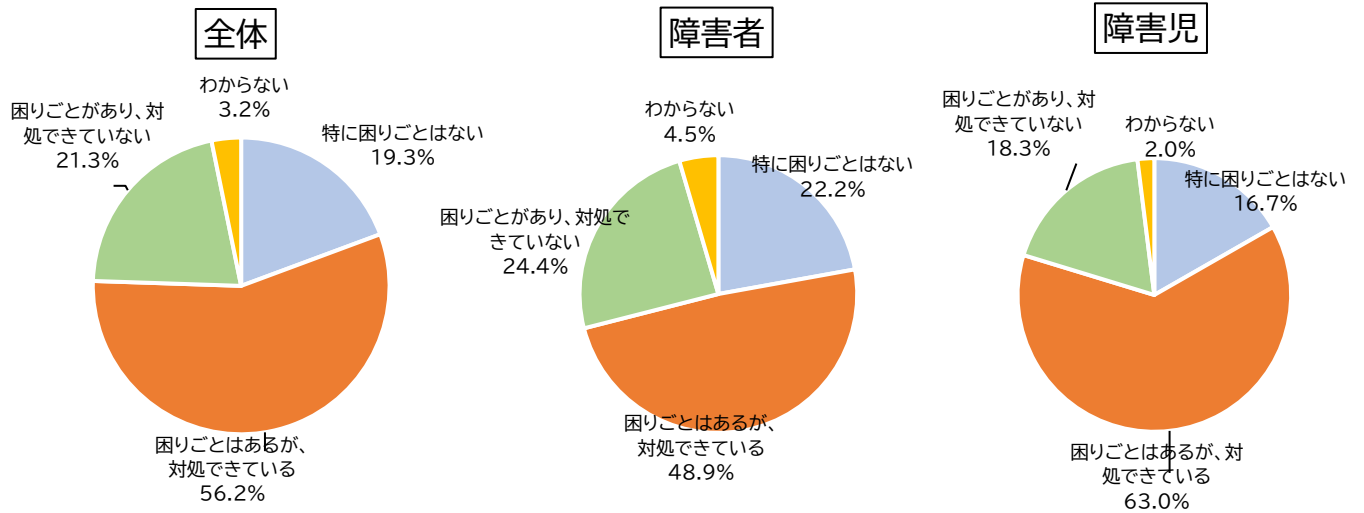
利用している障害福祉サービス（問 10） ※複数回答可

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ホームヘルプなどの訪問系サービス （居宅介護・重度訪問介護）	78	5.3%	67	9.5%	11	1.4%
外出時に必要な支援を行うサービス （同行援護, 行動援護）	84	5.7%	78	11.1%	6	0.8%
医療的ケアと常時介護が必要な方の日中系サービス （療養介護）	7	0.5%	7	1.0%	0	0.0%
介護などが必要な方の日中系サービス （生活介護）	86	5.9%	85	12.1%	1	0.1%
身体機能や生活能力の向上など自立のための訓練 （機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	56	3.8%	51	7.2%	5	0.7%
就労に向けた支援サービス （就労移行支援, 就労継続支援 A 型・B 型）	362	24.7%	358	50.9%	4	0.5%
就労定着に向けた支援サービス （就労定着支援）	76	5.2%	76	10.8%	0	0.0%
夜間の介護などの支援を入所により行うサービス （施設入所支援）	26	1.8%	26	3.7%	0	0.0%
地域の中で暮らしていくための支援サービス （グループホーム, 福祉ホーム, 地域移行・定着支援）	43	2.9%	43	6.1%	0	0.0%
障害のある方の一時的な入所サービス(短期入所)	77	5.3%	55	7.8%	22	2.9%
障害のある子どもの通所サービス （児童発達支援, 放課後等デイサービスなど）	758	51.8%	18	2.6%	740	97.5%
障害のある子どもの入所サービス	6	0.4%	2	0.3%	4	0.5%
わからない	41	2.8%	39	5.5%	2	0.3%
その他	50	3.4%	37	2.5%	13	1.7%
回答者数	1,463		704		759	



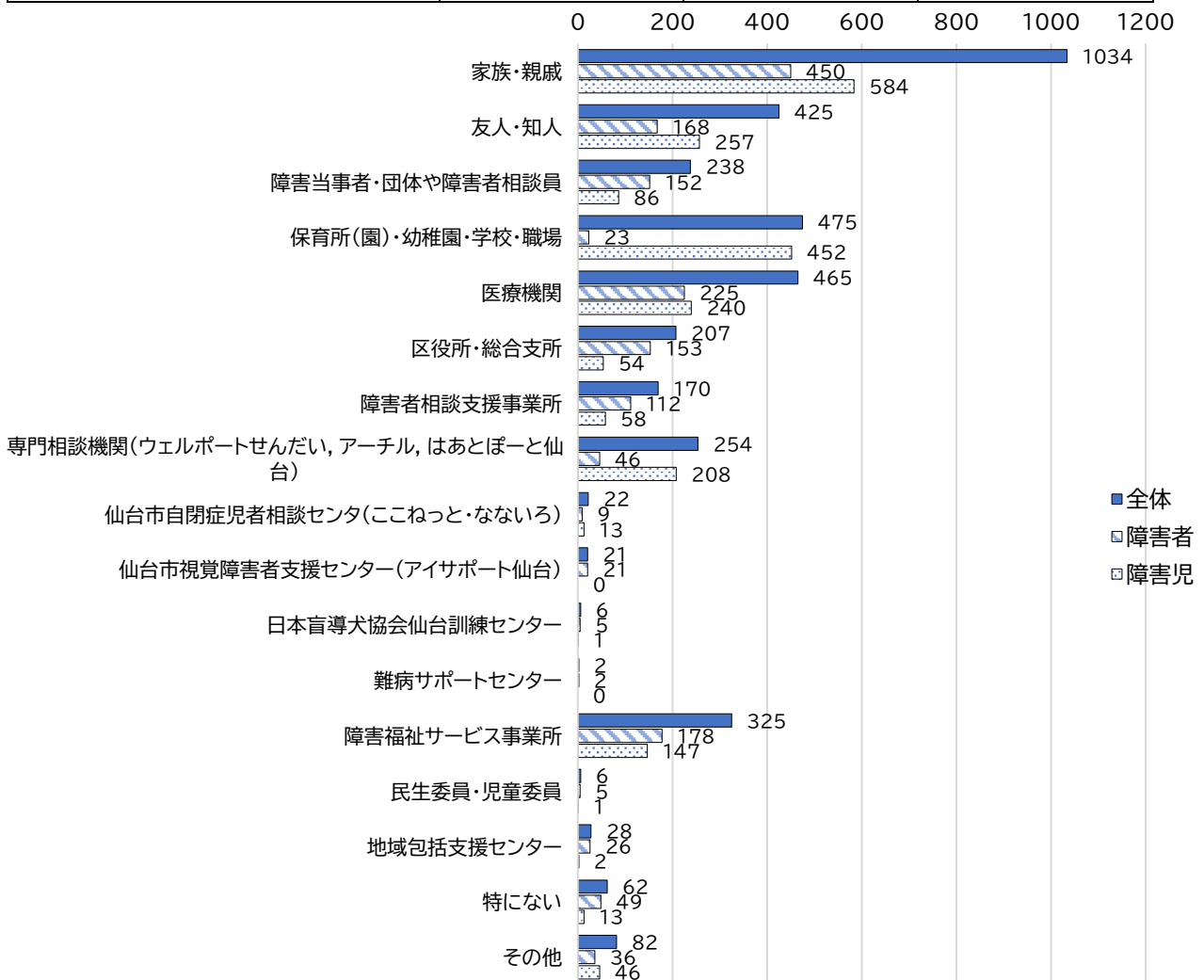
生活上の困りごと（問 11）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
特に困りごとはない	283	19.3%	156	22.2%	127	16.7%
困りごとはあるが、対処できている	822	56.2%	344	48.9%	478	63.0%
困りごとがあり、対処できていない	311	21.3%	172	24.4%	139	18.3%
わからない	47	3.2%	32	4.5%	15	2.0%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



困ったときの相談先（問 12） ※複数回答可

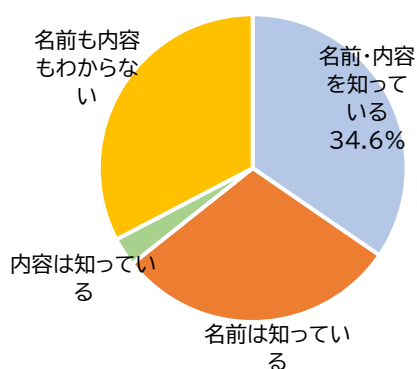
項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
家族・親戚	1,034	70.7%	450	63.9%	584	76.9%
友人・知人	425	29.0%	168	23.9%	257	33.9%
障害当事者・団体や障害者相談員	238	16.3%	152	21.6%	86	11.3%
保育所(園)・幼稚園・学校・職場	475	32.5%	23	3.3%	452	59.6%
医療機関	465	31.8%	225	32.0%	240	31.6%
区役所・総合支所	207	14.1%	153	21.7%	54	7.1%
障害者相談支援事業所	170	11.6%	112	15.9%	58	7.6%
専門相談機関(ウェルポートせんだい, アーチル, はあとぼーと仙台)	254	17.4%	46	6.5%	208	27.4%
仙台市自閉症児者相談センタ(ここねっと・なないろ)	22	1.5%	9	1.3%	13	1.7%
仙台市視覚障害者支援センター(アイサポート仙台)	21	1.4%	21	3.0%	0	0.0%
日本盲導犬協会仙台訓練センター	6	0.4%	5	0.7%	1	0.1%
難病サポートセンター	2	0.1%	2	0.3%	0	0.0%
障害福祉サービス事業所	325	22.2%	178	25.3%	147	19.4%
民生委員・児童委員	6	0.4%	5	0.7%	1	0.1%
地域包括支援センター	28	1.9%	26	3.7%	2	0.3%
特にない	62	4.2%	49	7.0%	13	1.7%
その他	82	5.6%	36	5.1%	46	6.1%
回答者数	1,463		704		759	



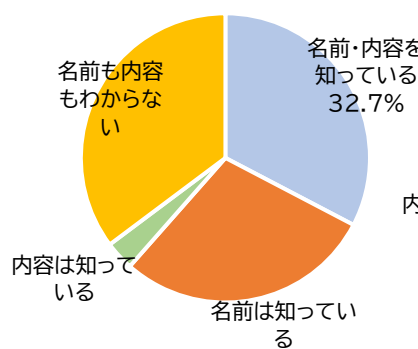
計画相談支援・障害児相談支援の認知度（問13）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
サービスの名前・内容を知っている	506	34.6%	230	32.7%	276	36.4%
サービスの名前は知っているが、内容はわからない	435	29.7%	203	28.8%	232	30.6%
サービスの名前は知らないが、内容は知っている	44	3.0%	23	3.3%	21	2.8%
サービスの名前も内容もわからない	478	32.7%	248	35.2%	230	30.3%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%

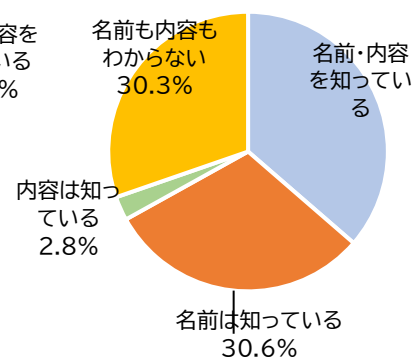
全体



障害者

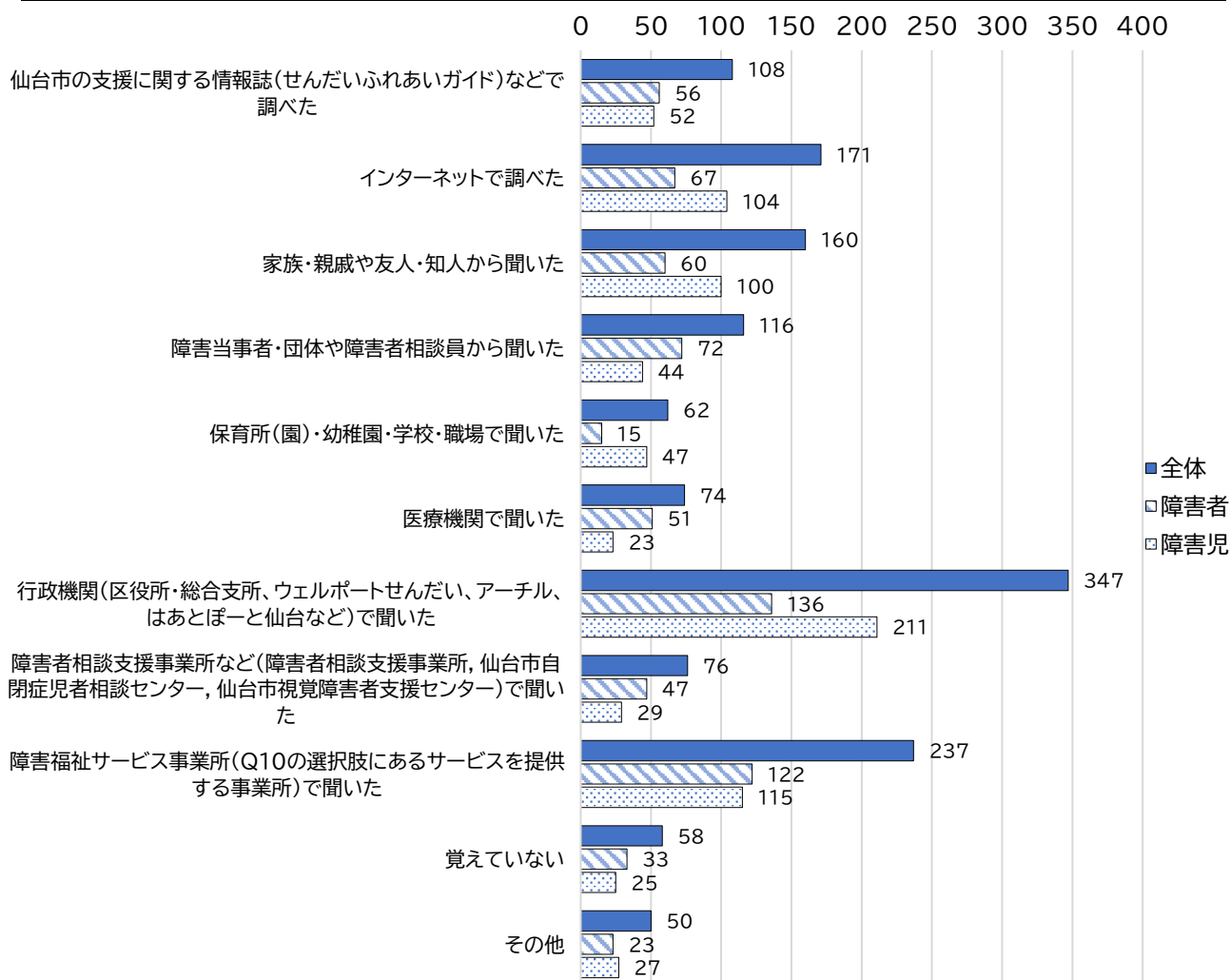


障害児



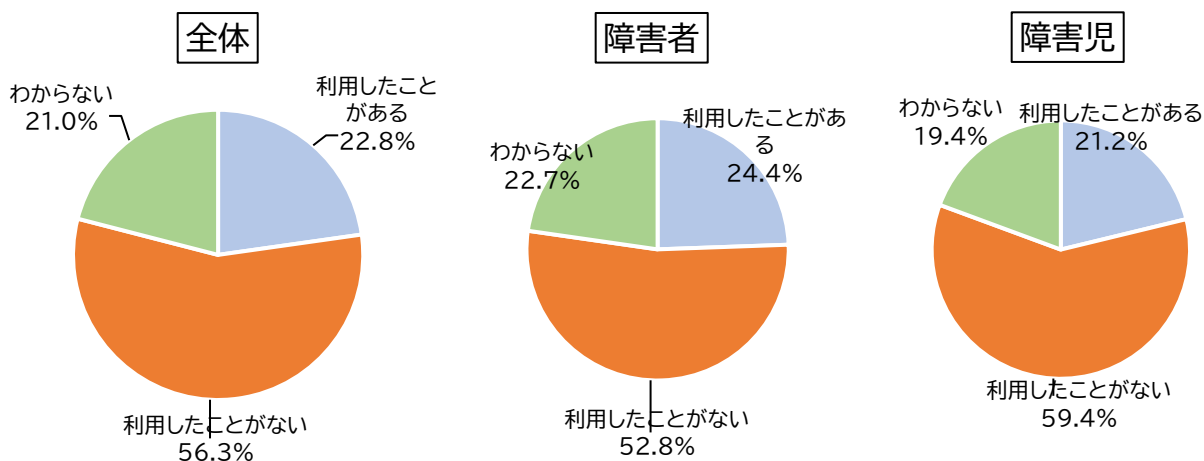
計画相談支援・障害児相談支援について知った方法（問 13-1） ※複数回答可

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
仙台市の支援に関する情報誌(せんだいふれあいガイド)などで調べた	108	11.0%	56	12.3%	52	9.8%
インターネットで調べた	171	17.4%	67	14.7%	104	19.7%
家族・親戚や友人・知人から聞いた	160	16.2%	60	13.2%	100	18.9%
障害当事者・団体や障害者相談員から聞いた	116	11.8%	72	15.8%	44	8.3%
保育所(園)・幼稚園・学校・職場で聞いた	62	6.3%	15	3.3%	47	8.9%
医療機関で聞いた	74	7.5%	51	11.2%	23	4.3%
行政機関(区役所・総合支所、ウェルポートせんだい、アーチル、はあとぼーと仙台など)で聞いた	347	35.2%	136	29.8%	211	39.9%
障害者相談支援事業所など(障害者相談支援事業所、仙台市自閉症児者相談センター、仙台市視覚障害者支援センター)で聞いた	76	7.7%	47	10.3%	29	5.5%
障害福祉サービス事業所(Q10の選択肢にあるサービスを提供する事業所)で聞いた	237	24.1%	122	26.8%	115	21.7%
覚えていない	58	5.9%	33	7.2%	25	4.7%
その他	50	5.1%	23	5.0%	27	5.1%
回答者数	985		456		529	



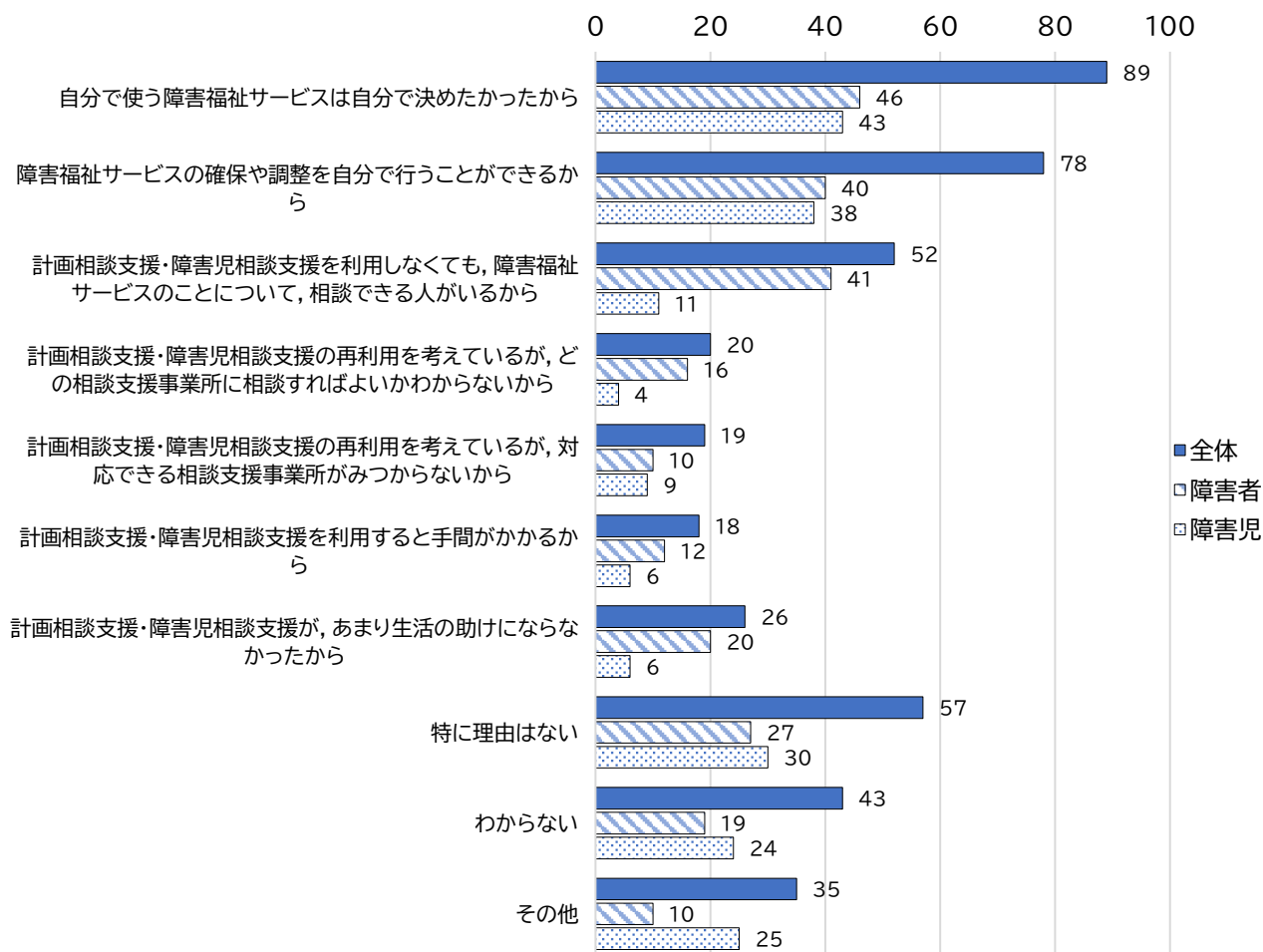
計画相談支援・障害児相談支援の利用経験（問 14）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
利用したことがある	333	22.8%	172	24.4%	161	21.2%
利用したことがない	823	56.3%	372	52.8%	451	59.4%
わからない	307	21.0%	160	22.7%	147	19.4%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



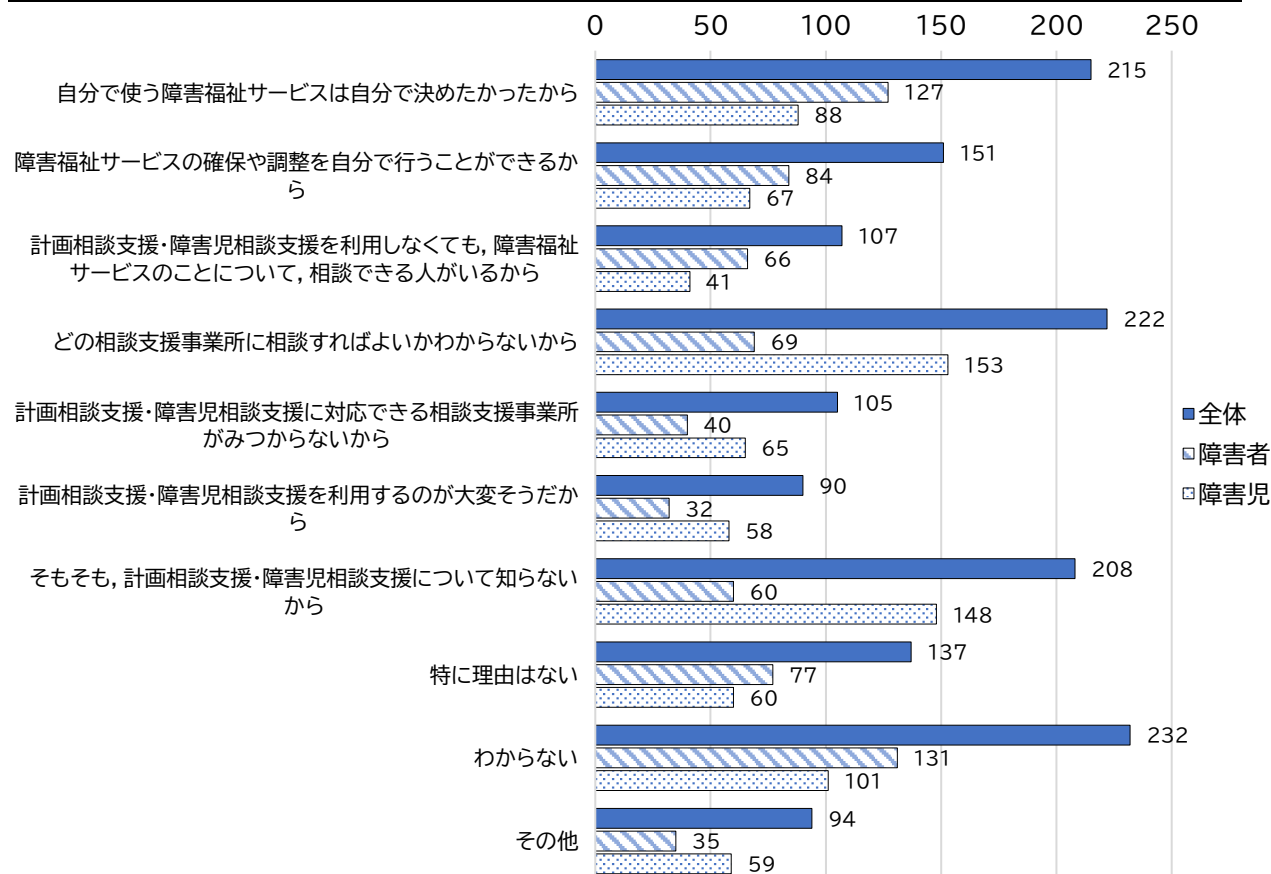
計画相談支援・障害児相談支援の利用経験がある者が、セルフプランにより障害福祉サービスを利用する理由（問 14-1） ※複数回答可

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
自分で使う障害福祉サービスは自分で決めたかったから	89	26.7%	46	26.7%	43	26.7%
障害福祉サービスの確保や調整を自分で行うことができるから	78	23.4%	40	23.3%	38	23.6%
計画相談支援・障害児相談支援を利用しなくても、障害福祉サービスのことについて、相談できる人がいるから	52	15.6%	41	23.8%	11	6.8%
計画相談支援・障害児相談支援の再利用を考えているが、どの相談支援事業所に相談すればよいかわからないから	20	6.0%	16	9.3%	4	2.5%
計画相談支援・障害児相談支援の再利用を考えているが、対応できる相談支援事業所が見つからないから	19	5.7%	10	5.8%	9	5.6%
計画相談支援・障害児相談支援を利用すると手間がかかるから	18	5.4%	12	7.0%	6	3.7%
計画相談支援・障害児相談支援が、あまり生活の助けにならなかったから	26	7.8%	20	11.6%	6	3.7%
特に理由はない	57	17.1%	27	15.7%	30	18.6%
わからない	43	12.9%	19	11.0%	24	14.9%
その他	35	10.5%	10	5.8%	25	15.5%
回答者数	333		172		161	



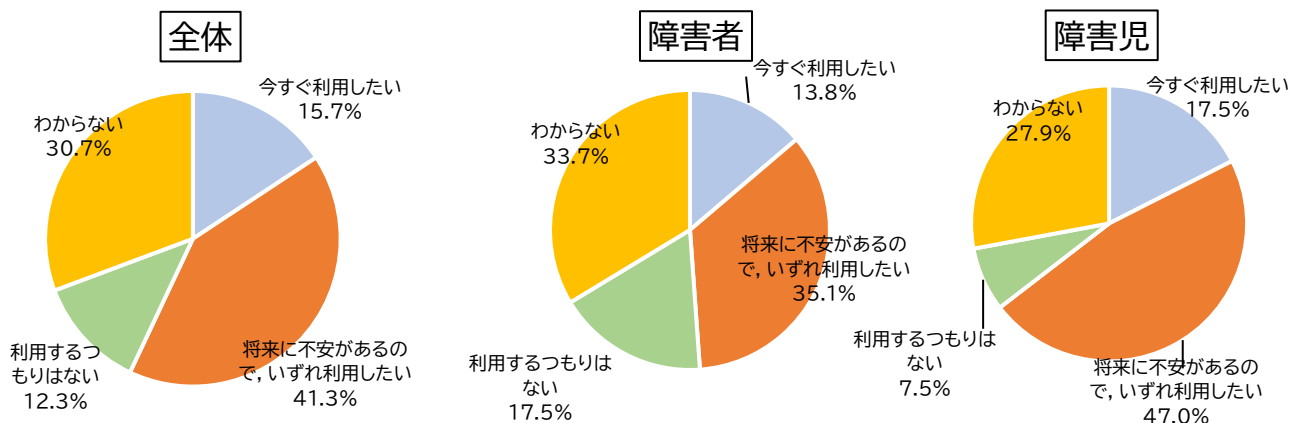
計画相談支援・障害児相談支援の利用経験がない者が、セルフプランにより障害福祉サービスを利用する理由（問 14-2） ※複数回答可

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
自分で使う障害福祉サービスは自分で決めたかったから	215	19.0%	127	23.9%	88	14.7%
障害福祉サービスの確保や調整を自分で行うことができるから	151	13.4%	84	15.8%	67	11.2%
計画相談支援・障害児相談支援を利用しなくても、障害福祉サービスのことについて、相談できる人がいるから	107	9.5%	66	12.4%	41	6.9%
どの相談支援事業所に相談すればよいかわからないから	222	19.6%	69	13.0%	153	25.6%
計画相談支援・障害児相談支援に対応できる相談支援事業所が見つからないから	105	9.3%	40	7.5%	65	10.9%
計画相談支援・障害児相談支援を利用するのが大変そうだから	90	8.0%	32	6.0%	58	9.7%
そもそも、計画相談支援・障害児相談支援について知らないから	208	18.4%	60	11.3%	148	24.7%
特に理由はない	137	12.1%	77	14.5%	60	10.0%
わからない	232	20.5%	131	24.6%	101	16.9%
その他	94	8.3%	35	6.6%	59	9.9%
回答者数	1,130		532		598	



計画相談支援・障害児相談支援の利用希望（問 15）

項目	全体		障害者		障害児	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
今すぐ利用したい	230	15.7%	97	13.8%	133	17.5%
将来に不安があるので、いずれ利用したい	604	41.3%	247	35.1%	357	47.0%
利用するつもりはない	180	12.3%	123	17.5%	57	7.5%
わからない	449	30.7%	237	33.7%	212	27.9%
回答者数	1,463	100.0%	704	100.0%	759	100.0%



自由記述の整理 (問 16)

意見の種類	区分	具体的な意見等
障害児者が抱える多様なニーズ	障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が発達障害の疑いがあると言われていただけなので 使えるものが分からないです。 ・健常児とは違って子どもを育てていくのは、親に相応の負担が生じます。一昔と違い、共働きでなければ、生活しづらくなっていますが、経済的な支援をより充実させるとともに、制度の観点からの支援は必須だと感じます。例えば、子どもを学校に送る必要があるが、小学校の登校時間が午前 8 時 10 分登校からの場合、親の出勤に間に合わない。臨時職員になるか、仕事を辞めろと言っているのに、等しいです。 ・就学先のことでとても悩んだので、障害児に精通している専門の方がいるなら、相談したかった。 など
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な人と、将来に関することとお話したい。 ・生活、就労に関する相談をしたいが、どこに相談したらいいかわからない。母親が重度の身体障害者となり、自分も障害者なのに何処に相談して良いのか分からず困っている。 ・統合失調症の当事者会があれば参加してみたいがどこでやっているかわからない。 ・部屋を片付けたいのですが、どこに連絡すれば良いかわからない ・悩み事を相談出来る機関が欲しい。 など
サービス調整等の苦労	障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・全て自分で調整しなければいけないことは結構な労力があるし、限界があると思う。全体を把握して調整する人がいないため、どう進んでいくことが本人にとってベストか、全体で情報を共有して連携することが難しい。そして不安も大きい。 ・自分で子どもに合う支援を調べることも大変ですし、困っていても動くことが難しかったりします。書類を記入する時も、セルフプランなので、客観的にどの程度子どもができていいのかわからなくて悩みました。相談員さんかいてもらえたらありがたいと思います。 ・どんな福祉サービスが利用出来るかわからない。 ・基本的にすべて親が、利用施設の検索から問い合わせ見学等すべて担わなければならない非常に負担 ・セルフプランだと自分(親が)支援場所を探さないといけない為、かなりの時間と労力がかかり、働きながら探すのは大変なので、相談支援で子どもにあった事業所を相談できたりできるのであれば利用したいが、どこかの相談支援がいいのか探せない。 など
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・高校時代、移動支援を同性の方で探しましたが、なかなか見つかりませんでした。数回利用して、それっきり。今現在は支援の必要性を感じませんが、親も本人も年を重ねて来ているので数年以内には事業所さんと契約したいと考えています。 ・サービス内容について何処の部署が発信して該当者はどう利用するか分からない。もっと簡単に情報が入ると助かります。 ・窓口で相談しても自分で探して下さいと言われて。どうやって探していいのかわからない。自分で探せて。どう探したらいいのでしょうか？ 障害の方のケアマネジャーのような存在とかを教えてください。何回か窓口に行っても自分で探せだけの答えが。逃げにしか思えない。苦しい時に相談に乗って頂けるような高齢者の介護のようにケアマネジャーさんみたいな方がいればいいと思います。 など
計画相談支援等に関する情報提供の不足	障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後デイサービス利用開始時に知っていたり、事業所から教えてもらえれば、計画相談支援・障害児相談支援を利用したかったと思っています。主治医の指示や学校、ネットだけが頼りで障害のある子どもどどのように接したらいいのかわからないことが多すぎるので、もっと支援が分かりやすく利用しやすい環境だといいなあと感じます。 ・そもそもの計画支援事業所が児童福祉に詳しいかなど、相談支援事業所の情報が少ない。アールも情報が少ない印象。相談支援事業所を利用

		<p>したいときにその人に合う相談支援事業所を紹介してくれる窓口, 詳しい担当がいれば二の足を踏む必要がないので助かります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援・障害児相談支援という制度を知らず, 数年前に児童発達支援事業所を利用しようとしたときに自分で探して契約した。子供に障害があると分かった時点で, 市の方から積極的に制度の内容や利用できることを説明して欲しかった。 ・計画相談支援・障害児相談支援というものがわからず, 利用するとどうなるのかが分からない。
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・こんなサービスが有るのかと思った。色んな選択肢も多い為考える必要はあると思う計画相談支援とは何かという事と, その内容がどんなものであるか, どう活用すればどんなふうが良いのかがわからない。 ・計画相談支援事業所が数か所あるようですが, 障害の種類によって支援の内容がかなり違ってくると思います。どこの事業所が精神障害に精通しているのか等わからないため, 選びようがないのです。 ・今後計画相談支援について, 丁寧な説明が欲しい。将来どのようにプラスに働くか, などを詳しく説明して欲しい。 ・情報がなく知らなかった。周知方法を検討してほしい。視覚障害なので, 見る, 書くが, 難しい。
	障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援をこれから利用したいが, 周りから空気がないと聞いている。まだどこも当たっていないが, 利用できないのではないかと懸念している。 ・相談支援事業を利用したくて問い合わせをしたが, 空気が無いと言われ利用出来なかった。 ・通所している療育機関から相談支援事業所の事を聞き, 存在を知りました。すぐ契約をしたいと思いましたが, 現状どこもいっぱいではなかなか契約出来ない状態でした。12月に新規募集をすると教えて頂いた事業所もすぐに定員に達し, 応募出来ませんでした。 ・相談支援事業所の数も人手も足りず, 相談できる事業所を探す事がまず大変です。事業所や人員を増やして, もっと利用し易くしていただけたらととても助かると思いました。
計画相談支援等の実施に係る支援体制の不十分さ	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談専門員さんに, プランをお願いしたいが, 人手不足と言われ, みつからず困っています。 ・計画相談支援が見つからず大変困っています。どこに相談しても空気が無く将来的にも大変不安です。区役所で相談すると市外の市町村で探して下さいと案内されますが, 市外だとなかなか上手く探せません。諦めるか, 違う自治体への転居を検討するしかないのでしょうか。改善して貰えるよう強く要望します。親も高齢者となり子供の将来が不安で心配です。 ・計画相談員を探して, 電話をして問い合わせしたりしたが, どこも人手不足で中々対応していただける所がなかったので, セルフプランで区役所に相談してやった ・計画相談支援を利用したいが, 多くの事業所が, 業務が手いっぱい, なかなか受け付けてくれない。毎年何件も断られているうちに, サービス利用を諦めて, セルフプランで提出しているのが現状。今は家族が代行出来ているからどうにかになっているが, それが出来なくなったらと思うと不安しかない。
指定特定相談支援事業所の支援力等の問題	障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に対応できる支援者が増えてほしい。また, 相談スキルを向上させてほしいし, 支援を受ける側が安心して生活できるようしっかりと情報提供し, 意見を押し付けるのではなく, かつ納得のいく選択ができるような提案をしてほしい。事業所側の都合のいいように導いたり, 対応スキルが低かったり, 何もしてくれないと利用者が感じたり, とにかく支援者側のプロとしてのスキルが低い事業所や支援者が多く, 信頼出来る場所を見つけるのが大変。相談支援のプロとしてもっとスキルが上がるように行政も育成を助けるべき ・過去に話を聞きに行きましたが, 手帳発行できるからしましょ! って言われましたが, 医師より難しいだろうと判断されたのにしつこいので家にあげ

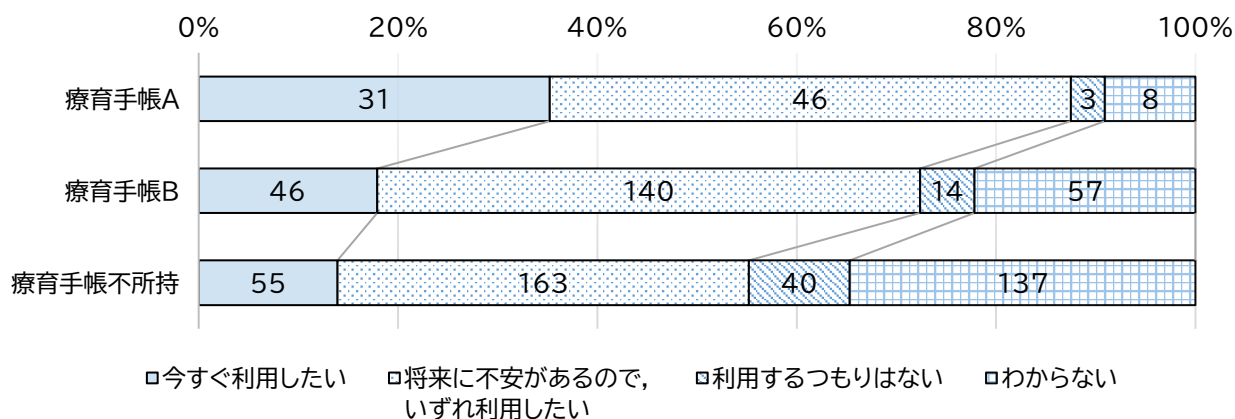
		<p>たくなくなりました。家以外で会えるところもありますが、全部の事業所さん家でなく会えると助かります。</p> <p>など</p>
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援を利用したことがあるんですけど、職員さんから無理矢理苦手な事を伸ばしてほしいという威圧があったので信用できないです。 ・障害児相談支援を過去に利用し、相談事を親身になって聞いてもらえなかったことが、辛い経験になっている。 ・生活に適した計画になっていると思うが、外部の意見や情報が少ないと思っています。また、支援相談員が受け持つ人数が多いので、負担軽減の意味でセルフプランに移行されたのかなど。箇々に適切な支援計画をしなければ二次障害が増えていく。 <p>など</p>
計画相談支援等を利用することの不安等	障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・持てるケースに限りがありどこも手一杯と聞いている。新しいところは空きがあるが、経験不足などもありそうなので、信用できない。 ・プランを作るところに重きをおいているだけで、結果にコミットしていない姿勢が伝わってくる。誰が今までどんな子にどんな支援をして、その結果どうなったかを、振り返ったり共有していますか？ <p>など</p>
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・初対面の人に自宅に来て欲しくない。一方的にプライバシーをさらけ出して、知らない人の間で共有されることに抵抗がある。支援する人と支援される人が区別され、自分が一方的に支援を受けるだけの人間と認識されることに、無力感、屈辱感がある。顔に笑顔が貼り付いていても、心を閉ざした冷たい感じを受ける人もいる。相談支援という仕事に対するモチベーションやビジョンが感じられず、ガッカリする。 ・計画相談が信用できてないのもある。自宅にこられる不安、 ・計画相談をする際は自宅での相談が基本となる 利用者の家庭での様子を見ることもあるのだろうが 仕事を終えて事業所に迎えに行った後に計画相談となるとなかなか時間の都合がつきにくい 以前事業所に迎えに行った際に事業所で相談するのはどうだろうか聞いたことがあったが難しいとの回答あり という事から今はつかっていない。 <p>など</p>
計画相談支援等以外の支援やセルフマネジメントの重要性	障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・記入する際の不明点については事業所の担当者の方が親身になって相談に乗っていただきましたので、特に問題なく作成できました。現在も困っていることは特にありません。 ・現在はアーチル、通所事業所で困りごとに対処できているが、就学後はアーチルの担当者も変わり、乳幼児期からの親子を知っている支援者がいなくなる事に不安を感じています。就学で環境が変わり、本人は不安定になると思うので、そこを継続して見てくれている支援者がいたら就学への不安が少し和らぎます。 <p>など</p>
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉センターで生活自律訓練を受けていたので、その時の職員の方達に相談をしたり、知人や友人と情報交換したりしています。時々ウェルポートや区役所に行ったりしています。 ・何度か面談に行ったことがあるが、今困ってないので必要ないと思った ・私がセルフプランを選択している理由としては、障害福祉サービスおよび計画相談支援について理解している上、セルフマネジメントを重視しているからである。 計画相談支援が導入される際にセルフプランが併存することになった理由の一つは、それ以前の措置制度、支援費制度、障害者自立支援法における障害者本人と行政との直接協議による支給決定ルートを維持するためであったと認識している。したがって、相談支援専門員が立案するサービス等利用計画とセルフプランは本来的には同格に扱われるべきものと考えている。 さらに、セルフプラン作成の過程は、自らの生活に必要な支援を自ら組み立てていくことにほかならず、この上ないエンパワメント効果がある。 ・今相談できるところがあるので間に合ってます。 ・計画相談支援と障害者福祉サービス事業者の支援内容がほぼ被っており必要性はあまり感じなかった。 <p>など</p>

セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした
アンケート調査(クロス集計)

障害児の療育手帳の等級等別の計画相談支援・障害児相談支援の利用希望の比較

項目	療育手帳 A		療育手帳 B		療育手帳不所持	
今すぐ利用したい	31	35.2%	46	17.9%	55	13.9%
将来に不安があるので、 いずれ利用したい	46	52.3%	140	54.5%	163	41.3%
利用するつもりはない	3	3.4%	14	5.4%	40	10.1%
わからない	8	9.1%	57	22.2%	137	34.7%
回答者数	88	100.0%	257	100.0%	395	100.0%

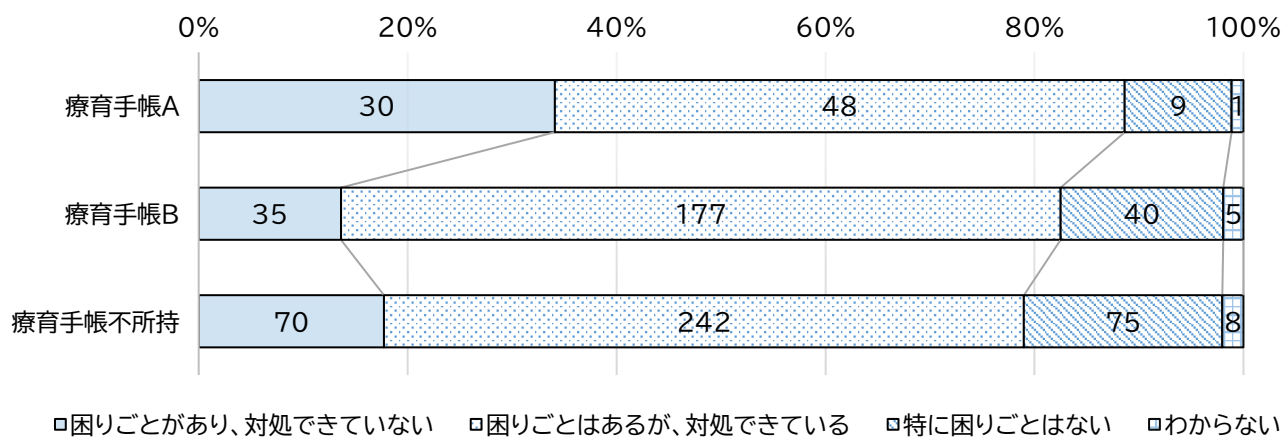
※「手帳所持有無わからない:10件」及び「等級わからない:9件」を除く



障害児の療育手帳の等級等別の困りごとへの対処状況等の比較

項目	療育手帳 A		療育手帳 B		療育手帳不所持	
困りごとがあり、対処できていない	30	34.1%	35	13.6%	70	17.7%
困りごとはあるが、対処できている	48	54.5%	177	68.9%	242	61.3%
特に困りごとはない	9	10.2%	40	15.6%	75	19.0%
わからない	1	1.1%	5	1.9%	8	2.0%
回答者数	88	100.0%	257	100.0%	395	100.0%

※「手帳所持有無わからない:10件」及び「等級わからない:9件」を除く

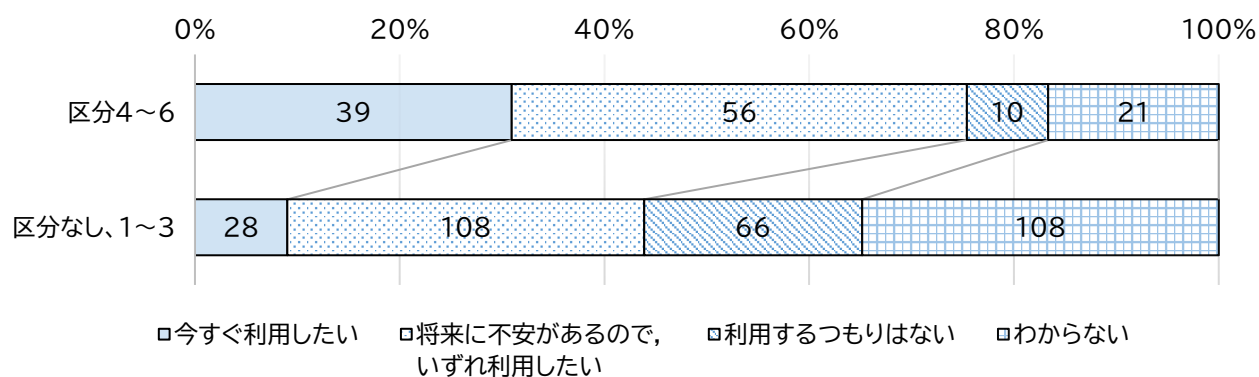


□困りごとがあり、対処できていない □困りごとはあるが、対処できている □特に困りごとはない □わからない

障害者の障害支援区分別の計画相談支援・障害児相談支援の利用希望の比較

項目	区分4～6		区分なし, 1～3	
今すぐ利用したい	39	31.0%	28	9.0%
将来に不安があるので、いずれ利用したい	56	44.4%	108	34.8%
利用するつもりはない	10	7.9%	66	21.3%
わからない	21	16.7%	108	34.8%
回答者数	126	100.0%	310	100.0%

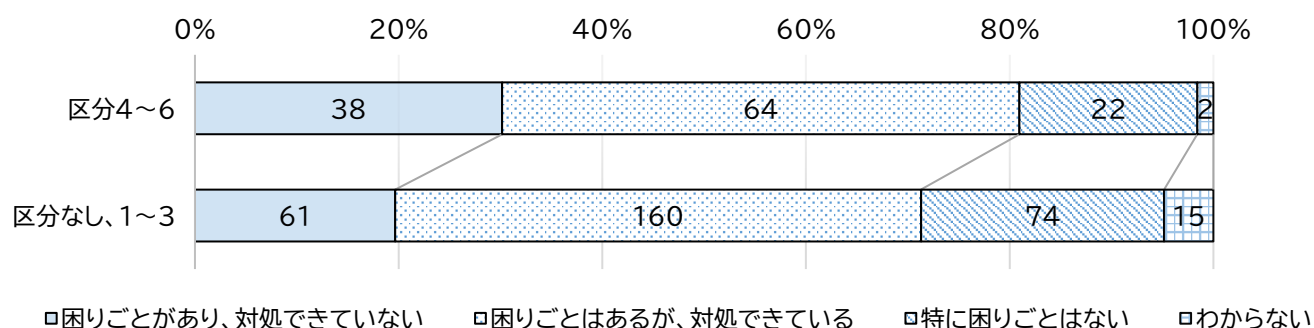
※「区分わからない:268件」を除く



障害者の障害支援区分別の困りごとへの対処状況等の比較

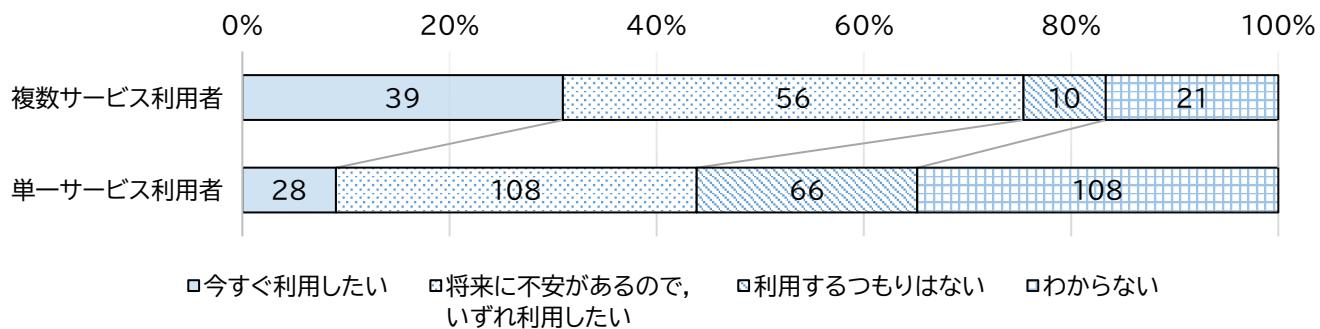
項目	区分4～6		区分なし, 1～3	
困りごとがあり、対処できていない	38	30.2%	61	19.7%
困りごとはあるが、対処できている	64	50.8%	160	51.6%
特に困りごとはない	22	17.5%	74	23.9%
わからない	2	1.6%	15	4.8%
回答者数	126	100.0%	310	100.0%

※「区分わからない:268件」を除く



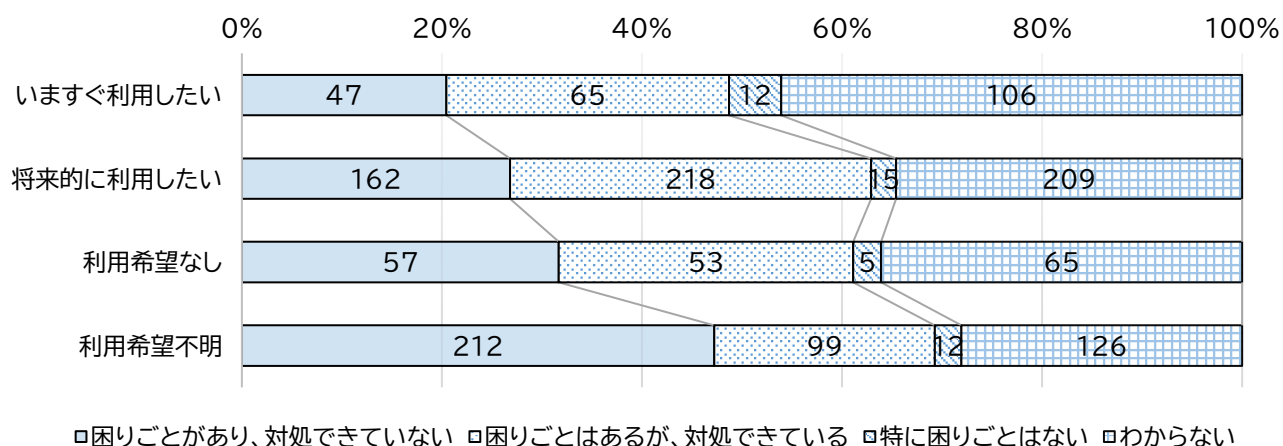
障害者の障害福祉サービスの利用状況別の計画相談支援・障害児相談支援の利用希望の比較

項目	複数サービス利用者		単一サービス利用者	
今すぐ利用したい	47	27.0%	50	9.4%
将来に不安があるので、いずれ利用したい	68	39.1%	179	33.8%
利用するつもりはない	13	7.5%	110	20.8%
わからない	46	26.4%	191	36.0%
回答者数	174	100.0%	530	100.0%



障害児者の計画相談支援・障害児相談支援の利用希望別の計画相談支援・障害児相談支援の認知度の比較

回答件数・割合	いますぐ利用したい		将来的に利用したい		利用希望なし		利用希望不明	
サービスの名前も内容もわからない	47	20.4%	162	26.8%	57	31.7%	212	47.2%
サービスの名前は知っているが、内容はわからない	65	28.3%	218	36.1%	53	29.4%	99	22.0%
サービスの名前は知らないが、内容は知っている	12	5.2%	15	2.5%	5	2.8%	12	2.7%
サービスの名前・内容を知っている	106	46.1%	209	34.6%	65	36.1%	126	28.1%
回答者数	230	100.0%	604	100.0%	180	100.0%	449	100.0%



セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした
アンケート調査(調査項目一覧)

しょうがいふくし りよう かん しょうさ 障害福祉サービスの利用に関するアンケート調査

【1 調査の目的】

障害のある方が、自分らしく、安心して生活を送ることができる環境を整えていくために、実施いたします。

【2 調査の対象】

仙台市内にお住いで、令和5年10月時点でセルフプランにより障害福祉サービスを利用している方を対象としております。

【3 調査の内容】

生活状況、障害の状態や程度、障害福祉サービスの利用状況や相談先、計画相談支援・障害児相談支援、セルフプランのことなど、全23の調査項目にご回答いただきます。

【4 回答の期間】

令和5年12月18日（月曜日）から令和6年1月26日（金曜日）までにご回答ください。

【5 回答の方法】

Q（質問）の中で、当てはまる番号を○（まる）で囲んでください。回答後は、同封の返信用封筒にてご返信ください。

【6 その他】

調査結果につきましては、個人が特定されない形で集計し、公表することがあります。

【回答にあたっての留意事項】

- 基本的には、障害のある方ご本人から回答をお願いします。
 - 障害のある方が、1人で回答することが難しい場合は、障害のある方の意思を確認の上、ご家族や支援者の方等が回答にご協力ください。
 - 障害のある方の意思の確認が難しい、あるいはできない場合は、ご家族や支援者の方が、障害のある方の立場に立って、代理で回答ください。
 - 回答にあたっては、個人情報（名前、住所、生年月日等）は記入されないようお願いいたします。
 - 回答にあたっては、障害のある方の直近の状況についてお答えください。
- ※なお、本調査は、令和5年10月時点でセルフプランにより障害福祉サービスを利用している方に依頼しております。ご回答時点で、計画相談支援・障害児相談支援をご利用されている方につきましては、お答えいただく必要はありません。

Q1 このアンケートの回答者について、お答えください。

1. 障害のある方本人が答えている
2. 障害のある方本人から意見を聴いて、家族や支援者などが代わって答えている
3. 障害のある方本人の意見を確認するのが難しいので、家族や支援者などが答えている。
4. その他（自由記述）

以下は、障害のある方本人のことについておうかがいします

Q2～Q4 生活状況について

Q2 年齢について、お答えください。

歳

Q3 お住まいの区について、お答えください。

1. 青葉区
2. 宮城野区
3. 若林区
4. 太白区
5. 泉区
6. 市外

Q4 現在のお住まいについて、お答えください。

1. 自分や家族の持ち家
2. 借家や賃貸マンション・アパートなど
3. グループホーム
4. 障害のある方が暮らす施設（入所施設）
5. 高齢の方が暮らす施設
6. 病院（入院など）
7. その他（自由記述）

しょうがい しょうたい ていど
Q5～Q9 障害の状態や程度について

Q5 しょうがい しゅべつ ことば ふくすうかいとうか
障害の種別について、お答えください。（複数回答可）

1. 身体障害しんたいしょうがい
2. 知的障害ちてきしょうがい
3. 精神障害せいしんしょうがい
4. 難病なんびょう
5. 発達障害はったつしょうがい
6. その他（自由記述）た じゆうきじゆつ

Q6 しんたいしょうがいしやてちよう も ことば
身体障害者手帳を持っているか、お答えください。

- | | | |
|-----------|---|----------|
| 1. 持っている | } | Q6-1、6-2 |
| 2. 持っていない | | |
| 3. わからない | } | Q7へ |

Q6-1 Q6で「1.持っている」と回答した方にお聞きします。
お持ちの身体障害者手帳の等級（※）について、お答えください
※複数の障害部位がある場合は、総合等級をお答えください。

1. 身体障害者手帳1級しんたいしょうがいしやてちよう きゅう
2. 身体障害者手帳2級しんたいしょうがいしやてちよう きゅう
3. 身体障害者手帳3級しんたいしょうがいしやてちよう きゅう
4. 身体障害者手帳4級しんたいしょうがいしやてちよう きゅう
5. 身体障害者手帳5級しんたいしょうがいしやてちよう きゅう
6. 身体障害者手帳6級しんたいしょうがいしやてちよう きゅう
7. わからない

Q6-2 Q6で「1.身体障害者手帳を持っている」と回答した方にお聞きします。
 障害の部位について、お答えください（複数回答可）

1. 肢体不自由（体幹）
2. 肢体不自由（上肢）
3. 肢体不自由（下肢）
4. 肢体不自由（移動）
5. 肢体不自由（その他）
6. 視覚
7. 聴覚・平衡感覚
8. 音声・言語・そしゃく
9. 内部（心臓）
10. 内部（腎臓）
11. 内部（呼吸器）
12. 内部（ぼうこう）
13. 内部（直腸）
14. 内部（小腸）
15. 内部（免疫）
16. 内部（肝臓）
17. わからない
18. その他（自由記述）

Q7 精神障害者保健福祉手帳を持っているか、お答えください。

- | | | |
|-----------|---|-------|
| 1. 持っている | } | Q7-1へ |
| 2. 持っていない | | |
| 3. わからない | } | Q8へ |

Q7-1 Q7で「1.持っている」と回答した方にお聞きします。
お持ちの精神障害者保健福祉手帳の等級について、お答えください

1. 精神障害者保健福祉手帳1級
2. 精神障害者保健福祉手帳2級
3. 精神障害者保健福祉手帳3級
4. わからない

Q8 療育手帳を持っているか、お答えください。

- | | | |
|-----------|---|-------|
| 1. 持っている | } | Q8-1へ |
| 2. 持っていない | | |
| 3. わからない | } | Q9へ |

Q8-1 Q8で「1.持っている」と回答した方にお聞きします。
お持ちの療育手帳の等級について、お答えください

1. 療育手帳A
2. 療育手帳B
3. わからない

Q9 障害支援区分(※)について、お答えください(18歳未満の方は回答不要です)。
※障害支援区分とは、障害のある方が必要とする支援の度合いを総合的に示すものです。
お持ちの障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

1. 区分1
2. 区分2
3. 区分3
4. 区分4
5. 区分5
6. 区分6
7. 区分なし
8. わからない

Q10～Q12 障害福祉サービスの利用状況や相談先などについて

Q10 利用している障害福祉サービスについて、お答えください。（複数回答可）

1. ホームヘルプなどの訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護）
2. 外出時に必要な支援を行うサービス（同行援護，行動援護）
3. 医療的ケアと常時介護が必要な方の日中系サービス（療養介護）
4. 介護などが必要な方の日中系サービス（生活介護）
5. 身体機能や生活能力の向上など自立のための訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
6. 就労に向けた支援サービス（就労移行支援，就労継続支援A型・B型）
7. 就労定着に向けた支援サービス（就労定着支援）
8. 夜間の介護などの支援を入所により行うサービス（施設入所支援）
9. 地域の中で暮らしていくための支援サービス（グループホーム，福祉ホーム，地域移行・定着支援）
10. 障害のある方の一時的な入所サービス（短期入所）
11. 障害のある子どもの通所サービス（児童発達支援，放課後等デイサービスなど）
12. 障害のある子どもの入所サービス
13. わからない
14. その他（自由記述）

Q11 生活上の困りごとについて、お答えください。

1. 特に困りごとはない
2. 困りごとはあるが、対処できている
3. 困りごとがあり、対処できていない
4. わからない

Q12 困った時の相談先について、お答えください。(複数回答可)

1. 家族・親戚
 2. 友人・知人
 3. 障害当事者・団体や障害者相談員
 4. 保育所(園)・幼稚園・学校・職場
 5. 医療機関
 6. 区役所・総合支所
 7. 障害者相談支援事業所
 8. 専門相談機関(ウェルポートせんだい, アーチル, はあとぽーとせんだい)
 9. 仙台市自閉症児者相談センター(ここねっと・なないろ)
 10. 仙台市視覚障害者支援センター(アイサポート仙台)
 11. 日本盲導犬協会仙台訓練センター
 12. 難病サポートセンター
 13. 障害福祉サービス事業所(※)
- ※Q10の選択肢に記載されているサービスを提供している事業所のことをいいます。
14. 民生委員・児童委員
 15. 地域包括支援センター
 16. 特にない
 17. その他(自由記述)

Q13～Q16 計画相談支援・障害児相談支援，セルフプランのことについて

Q13 計画相談支援・障害児相談支援についてどのくらい知っているか、お答えください

1. サービスの名前・内容を知っている
2. サービスの名前は知っているが、内容はわからない
3. サービスの名前は知らないが、内容は知っている
4. サービスの名前も内容もわからない

Q13-1へ

Q14へ

Q13-1 Q13で「1. サービスの名前・内容を知っている」「2. サービスの名前は知っているが、内容はわからない」「3. サービスの名前は知らないが、内容は知っている」を選んだ方にお聞きします。

どのようにして、サービスの名前や内容を知ったか、お答えください。

1. 仙台市の支援に関する情報誌（※）などで調べた

※せんだいふれあいガイドなど

2. インターネットで調べた

3. 家族・親戚や友人・知人から聞いた

4. 障害当事者・団体や障害者相談員から聞いた

5. 保育所（園）・幼稚園・学校・職場で聞いた

6. 医療機関で聞いた

7. 行政機関（※）で聞いた

※区役所・総合支所、ウェルポートせんだい、アーチル、はあとぽーと仙台など

8. 障害者相談支援事業所など（※）で聞いた

※障害者相談支援事業所，仙台市自閉症児者相談センター，仙台市視覚障害者支援センター

など

9. 障害福祉サービス事業所（※）で聞いた

※Q10の選択肢に記載されているサービスを提供している事業所のことをいいます

10. 覚えていない

11. その他（自由記述）

Q14 計画相談支援・障害児相談支援を利用したことがあるか、お答えください。

1. 利用したことがある	}	Q14-1 ^
2. 利用したことがない		Q14-2 ^
3. わからない	}	

Q14-1 Q14で「1.利用したことがある」を選んだ方にお聞きします。
現在セルフプランを利用している理由について、お答えください
(複数回答可)

1	自分で使う障害福祉サービスは自分で決めたかったから
2	障害福祉サービスの確保や調整を自分で行うことができるから
3	計画相談支援・障害児相談支援を利用しなくても、障害福祉サービスのことについて、相談できる人がいるから
4	計画相談支援・障害児相談支援の再利用を考えているが、どの相談支援事業所に相談すればよいかわからないから
5	計画相談支援・障害児相談支援の再利用を考えているが、対応できる相談支援事業所が見つからないから
6	計画相談支援・障害児相談支援を利用すると手間がかかるから
7	計画相談支援・障害児相談支援が、あまり生活の助けにならなかったから
8	特に理由はない
9	わからない
10	その他(自由記述)

Q14-2 Q14で「2.利用したことがない」「3.わからない」を選んだ方にお聞きします。
現在セルフプランを利用している理由について、お答えください（複数回答可）

- 1 自分で使う障害福祉サービスは自分で決めたかったから
- 2 障害福祉サービスの確保や調整を自分で行うことができるから
- 3 計画相談支援・障害児相談支援を利用しなくても、障害福祉サービスのことで、相談できる人がいるから
- 4 どの相談支援事業所に相談すればよいかわからないから
- 5 計画相談支援・障害児相談支援に対応できる相談支援事業所が見つからないから
- 6 計画相談支援・障害児相談支援を利用するのが大変そうだから
- 7 そもそも、計画相談支援・障害児相談支援について知らないから
- 8 特に理由はない
- 9 わからない
- 10 その他（自由記述）

Q15 計画相談支援・障害児相談支援の利用希望について、お答えください。

1. 今すぐ利用したい
2. 将来に不安があるので、いずれ利用したい
3. 利用するつもりはない
4. わからない

Q16 その他、ご意見等あれば自由にご記載ください。

（例：計画相談支援・障害児相談支援を利用できずに困っていることや苦勞していること、過去に計画相談支援・障害児相談支援を利用した感想や疑問に思ったこと等）

追加調査

1 市民への情報提供のあり方に関する障害当事者・主任相談支援専門員を対象としたヒアリング結果の概要

市民の目線でよりわかりやすい情報発信をするため、具体的にどのような情報提供の方法が効果的か意見をうかがう調査を実施した。

<p>情報提供の内容に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 制度のみの説明だけではなく、どのような相談ができ、自分の生活にとってどのようなメリットがあるのか、具体的に示す必要がある。 ◆ 計画相談支援等を利用した好事例を紹介すると、よりイメージがしやすい。 ◆ 自分の障害特性やニーズに沿った対応ができる指定特定を選択できるよう、より具体的に事業所の特徴等を発信する必要がある。 ◆ 学校や障害福祉サービス事業所等の関係機関を介して、つながってくるケースが多い。問題が大きくなる前に予防的に計画相談支援等につながる大切さを市民だけではなく、関係機関も理解する必要がある。 ◆ 本来は、指定特定の計画相談支援等の対応の空き状況について示されていると良い。など
<p>情報提供の手法に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文字のみの説明だけではなく、図を用いたり、フォントを工夫したりするなど、読みやすく理解しやすい配慮が必要である。 ◆ 動画を用いるなど理解しやすいよう配慮が必要である。 ◆ 指定特定の特徴等を発信していくにあたっては、サービスの質の確保という点から、各事業所に作成してもらうことが望ましい。 ◆ WAM NET(ワムネット)や指定特定のホームページにリンクをはる等既存の情報資源を活用することも含め検討が必要など
<p>情報提供に係る留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画相談支援等に関する情報提供を改め、市民の理解が促進されたとしても、すぐに利用できない実情があり、計画相談支援の受け皿の拡充等とセットで考えていく必要がある

2 計画相談支援等につなげていくための課題に関する関係機関を対象としたヒアリング結果の概要
 セルフプラン利用者の相談先となっている関係機関に対して、計画相談支援等につなげていくための課題等について把握するため、ヒアリング調査を実施した。

計画相談支援等につなぐ課題	関係機関からの具体的な意見
計画相談支援等の受け皿の不足	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画相談支援等の供給量が不足しており、対応可能な事業所が見つからない。
指定特定に関する情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対応の可否は、月により流動的であるが、空き状況の把握がないため、検索が困難である。 ◆ 各指定特定の特徴(障害種別ごとの得手不得手等)を把握しておらず、対象者に適切な支援を提供できる事業所がわからない。
指定特定の支援の質や関係性の問題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童の支援や社会資源、行政手続き等について習熟していない指定特定が少なくなく、支援に介入してもらおうことで、逆に支援が円滑に進まなくなることがある。 ◆ 特に開設間もない指定特定は、つながりが乏しく、実態がわからないため、対象者を紹介することに不安を感じる。そのため、日頃より連携関係のある指定特定につなぐことが多い。
計画相談支援等に関する支援者の理解不足	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所の職員が委託相談との違いや、指定特定の役割について、十分にわかっていないことがある。 ◆ 学校関係者などは、計画相談支援等について十分にわかっていないように感じる。
計画相談支援等の制度のわかりにくさ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画相談支援等の仕組みや、利用することによるメリットが利用者にとってわかりにくく、説明がしにくい。

3 計画相談支援等が特に必要な対象像に関する主任相談支援専門員を対象としたヒアリング結果の概要

地域における支援体制の整備に重要な役割を担う主任相談支援専門員に、計画相談支援等が特に必要な対象像等についてヒアリング調査を実施した。

計画相談支援等の必要性のポイント	具体的な対象像
障害福祉サービス事業所間の連携の推進, 支援の一貫性を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 複数種類のサービスを利用している障害児者 ◆ 単一サービスであっても複数の事業所を利用している障害児者
ライフステージの変化等に応じた支援の連続性を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 将来に渡って, サービスの利用が必要と考えられる障害児
状況の変化等に伴う新たなサービスの調整・確保や適応を促進すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 乳幼児から学齢, 学齢から成人といったサービスの移行期にある障害児 ◆ 単身生活の開始, 主介護者の喪失等生活環境に大きな変化が生じた障害児者 ◆ サービス利用が不安定であり, 変更の可能性が見込まれる障害児者
専門的かつ手厚い支援体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療的ケア児者, 重度心身障害児者, 強度行動障害, 病院・施設等から地域移行した障害児者 ◆ 生活上, 複雑かつ複合的な課題を有している障害児者
自己決定を推進すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本人・家族による情報収集やサービスのマネジメントが困難な障害児者

仙台市障害者自立支援協議会 委員名簿

委員名		所属
委員長	大坂 純	東北こども福祉専門学院
副委員長	黒澤 哲	NPO 法人 自閉症ピアリンクセンターここねっと
委員	伊吹 健太郎	宮城労働局
委員	大友 宏美	障害者相談支援事業所 宮城野雲母倶楽部+らiふ
委員	鹿野 英生	一般社団法人 仙台市医師会
委員	鎌田 美智代	仙台市難病サポートセンター
委員	川村 みき	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
委員	川村 有紀	障害当事者
委員	神田 祐也	障害当事者
委員	今野 正志	仙台市民生委員児童委員協議会
委員	佐藤 眞喜人	東北福祉大学せんだんホスピタル
委員	庄子 拓	NPO 法人 彩り
委員	高橋 邦治	障害当事者
委員	成田 憲司	一般社団法人 仙台歯科医師会
委員	早坂 健一	社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会
委員	福地 慎治	一般社団法人 宮城・仙台障害者相談支援従事者協会
委員	門田 優子	社会福祉法人 みずきの郷
委員	矢尾板 和弘	公益社団法人 仙台市薬剤師会
委員	横田 晋務	東北大学大学院教育学研究科

以上19名(委員長および副委員長を除き, 五十音順, 敬称略)